

平成31年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成31年 3 月 6 日～ 8 日・12日

場 所 第 4 委員会室

平成31年 3月 6日(水曜日)

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成31年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 6 号 平成31年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第 7 号 平成31年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成31年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成31年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 宮崎県主要農作物等種子生産条例
- 議案第43号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第44号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第49号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第54号 平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第55号 平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第56号 平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第60号 平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第 1 号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・一般社団法人宮崎県林業公社経営健全化方針の策定について
 - ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について
 - ・新たな合法伐採推進対策について
 - ・平成31年度環境森林部組織改正案について
 - ・再生可能エネルギー等導入推進計画(素案)について
 - ・みやざき林業大学校の開講について
 - ・平成30年度うなぎ稚魚の採捕状況等について
 - ・一般社団法人宮崎県酪農公社経営健全化方針の策定について
 - ・県立農業大学校の取組状況について

出席委員(7人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	濱 砂 守
委 員	西 村 賢
委 員	高 橋 透
委 員	重 松 幸次郎
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	甲 斐 正 文
環 境 森 林 部 次 長	福 嶋 清 美
(総 括)	

環境森林部次長
(技術担当) 福 満 和 徳
環境森林課長 城 戸 竹 虎
みやざきの森林
づくり推進室長 美 戸 司
環境管理課長 富 山 典 孝
循環社会推進課長 蕪 美知保
自然環境課長 黒 木 哲 郎
自然公園室長 大岩根 充 明
森林経営課長 日 高 和 孝
山村・木材振興課長 三重野 裕 通
みやざきスギ
活用推進室長 田 原 博 美
林業技術センター所長 廣 津 和 夫
木材利用技術
センター所長 下 沖 誠
工事検査監 長 友 善 和

畑かん営農推進室長 酒 匂 芳 洋
農村整備課長 盛 永 美喜男
水産政策課長 福 井 真 吾
漁業・資源管理室長 林 田 秀 一
漁村振興課長 外 山 秀 樹
漁港漁場整備室長 大 森 高 広
畜産振興課長 谷之木 精 悟
家畜防疫対策課長 三 浦 博 幸
工事検査監 中 山 俊 行
総合農業試験場長 甲 斐 典 男
県立農業大学校長 長 友 博 文
水産試験場長 田 中 宏 明
畜産試験場長 花 田 広

事務局職員出席者

議事課主幹 木 下 節 子
議事課主任主事 三 倉 潤 也

農政水産部

農政水産部長 中 田 哲 朗
農政水産部次長
(総括) 野 口 和 彦
農政水産部次長
(農政担当) 坊 菌 正 恒
農政水産部次長
(水産担当) 毛 良 明 夫
畜産新生推進局長 大久津 浩
農政企画課長 鈴木 豪
中山間農業振興室長 小 倉 久 典
農業連携推進課長 外 山 直 一
みやざきブランド
推進室長 日 高 義 幸
農業経営支援課長 牛 谷 良 夫
農業改良対策監 巢 立 幸 彦
農業担い手対策室長 徳 留 英 裕
農産園芸課長 菓子野 利 浩
農村計画課長 浜 田 真 郎

○二見委員長 ただいまから環境農林水産常任
委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お
手元に配付いたしました日程案をごらんくださ
い。

本日は、補正予算関係議案、報告事項及びそ
の他報告事項について行い、あす以降、当初予
算関係議案等について行うこととしております
が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた
します。

次に、審査方法についてであります。お手元
に配付しております委員会審査の進め方を
ごらんください。

初めに、1、審査方針についてであります。
当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規

事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。当初予算の審査に当たっては、長くなることが予想されることから、環境森林部については2グループに、農政水産部については3グループに分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

また、各委員におかれましては、関連する質問についてはまとめて行うなど、効率的な審査に御協力をよろしく願います。

審査方法について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○甲斐環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が4件、その他報告事項が3件でございます。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」など4件ですが、これにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、IIのその他報告事項につきまして、1の一般社団法人宮崎県林業公社経営健全化方針

の策定についてなど3項目につきまして御報告いたします。

それでは、1ページをごらんください。

歳出予算集計表（課別）でございます。

この表は、議案第49号を初めとする4つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。このうち、議案第49号に関する一般会計の補正につきましては、国の補正予算に伴う増額や事業費の確定など、必要な措置をするものであります。表の中ほどの2月補正額の計、Bの列の一般会計の小計欄に網かけしてありますとおり、3億7,397万6,000円の増額をお願いしております。

今回の補正予算では、国が昨年12月に閣議決定した防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、特に緊急に実施する必要がある重要インフラの整備を今年度から3年間で集中的に実施することから、環境森林部としましても森林整備事業や治山事業などの防災・減災対策に取り組んでいくこととしており、7億5,387万9,000円の増額も合わせてお願いしております。

この結果、補正額の一般会計予算額は、その右側の補正後の額Eの列にありますとおり、217億4,456万3,000円となります。

また、議案第54号から議案第56号に関する特別会計の補正につきましては、貸付金の増加に伴う償還金の増額でありまして、下から2段目、特別会計に係る2月補正額の計、Bの列の小計欄に網かけしてありますとおり、2,845万円の増額をお願いしております。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は表の一番下、補正後の額Eの列の環境森林部合計の欄に網かけしてありますとおり、230億2,249万2,000円と

なります。

次に、2ページをお開きください。

繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策やT P P対策等の国の補正予算の関係から工期が不足するもの、あるいは各現場におきまして工法の検討に日時を要したことにより、工期が不足するものなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

議案第49号関係が環境管理課、自然環境課、森林経営課、山村木材振興課の所管事業で、表の合計欄に網かけしてありますとおり、215カ所、65億7,781万1,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3ページをごらんください。

3、繰越明許費補正(変更)についてであります。

議案第49号関係が自然環境課の所管事業で、表の合計欄に網かけしてありますとおり、38カ所、17億9,625万2,000円へ増額をお願いするものであります。

次に、4、債務負担行為(追加)についてであります。これは、環境森林課が所管しております王子製紙分収造林事業、東洋紡分収造林事業でありまして、分収造林地の管理に要する将来の費用をあらかじめ計上しているものですが、これまで設定していました債務負担行為の期間が終期を迎えましたことから、今後見込まれる管理費等を新たに設定するものであります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○二見委員長 次に、議案についての説明を求

めます。

○城戸環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成30年度2月補正歳出予算説明資料の183ページをお開きください。

環境森林課の補正額であります。一番上の段の左から2列目の補正額の欄にありますように、3,321万4,000円の減額補正をお願いしております。その内訳は、その下にありますように、一般会計が5,484万8,000円の減額、特別会計が2,163万4,000円の増額であります。この結果、補正後の額は、一番上の段の右から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして34億4,701万8,000円となります。

それでは、以下、主な内容について御説明いたします。

185ページをごらんください。

上から5段目の(事項)エネルギー対策推進費683万円の減額であります。主なものといたしまして、説明欄2の住宅用太陽光発電システム融資制度500万円の減額であります。この融資制度は県と民間金融機関との協調融資で行っているものですが、融資制度の利用者が、金融機関との約定よりも早目に返済を行ったため、県からの金融機関への預託金が減額になったことによるものであります。

187ページをごらんください。

下から4段目の(事項)森林環境税基金積立金615万1,000円の増額であります。これは、森林環境税の収入見込みが増額になったことによるものであります。

次の(事項)わが町の水とくらしを守る森林づくり推進費564万7,000円の減額であります。これは、森林の公有林化を行う市町村に対する補助額が、当初の見込みを下回ったことによる

減額であります。

次に、189ページをごらんください。

山林基本財産特別会計についてであります。上から5段目の(事項) 県有林造成事業費1,725万9,000円の増額であります。主なものとしまして、説明欄6の繰出金2,000万円の増額は、県有林の繰越金の一部を一般会計に繰り出すものであります。

次に、191ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。上から5段目の(事項) 県行造林造成事業費854万2,000円の増額であります。主なものとしまして、説明欄3の補助費等565万円の減額は、主伐の売り払い収入の減により、土地所有者に支払う分収交付金が減額となったことなどによるものであります。

次の説明欄4の建設事業費981万5,000円の減額は、作業路等の実施箇所を見直したことなどによるものであります。また、説明欄5の繰出金2,500万円の増額につきましては、繰越金や事業の執行残を一般会計に繰り出すものであります。

説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 続きまして、環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の193ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4,812万円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は3億2,688万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

195ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項) 大気保全費485万5,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の1、大気汚染常時監視事業の375万6,000円の減額であります。これは、PM2.5等の大気汚染物質の監視に伴う、測定機器購入の入札残などであります。

次に、196ページをお開きください。

中ほどの(事項) 公害保健対策費2,015万2,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の1、公害健康被害補償対策費の1,803万1,000円の減額であります。これは、土呂久公害に係る認定患者の方々への医療費や障害補償費等の給付額が、当初の見込み額を下回ったことによるものなどがございます。

次に、197ページをごらんください。

(事項) 合併処理浄化槽等普及促進費1,836万2,000円の減額であります。主なものとしては、説明欄の3、浄化槽整備事業の1,813万3,000円の減額であります。これは、市町村に対する合併処理浄化槽の設置に係る補助において、市町村の要望基数が、当初見込んでおりました約1,100基を200基程度下回ったことによる執行残などがございます。

環境管理課の説明は以上でございます。

○蕪循環社会推進課長 続きまして、循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の199ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2,327万6,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は19億3,981万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

201ページをお開きください。

まず、中段の(事項)産業廃棄物処理対策推進費1,536万4,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の2、産業廃棄物処理監視指導事業の613万5,000円の減額であります。これは、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類等の検査委託の入札残やPCB廃棄物処理推進員等の人件費、監視活動経費等の執行残であります。

次に、5つ下の8、産業廃棄物税基金積立金の1,158万5,000円の増額であります。これは、産業廃棄物税の税込見込みの増等によりまして、基金への積立金を増額するものであります。

次に、1つ下の10、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業の1,000万円の減額であります。これは、PCB使用安定器の掘り起こし調査業務を行っておりますが、その入札残等によるものであります。

次に、202ページをお開きください。

(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費624万8,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の2、循環型社会推進総合対策事業の610万1,000円の減額であります。これは、産業廃棄物リサイクル施設の整備を行う事業者に対して交付しております補助金の執行残等でございます。

循環社会推進課の説明は以上であります。

○黒木自然環境課長 続きまして、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の203ページをごらんください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6億4,778万8,000円の増額であります。この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、42

億6,564万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

206ページをお開きください。

一番上の(事項)森林病虫害等防除事業費で1,885万7,000円の減額であります。これは、松くい虫の被害が減少したことから、被害木の伐倒駆除等に要する経費を減額するものであります。

次に、中段の(事項)山地治山事業費では、3億9,057万4,000円の増額であります。これは、当初予算分における国庫補助決定に伴う減額と、国の補正予算分における増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などにより、綾町上畑地区ほか8カ所におきまして治山施設を整備するものであります。

次に、下の(事項)緊急治山事業費で、3億9,231万3,000円の増額であります。これは、西都市古田ノ元地区ほか5カ所において、台風24号等により発生した荒廃山地の復旧整備を行うこととしております。

次に、207ページの上から2つ目の(事項)保安林整備事業費で1億6,576万8,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

次に、209ページをお開きください。

一番上の(事項)自然公園等整備事業費で、1億9,669万8,000円の増額であります。これは、当初予算分における国庫補助決定に伴う減額と国の補正予算分における増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、九

州自然歩道霧島山麓コースほか4カ所の整備を行うものであります。

最後に、一番下の(事項)治山施設災害復旧費で1億3,768万7,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

私からの説明は以上であります。

○日高森林経営課長 それでは、森林経営課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の211ページをお開きください。

森林経営課の補正額は左から2列目、6億170万8,000円の減額でございます。この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、73億9,102万8,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

213ページをごらんください。

上から5行目の(事項)森林計画樹立費で1,317万9,000円の減額でございます。これは、説明欄1の(1)森林資源情報整備推進事業の国庫補助決定に伴う減及び2の森林簿地番情報等緊急整備事業、これは林地台帳を作成し市町村へ提供するものですが、作成に際しての委託費の執行残などによるものでございます。

次に(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費で992万6,000円の減額でございます。この事業は、森林経営計画の作成や間伐、作業道を整備する上で必要な境界確定等を市町村が実施する際に支援するものでございますが、経営計画策定の作業量の減少に伴い減額となったものでございます。

次に、一番下の(事項)林業普及指導費で507万8,000円の減額でございます。

214ページをお開きください。

これは、説明欄6の「みやざき林業青年アカデミー」等研修事業において、30年度の募集定

員10名に対し8名となったことから、主に給付金の支給額が減額になったことによるものでございます。

次に、下から2行目の(事項)森林整備事業費で2億6,458万8,000円の増額でございます。これは、当初予算分の国庫補助決定額との内示差に伴う減額と、国の補正予算分の増額を合わせたものでございます。

国の補正予算のうち1億9,266万3,000円につきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などにより、山地災害危険地区周辺560ヘクタールにおいて造林等の森林整備を行うものでございます。

215ページをごらんください。

上から2段目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で2億3,419万8,000円の増額でございます。これは、説明欄1の未利用間伐材利用促進対策事業において、国費を原資とする基金を活用しておりましたが、国の制度変更に伴う5,344万5,000円の減額と、説明欄2の合板・製材生産性強化総合対策事業において、国の補正予算——これは、T P P対策でございますが、2億8,764万3,000円の増額を合わせたものでございます。

国の補正については、説明欄(1)の間伐材生産強化対策事業や、(2)の間伐推進路網整備事業で間伐材生産や路網整備を支援するものであります。

詳細につきましては、後ほど、山村・木材振興課より常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、下から2段目の(目)林道費(事項)地方創生道整備推進交付金事業で1億2,933万6,000円の増額であります。これは、当初予算分の国庫補助決定額との内示差に伴う減額と国

の補正予算分の増額を合わせたものであります。

なお、補正予算分は、林道5路線の整備を行うものであります。

216ページをお開きください。

上から2段目の(事項)林業専用道整備事業費で3億6,076万2,000円の増額であります。これも当初予算分の国庫補助決定額との内示差に伴う減額と国の補正予算分の増額を合わせたものであります。

補正予算分は、林道からの枝線となる林業専用道など8路線の整備を行うものであります。

次の(事項)林道点検診断・保全整備事業費で2,571万8,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴うものでございます。

一番下の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費の3億139万3,000円の減額も国庫補助決定に伴うものであります。

217ページをごらんください。

中ほどの(事項)林道災害復旧費で12億2,503万5,000円の減額であります。これは30年度に当初予算額までの林道災害が発生しなかったことによるものであります。

森林経営課からは以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の219ページをお願いいたします。

当課の補正額でございますが、左側2列目の補正額の欄にありますように4億6,095万6,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、下にあります一般会計が4億5,414万円の増、特別会計が681万6,000円の増でございます。

この結果、補正後の額は、一番上の段の右か

ら3列目にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして56億5,210万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、221ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費6億7,285万1,000円の増額でございます。

主な増減理由でございますが、説明欄3の林業経営構造対策事業費補助金8,477万5,000円の減と4の木材産業構造改革事業費補助金10億944万8,000円の減でございます。こちらにつきましては、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設整備事業について、国に要望していたものが採択されなかったため減額するものでございます。説明欄の7、増額となりました合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業18億2,766万2,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、222ページの説明欄をごらんください。

一番上の(事項)木材産業振興対策費1億9,083万9,000円の減額でございます。

主な減額理由でございますが、1の木材産業振興対策資金におきまして1億7,000万円の減となっております。こちらの資金は、原木の出荷調整あるいは乾燥材の生産促進等のための貸付資金でございますが、年度末に近づきまして今年度の資金需要が見えてきたことから需要実態に応じて減額するものでございます。

また、5のみやざきスギ次世代流通モデル構築事業につきましては、財源の一つとしておりました基金につきまして、国の制度変更に伴い

使途が限定されたため、一部事業を見送ったことにより減となったものでございます。

次に、一番下の(事項)木材利用技術センター運営事業費421万円の減額でございます。これは主に、説明欄1の維持管理費や、次のページでございますが、2の試験研究費におきまして、入札等の執行残により減額となるものでございます。

次に、上から2つ目の林業担い手総合対策基金事業費1,736万1,000円の減額でございます。これは主に、説明欄3の森林の仕事就業定着促進事業におきまして、緑の雇用事業修了者等を継続雇用した場合に奨励金を交付しておりましたが、予定していた人数が減少したこと、また、説明欄4の中核認定林業事業体循環型林業推進事業におきまして、今年度から事業対象となります事業体の要件を見直したところ、認定が想定を下回ったことから減となるものでございます。

224ページをお願いいたします。

こちらは、議案第56号「平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)」でございます。

(事項)林業・木材産業改善資金対策費681万6,000円の増額でございます。こちらの資金は、林業従事者や素材生産事業者、木材加工事業者等に無利子で設備資金の貸し付けを行う事業でございます。

平成29年度の貸し付け実績から次の償還が行われるわけですが、当初の見込みより償還が多かったため、その分を見込んで増額になっております。

このため、借り主からの償還金が財源の一部となりますこちらの対策費についても増額となるものでございます。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、先ほど説明が途中になっておりました事業について、環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の4ページをお開きください。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業につきましても、森林経営課分もあわせて御説明させていただきます。

1の事業の目的・背景でございますが、2月1日に発効しました日EU・EPA、あるいは昨年12月に発効しましたTPP11による新たな国際環境のもとで、県が関係者と共同で策定しました体質強化計画に基づき、製材工場等の大規模化や高付加価値化品目への転換等を進めるとともに、それらに向けた原木を低コストで安定供給するため、ひなたのチカラ林業経営者が行います路網整備や間伐材生産、高性能林業機械の導入等に対して一体的に支援を行うものでございます。

予算額は2の(1)にありますとおり、森林経営課分及び山村・木材振興課分を合わせまして21億1,530万5,000円をお願いしております。

(5)事業内容でございますが、①の間伐推進路網整備事業、②の間伐材生産強化対策事業、また、③の高性能林業機械等整備事業におきまして、製材工場等に対する原木を低コストで安定的に供給するため、それぞれ路網整備、間伐材の生産、高性能林業機械の導入について支援を行うものでございます。

④の木材加工流通施設等整備事業につきましても、大規模化や高付加価値化品目への転換等を進める製材工場や原木市場等の整備に対する支援を行います。

このような取り組みを通じまして、3の事業効果にありますように、生産性の高効率化を進

める製材工場等を整備して、間伐材が低コストで安定的に供給されることにより、本県の林業・木材産業の国際競争力の強化を図る内容となっております。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○濱砂委員 勉強不足で申しわけないんですが、林道を開設しますよね。今回は、緊急治山事業で出ていますけれど、林道を新規開設するのは県がやるということですよ。林道が完成したら市町村に管理をしてもらう、そして、災害が起きたら、県が復旧するということなんですか。

○日高森林経営課長 林道開設についてでございますけれども、実際は県営で開設したり、あるいは補助営で開設しております。

基本的に県営であろうが、補助営であろうが、完成後の管理は市町村が林業台帳に登載して市町村が管理主体となります。

県営で実施する場合と補助営で実施する場合がございますけれども、県営で実施する場合は基幹的な林道となります。例えば、利用区域面積が1,000ヘクタールを超えて非常に大きな面積で森林をつないで基幹的に開設する場合は、大体1町村当たり1路線を県営で実施しております。

それ以外の林道については、補助営で実施している状況でございます。

○濱砂委員 もう一つ教えてください。

山腹事業ですよ。いわゆる山がずれて崩壊した場合、個人の山であっても県が対応することがあるんですか。

○黒木自然環境課長 山腹事業につきましては、治山事業等で対応しておりますが、当然、個人

の山であっても対象にしております。

○濱砂委員 それはしっかりした基準があるんですか。例えば、山の高さや幅が50メートルとか30メートルでないと適用できませんとか、下に家がないと適用できませんとか、面積とかの基準があるんですか。

○黒木自然環境課長 治山事業にもそれぞれ細部の事業がございますが、それぞれで例えば全体の事業費が700万円以上とか、それから、今委員が言われましたとおり、山腹崩壊で土砂が流れて、その下に人家や公民館、道路があるとか、そういったもろもろの基準がございます。それに該当するものについて、治山事業で対処していくことになります。

○濱砂委員 前回の台風24号、25号で山腹の崩壊がかなり出ているんですよ。ところが、なかなか対応ができていない。職員に現場を見てもらっても、これは基準に乗りませんという話が結構多くて、そのまま放置してある箇所が何カ所もある。この手だてはできないものなんですか。

○黒木自然環境課長 今回の台風24号による山地被害については、手続を進めておりましたが、2月に国から内示を受けて、これからの発注になりますので今回補正や繰り越しをお願いしています。

基本的に災害は、大体3カ年で復旧しようということにしておりますが、今回は人家や公共道路があるとか、そういった非常に緊急性があるものについては30年度の補正でやると。そして、31年度で中心的にやって残ったものを32年度でやるということで3カ年で整備をしていくことにしております。

○濱砂委員 そうじゃないんですよ。その3カ年の整備で、これが全部が対象にならないとい

うことなんです。たくさんそういった状況があるんだけど、これは適用しませんが、もうどうしようも手のつけようがありませんというのが結構あるんです。皆さんそうだと思うんですけど、だからそういう手だてはないのかという話なんです。

○黒木自然環境課長 先ほど国の基準を御説明しましたが、基準に該当しない小規模なものにつきましては、県単の治山事業、それから、市町村に補助する県単補助治山事業で該当するようにはしておりますけれども、それも予算の限りがございますので、やはり優先度の高いもの、緊急度の高いものから実施している状況でございます。

○濱砂委員 規模にかかわらず県単事業でやれないことはない。予算の都合上、おくれることはあってもやれないことはないということなんでしょうか。

○黒木自然環境課長 予算の制約はございますが、県単の治山事業等につきましては、小規模なものとしておりますけれども、その小規模なものの中でも金額の大小ではなくて、危険度の高いものから優先的にやっております。補助の場合は市町村の負担が出てまいりますので相談していただいて、現地を確認して対応していきたいと思っております。

○来住委員 環境森林課にお伺いします。187ページの森林環境税基金に615万1,000円積み立てがされるんですけど、615万1,000円を積み立てた段階で基金の累計は幾らになるのか教えてください。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 615万1,000円が29年度の税収の増額になります。それで、累計が2億9,317万9,000円となりまして、これを30年度に使用しますので、30年度末の基金

残高は1億2,300万6,472円になります。

○来住委員 今、第3期目をやっていますよね。きのう議会でちょっと問題にさせていただきましたけれど、平成32年に今の第3期が終わりませんが、県民の皆さんから500円ずつ出しているわけですが、それは当然林業や森林にかかわる予算として使われていくわけですけど、この基金は、それ以外のものには使えないことはわかっているんですが、ただ、大事なことは、基金を積み立てるために皆さんから税を納めてもらっているわけではないわけですよ。そうすると、今1億幾らと言われたんですけど、32年度までに、これを全部使って事業を起こしていく方針なのかどうか。

つまり僕が言いたいのは、基金に残す必要があるのかなと。そうじゃなくて、うんと利用していただくことが、この税の目的ではないのかなという思いがあるものですから、その辺どうなんでしょうか。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 今、第3期を平成28年度から平成32年度までの計画でやっております。おっしゃるとおり、基金に積むためではございませんが、事業の計画の関係もありますので、今は残がございますけれども、これを32年にはできるだけゼロに近づける努力をしたいと思っております。

○来住委員 ぜひそうしてほしいと思います。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員 委員会資料の4ページの事業ですけど、事業内容の①、②で、どちらも原木を安定的に供給するところまではわかるんですけどね。どちらも林道の整備だと思うんですけど、どちらかといったら①のほうが基幹道かなと思うんですけど、②で間伐材生産を支援するところあるじゃないですか。ここをもう少し詳しく説

明いただきたいのですが。

○日高森林経営課長 この事業は、T P P対策等で海外の木材製品に対抗するため、国産材を安定的に供給することを目的としておりますが、特に、間伐材で高齢級間伐となりますと搬出する場合にも経費等がかかります。そのため、林業専用道を開設し、また、高齢級の林分等について間伐する。そして、外材製品に対抗するために原木を安定供給するという事で、木材加工対策に加えて、そこに原木を供給する。特に間伐材支援という形での原木供給というような視点で国で対策が打たれている事業でございます。

○高橋委員 間伐材もこのイメージ図に見るようになりかなり高齢級で幹も大きいから、これも原木の一つと理解してもいいのかなと思ったりするんですよね。

○日高森林経営課長 高齢級でも、実質的に40年、50年生になっても間伐が行われていない林分もかなりございますので、間伐と理解していただいてよいと思います。

○高橋委員 ②の補正額のほうが大きいじゃないですか、2億2,000万だから。いわゆる搬出する山ですよね。かなり奥までイメージされると理解していいですか。

○日高森林経営課長 特に出しやすい場所、奥地というような制限はございません。ただ、ここに書いてあるとおり、ヘクタール当たりの支援の上限は35万円を設定されております。

○高橋委員 わかりました。

④の17億3,000万円の補正額ですけど、いわゆる高付加価値化品目というのは、例えばC L T材とか、付加価値をつける品目とかがあるんでしょうけど、そういった材をイメージしていいんでしょうか。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 この高付加価値化品目は、例えば、集成材であったり、それからC L Tも集成材の一つですからそうなんですけど、L V Lとか、プレカットをイメージしていただければと思います。

○高橋委員 既存の製材工場が、この補助を利用して新規で別につくることも認めるんですか。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 それは認められます。

○高橋委員 具体的に、日南の製材工場が高原町のフリーウェイ工業団地を取得したみたいだけれど、そういったところが対象になるんでしょうか。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 委員がおっしゃったように、そういったものも対象になっております。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○重松委員 環境管理課にお尋ねしますが、197ページの合併処理浄化槽等普及促進費について、先ほど浄化槽整備事業につきましては、市町村で200基下回ったというお話を伺いました。その上の2の浄化槽管理システム運営費は、県浄化槽協会に置いてあるシステムなのか、県で管理されているシステムなのか、その内容を教えてくださいたいと思います。

○富山環境管理課長 この2番目の浄化槽管理システムは、県と国、浄化槽協会等も含めて作成しました浄化槽の台帳システムのことを言っています。そのシステムを市町村にお願いして使っていただくということと、我々も、そのシステムのメンテナンスをしないといけないものですから、その辺の費用を含めた金額となっております。

○重松委員 台帳ということは、設置箇所とか、

それから法定検査を受けたとか、そういうことなどが全部一目でわかるということですね。

○**富山環境管理課長** その台帳の中には、設置場所、どういったものが設置されているのかとか、維持管理状況、そういったのが全て含まれておりまして、その台帳を利用して適正な維持管理ができるように活用していきたいと思っています。

○**重松委員** わかりました。そういう法定検査の受検率をしっかりと上げていただきたいと思えます。

○**二見委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○**美戸みやざきの森林づくり推進室長** 常任委員会資料の6ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県林業公社経営健全化方針の策定についてであります。お手元に資料1として一般社団法人宮崎県林業公社経営健全化方針をお配りしておりますが、説明は常任委員会資料でさせていただきます。

まず、(1) 方針策定の経緯であります。総務省から地方公共団体に相当程度の財政的ナリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、地方公共団体として抜本的改革を含む経営健全化方針を速やかに策定し、公表するよう要請があったことから、平成26年度に有識者や県議会の御意見を伺いながら策定いたしました宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針に沿いまして、総務省の示したスタイルで策定したものでございます。

(2) 方針策定主体は、県及び社員12市町村が連名で作成しております。

(3) 方針策定スケジュールは、7月から社員市町村と検討を行いまして、10月に行財政改革懇談会委員との意見交換を実施し、1月31日に方針を決定したところであります。2月から3月にかけて、県議会や市町村議会で報告を行った後、3月末に公表することにしております。

(4) 方針の概要についてであります。総務省通知に従い、以下の項目について構成しております。①が作成年月日等、②が公社の概要であります。オにありますとおり、総出資額は1,350万円で、方針を作成いたしました地方公共団体の出資割合は、括弧書きにありますとおり68.1%であります。カの業務内容は、分収林事業や森林所有者からの施業受託事業であります。

7ページをごらんください。

③経営状況、財政的ナリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与についてであります。アの経営状況等ではありますが、公社は木材価格の長期低迷に伴い、保育等に要した費用を賄うことができず、平成29年度決算において約90億円の債務超過となっております。イの県の関与にありますとおり、県は貸し付けや日本政策金融公庫などから資金を借り入れる際の損失補償などの支援を行い、また、財務状況等の点検・評価の実施、その結果の公表に加えて、毎月、経営改善に向けた指導を行っているところであります。ウの社員市町村の関与としましては、公有地に係る分収林の分収割合の変更に加え、資金の貸し付けによる支援などを行っております。

④の抜本的改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討であります。県では、平成16年度から公社のあり方について検討を重ねてきておりまして、アにありますように、平成23年度に林

業公社のあり方に関する県方針を定め、公益性の面で高い役割が期待できることや、県財政負担が最も少ないことを総合的に判断し、公社として存続させることとしております。

また、平成23年度の県方針におきまして、平成26年度に状況に応じて廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを行うこととしていたことから、イにありますように、平成26年度に見直しを行い、経営改善がおおむね順調に進んでいることなどにより、公社として存続させるとの県方針を決定しております。

さらに、ウにありますように、平成29年度に林業公社が10年を1期とする第4期経営計画を策定し、林業公社自身の経営努力などの経営改善に向けた取り組みを定め、実行することにしております。

⑤の抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応についてであります。近年の木材価格が下げどまりの傾向にありますことや、経営改善がおおむね順調に進んできたことなどから、平成26年度の県方針で求めている経営改善策や平成29年度に公社が策定した第4期経営計画による経営改善策に積極的に取り組み、現在の条件下で最大の収益確保を求めるとしておきまして、県及び社員市町村は、引き続き実行状況等の確認や指導等を行うこととしております。

参考資料として、⑥にありますとおり、林業公社の財務状況としまして、貸借対照表などを過去3年分掲載しております。

私からの説明は以上であります。

○富山環境管理課長 常任委員会資料の8ページをお開きください。川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

まず、(1)の水質の状況についてです。4月の長江川等の河川白濁以降、週1回のペースで19

項目の水質検査を行っております。2月20日の検査結果が最新の結果となりますが、内容は右の9ページの採水地点を示した図で御説明いたします。図では、採水地点ごとに水素イオン濃度pHとヒ素の最新の結果を記載しております。ページ下のほうの硫黄山に近い①えびの橋から、中ほどの②大原橋、③長江橋を通過し、さらに下流の④長江川橋にいくにしたがって、水質は改善していく傾向が見られます。また、川内川合流地点の農業用取水口である⑨堂本頭首工のpHが5.8と環境基準の6.5を下回っておりますが、括弧で記載しておりますように、翌日の21日や、その5日後の26日では6.9と基準を達成しておりました。

左の8ページにお戻りください。

下のほうにこれまでの検査結果について、上流からえびの橋、長江橋、堂本頭首工の3地点における水素イオン濃度pHとヒ素濃度の経時変化をグラフであらわしております。ごらんとおり、下流側では8月から9月以降、おおむね環境基準を達成している様子が見られます。しかしながら、数値は上下に変動しておりますので、今後も引き続き監視を継続してまいります。

10ページをお開きください。

次に、(2)水環境対策研究・検討の進捗状況についてでございます。①の水処理対策につきましては、中ほどの四角囲いのところで御説明いたします。まず、ステップ1として、宮崎大学による実証試験をえびの高原において石灰石を活用し、河川水を引水して水質改善対策の検討を行った結果、一定の効果が得られましたので、ステップ2として、えびの市とともに、えびの高原の赤子川自体に試験水路をつくり、河川水を直接通水した際における石灰石中和の効

果の検証や、課題の抽出を宮崎大学の協力のもとに実施し、水量を多くした場合にも一定の効果があることが確認されましたが、一方で、大量の石灰石を持続的に投入する必要があるなど、幾つかの課題もわかってきました。

このため、ステップ3として、これまでの成果を踏まえ、河川の全水量における改善効果の確認及び課題解決の検討を行うため、4月以降の農業用水が必要な時期において、全水量で試験ができるように、この3月から仮設石灰石中和水路の設計、施工を専門業者に委託して実施しているところでございます。

右の11ページの図には、これまでえびの市とともに行った試験の場所や石灰石の消耗状況の写真、また、全水量試験のイメージ等を示しております。

左の10ページに戻りまして、四角囲いのすぐ上に記載しておりますが、これらの動力を伴わない自然の河川の流れを利用した石灰石による水質改善対策は、環境負荷の少ない比較的低コストで実施可能な対策でございます。

次に、同じページの下にある②の沈殿物処理についてですが、宮崎大学が実施した沈殿物試験において、土壌安定化剤を一定量、6%以上添加することで、溶出基準を超過していたヒ素等が基準値未満に低減できることが確認されました。右のページの下の方に、その結果概要を表で示しております。

なお、えびの高原の赤子川にある仮設堰堤の沈殿物につきましては、現在、えびの市が、しゅんせつ・仮置きを進めており、今後は仮置き後の沈殿物の処理について、これらの研究の成果を踏まえ、地元えびの市を初め、関係機関で協議していくこととしております。

私からの説明は以上になります。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 委員会資料の12ページをお開きください。

3の新たな合法伐採推進対策についてであります。

(1)の背景であります。ここからは右のページの図を使って説明させていただきます。上段の図の①新たな合法伐採推進対策までの流れをごらんください。県では、これまで図の左側にありますように、森林の無断伐採の未然防止に向けて、市町村、木材市場連盟を含む林業・木材産業関係4団体及び県警との8者で、平成29年8月に締結しました宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定に基づき、伐採パトロールの強化等に取り組んでまいりました。

しかしながら、その後も、伐採の合法性が疑われる事案の発生が見られたことから、県森連、県木連及び県素連の林業・木材産業3団体は、これを重く捉えまして、図の中ほどにありますように、昨年12月に宮崎県合法伐採推進協議会を設立し、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者登録を推進するとともに、国のガイドラインに基づいて、みずから伐採事業者等に対して認定している合法木材供給認定事業者への指導の厳格化を図り、森林の無断伐採を根絶するという強い意志と覚悟を示したところです。

今般、こうした林業・木材産業界、独自の無断伐採に向けた取り組みに加えまして、国や土木事業者、運送事業者及び関係者の協力をいただき、図の右側にありますように、これまでの対策も効果的に機能させる新たな協定を締結し、合法伐採を強力に推進することとしました。

新たな合法伐採推進対策に関する協定の主な内容ですが、下段の図をごらんください。青く塗った枠の中の団体等が、今回、協定に加わることとなっております。まず、左上の青い枠に

あります国の森林管理署や土木事業者、運送事業者は、伐採作業を示す旗や作業標識等がないなど、伐採業者が不明な現場を見かけましたら、市町村へその情報を提供します。

次に、情報提供を受けた市町村は、その情報をもとに、無断伐採の有無を確認し、伐採届が提出されていないなどの無断伐採が確認されましたら、伐採事業者等からてんまつ書等を徴収し、行政指導を行うとともに、県に報告いたします。そして、悪質だと判断された場合は、右下の青い枠にあります合法伐採推進協議会へ当該無断伐採の事業者名等の情報を提供いたします。情報提供を受けた合法伐採推進協議会は、右下の木材市場連盟等に情報を提供いたします。また、無断伐採の報告を市町村から受けた県は、右側上の赤文字にあります。平成29年8月の協定に基づきまして、県警本部に情報を提供するという内容になります。

この協定の効果であります。具体的には、1つ目としまして、この図の中ほどの赤文字にありますように、合法伐採推進協議会は当該伐採事業者に対し立入検査を行い、悪質と判断された場合は、合法木材供給認定事業者の取り消しや原木市場や製材工場による当該伐採事業者からの原木の受け入れ停止といった厳格な措置を講じます。

2つ目としましては、このような措置に至らないよう、市町村は図の右上の緑の枠にありますように、伐採事業者等から伐採届を受理した際に、無断伐採が行われた場合は原木の受け入れが停止になる場合があるといった内容の無断伐採の未然防止に向けた注意喚起を強く行います。これらの対応によりまして、無断伐採の未然防止が図られるものと考えております。

左の12ページに戻っていただき、(4)の協定

の締結ですが、今月末の3月28日に、この8者によりまして本協定を締結することとしており、今後、行政や業界団体の法令等の遵守の枠組みを最大限活用しまして、森林の無断伐採の根絶と合法木材の確実な流通及び利用を促進してまいりますと考えております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○高橋委員 林業公社の関係でお尋ねしますが、7ページの③を見ると、深刻だなとイメージするんですけど、⑤に木材価格が下げどまりの傾向で、経営改善も順調に進んでいると書いてあるので、順調なんだろうなというふうに理解はしたいんですが、29年度決算で90億円の債務超過があるじゃないですか。記憶が曖昧なんですけれど、累積で300億円近くあったような気がするんですが、それを確認します。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 平成26年度当時の借り受け額は340億ほどございまして、それを森林勘定ということで、財産に振り分けられていると。1立方当たり6,000円ほどの造成費をかけておりまして、それが現在3,000円ぐらいでしか売れていないということで、その差額分が累積したものが90億円になります。

○高橋委員 わかりました。資料1で詳しく説明してあるんですけど、29年度決算で単年度収支は黒字だったということですよね。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 単年度につきましては、平成23年度以降、ずっと黒字で推移しております。

○高橋委員 原木価格の下げどまりという説明が書いてあるじゃないですか。ただ、今までの保育する費用との乖離があるからということで、収支がなかなか改善に向かなかったんでしょう

けれど、今、下げどまりだから、乖離幅は縮まっていますと理解していいですね。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 今年度の入札結果でも3,500円とか、上がっておりますので、その乖離は少なくなっていると考えております。

○高橋委員 わかりました。

○来住委員 委員会資料の13ページのいわゆる誤伐や盗伐の問題なんですけれど。図で示されている届け出とか表示板のないところで、実際に伐採されているのを建設業協会とかトラック協会が見つけたときには、こういう手順でいきなさいとなっているんですけれど、僕が一つ大事だと感じるのは、実際に原木市場とか製材工場にそういう材が運び込まれたと、それをわかっていても市場が買い受ける、または製材工場が買い受ける。これも、私に言わせれば、盗伐した者と同罪です。現実にはこうやって各市町村が出すしっかりしたものを見ないで買い受けているとなると、僕は事実上の同罪だと見ているんですけれど、その辺のチェックは——つまり、盗伐がなぜ起こるかといったら、物を買ってくれる人がいるから盗伐するわけです。だから、そこもちゃんとしないと、僕は盗伐するところの現場だけではだめじゃないのかなと思うんです。その辺、この図で、そこがもう少しわかるようにしてほしいと思うんですけれど。

○田原みやざきスギ活用推進室長 通常、山で切られた木は、今、委員がおっしゃったように、原木市場とか、直接製材工場に持っていったりというのがあったりするんです。

そういった中で、この図でも示してありますけれども、まず、木を切る業者さんは、市町村に伐採届を出します。その伐採届の写しを、例えば原木市場に持っていったときに提出する、

市場のほうはそれで合法性を確認するというような流れになっています。

そういった流れなものですから、例えば伐採届は本物であつてもちょっと違う場所ということもありますし、また、事例によっては伐採届自体を偽装する、そういった事例もあるということで、今の段階では、原木市場とか製材工場は、これが盗伐した材なのかとか誤伐した材なのかという区別がつかない実態があります。

そういったところがあるものですから、そういうことをする方は、図にも載せていますけれど、例えば伐採するときには旗も出さないとか、入り口のところに看板も立てない、そういった業者さんがそういうことをやる可能性が高いということで、今回、森林管理署とか建設業協会、トラック協会など、一番山でいろいろ活動される方々が、ちょっとおかしいなというところを、まず市町村に言って、市町村がまた県と一緒に現場を確認すると。そうしたら、この伐採届と同じところだなということで防ぐ流れになっております。

○来住委員 わかるんですけれど、例えば私がトラックの運転手で、トラックで材を運んだりする。実際は盗伐だとわかっていても、仕事があるわけですから、私自身も金になるわけです。盗伐だとわかっていても、それを市町村や県に言うこともしない。だから、その辺はかなり厳しくしないとなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。だって、金にならないから。そこ辺のところをもう少し厳密に何かしておかないと、盗伐する人たちは次から次にステップアップをしていくんじゃないかなと思うものですから、そこ辺はひとつ、大いに研究してやっていただきたいと思います。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

林業公社のことで確認なんですけれども、7年前に、存続するかどうかというところで議論があったんですが、あのときに、平成80年度、最後の清算をするときに、たしか340億円ぐらいの債務超過になるんじゃないかという見通しだったと思うんですけれども、現段階の計画ではどのように変化しているのか説明いただけますか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 平成80年度まで継続させていただくということで、そのときの債務超過が127億円です。平成26年時点での債務残高が340億ほどございました。伐採して返せるので、127億円は最終的に赤字になるということなんですけれども、経営努力等をやっておりますして、平成29年度に第4期の経営計画を見直したときの試算で一応*124億円、3億円ほどプラスにはなっている状況にあります。

○二見委員長 もう一つ確認ですけれど、これは最終的に県が全部面倒を見ないといけないとか、かぶらないといけない。市町村が出資していれば、先に償還しないといけないというふうになっていたと思うんですけれども、そこ辺はそのままになっているんですか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 それは以前と同様で、市町村の分はお返しすると。最終的には、県が手当てをすることにしております。

○二見委員長 わかりました。

もう一点、水質検査のほうです。来年度は、堂本頭首工から取水して水稻を始める計画で、今、整備とかを進めていると思うんですけれども、水質をずっと検査していく中で、これ以上の数値になったら取水をとめるとかいう判断は、環境管理課でそういった基準を持っていらっしゃるんですか。要するに、やはりタイムリー

な対応が必要になってくると思うんですけれども、農政サイドとの連携はどのようにしていこうとしているのか。

○富山環境管理課長 水質検査につきましては、今、1週間に1回やっておりますして、今後も引き続き行っていきたいと考えております。

農政サイドにおきましては、それに加えて、常時監視とかをつけるというふう聞いております。

水質の考え方なんですけど、まず、私たちは環境基準を一つの目安にしたいと思っておりますし、当然、農政サイドもそれを引き込む際の水質の基準を考えるとしますので、我々としては、まずは環境基準で評価していきたいと考えております。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 済みません。先ほど、林業公社の最終的な赤字見込みのところ、第4期の経営計画で124億円と申し上げたんですけれども、123億円の間違いでした。申しわけありません。

○二見委員長 わかりました。

それでは、そのほかで何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時19分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○中田農政水産部長 農政水産部でございます。

※このページ右段に訂正発言あり

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、まず御礼を申し上げたいと思います。

1月30日に開催されました宮崎県SAP冬期大会及び2月21日に開催されました宮崎県国土調査事業60周年記念式典に、お忙しい中、二見委員長に御出席をいただきました。まことにありがとうございました。

また、高橋委員におかれましては、3月2日に行われました平成30年度県立高等水産研修所修業式に御出席をいただきました。まことにありがとうございました。

続いて、御報告を申し上げたいと思いますけれども、御案内のとおり、2月24日に開催されました第91回アカデミー賞授賞式のアフターパーティーにおきまして提供された料理で、昨年に引き続き、宮崎牛が2年連続で採用されたところでございます。公式シェフのウルフギャング・パック氏からは、「昨年最も人気があり、私が世界で一番気に入っているのが宮崎牛だ。2年連続で扱うことができ、誇りに思う」といった発言をいただいたほか、各種メディアにも取り上げられ、宮崎牛を全国、そして世界に発信する非常によい機会になったと考えているところでございます。今月末には、畜産物の輸出拠点として整備を進めておりますミヤチク都農工場が完成する予定であり、農政水産部といたしましては、今後の宮崎牛の輸出はもとより、国内での販路拡大にさらに力を入れていきたいと考えているところでございます。

それでは、座って説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

目次をごらんください。

今回の補正は、議案第49号「平成30年度宮崎

県一般会計補正予算(第6号)」、議案第60号「平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」でございます。

まず、議案第49号の一般会計の補正額につきましては、(1)の歳出予算課別集計表の2月補正額の列、一般会計B列の合計の網かけの欄にありますように、31億2,558万円の減額補正をお願いしております。

補正額の内訳といたしましては、通常分として、C列になりますけれども、72億6,399万8,000円の減額補正をお願いしております。これは国庫補助決定に伴うものや災害復旧予算の減額等によるものでございます。

また、国補正分といたしまして、D列になりますけれども、41億3,841万8,000円の増額補正をお願いしております。そのうち8億7,109万3,000円は、防災・減災、国土強靱化対策となっております。

また、議案第60号の特別会計補正予算につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように、1,109万円の減額補正をお願いしております。

この結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の網かけの欄の右から3番目にありますとおり、393億3,287万6,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、右側の2ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費についてであります。 (2)繰越明許費補正(追加)にありますように、「経営体育成支援事業」以下15事業で、合計欄にありますとおり、1,636カ所、43億8,090万1,000円の繰り越しをお願いしております。

これは、国の補正予算の関係等によりまして工期が不足することによるものや、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものなどであります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

(3) 繰越明許費補正(変更)についてありますが、「公共農村総合整備対策事業」以下6事業で、合計192カ所、75億3,763万円の増額変更をお願いするものであります。

これは、国の補正予算の関係等により工期が不足することによるものや、関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどがございます。

繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、早期の完成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、その下の債務負担行為の追加でございますけれども、これは、国営土地改良事業負担金の追加をお願いするものでございます。

次に、5ページから8ページまでにつきましては、補正事業の主な2事業について資料をつけております。

それから、9ページでございますけれども、これは、Ⅱの議会提出報告としまして、損害賠償額を定めたことについてでございます。

また、11ページからは、その他報告でございます。平成30年度うなぎ稚魚の採捕状況等についてほか、2項目について報告をさせていただきます。

いずれも、詳細につきましては、関係課長等から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○二見委員長 次に、議案についての説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の267ページをお開きください。

農政企画課の補正額は、一般会計のみで、2億8,401万2,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、14億9,563万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

270ページをごらんください。

1段目の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の1、地域力を活かす鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、2億2,337万7,000円の減額でございます。これは、野生鳥獣による農林作物等への被害軽減を図るため、市町村等が実施します事業で、国庫補助が決定したことなどによる減額でございます。

次に、一番下の(事項)農林水産業共同利用施設災害復旧費の1、農林水産業共同利用施設災害復旧事業において、48万5,000円の増額でございます。これは、台風により被災しました農業協同組合の共同利用施設の復旧に要する経費を補助するもので、昨年の台風24号により被災しました児湯農業協同組合の農業機械センターの農機具倉庫の復旧費76万2,000円につきまして、40万円までは10分の4、40万円を超える分は10分の9を補助するものでございます。

農政企画課からは以上でございます。

○外山農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の271ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で1億3,154

万4,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、2月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように、18億225万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

274ページをごらんください。

中ほどの(事項)卸売市場対策費の1、みやぎ市場流通改革加速化事業1,150万円の減額であります。これは、当事業において、国庫補助金を活用して青果物の首都圏に向けた輸送試験やレンタルパレットを利用した作業効率向上のための支援を予定していたものでありますが、それらが国の直接採択事業に変更となったことから、減額するものでございます。

次に、その下の(事項)構造政策推進対策費の2、結ぶ6次化!農業新ビジネス拡大支援事業1,632万8,000円の減額でございます。この事業は、6次産業化を目指す認定事業者が行う施設整備や、市町村等の6次産業化に向けた取り組みを支援する事業であり、国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

次に、276ページをお開きください。

2段目の(事項)特定研究開発等促進費の5,108万4,000円の減額であります。本事業は、現場に密着した迅速な技術開発を図るために、国の委託等を受けて、産学官連携による共同研究を行うものでありますが、配分額の確定や不採択等により減額するものでございます。

農業連携推進課は以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の277ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で14億254

万5,000円の減額をお願いしております。補正後の最終予算額は、右から3番目にありますように、49億9,827万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

280ページをごらんください。

ページ下段の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費の3、農業次世代人材サポート事業3億4,202万円の減額であります。これは、年間最大150万円を交付する「農業次世代人材投資事業」において、農業大学校や先進農家などでの研修を支援する準備型の交付予定者が当初見込みを下回ったこと、さらに就農後5年間を限度に市町村が交付します経営開始型において、年間350万円の所得要件を上回った対象者への交付停止や、新規採択者が見込みを下回ったことなどにより、減額するものでございます。

次に、(事項)農業金融対策費についてであります。

281ページをごらんください。

1、利子補給・助成金6,782万8,000円の減額であります。これは、農業近代化資金などの融資額の確定や過年度融資分の繰り上げ償還に伴いまして、利子補給に係る補助金が減額されたことによるものでございます。

次に、(事項)農業経営構造対策事業費の1、経営体育成支援事業7,701万円の減額でございます。これは、全国での要望額が国の予算額を大幅に上回ったことによりまして、本県への配分が少なかったことなどに伴うものでございます。

続きまして、282ページをお願いいたします。

(事項)構造政策推進対策費の1、農地中間管理機構支援事業5億3,941万1,000円の減額でございます。これは、農地中間管理機構を通じて集積した農地のうち、新規集積面積の実績に

応じて国から配分される機構集積協力金が、集積面積が当初見込みより減少しておりますことから、減額となるものでございます。

続きまして、(事項) 農地売買事業費の1、県公社等推進事業1億37万7,000円の減額であります。これは、農業振興公社の経営改善のための運転資金貸付金を1億円予算化しておりましたが、今年度は、公社の努力等によりまして、県からの運転資金の貸し付けが必要となるまでには至らなかったことにより減額するものでございます。

農業経営支援課は以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

引き続き、283ページをごらんください。

農産園芸課の2月補正額は、一般会計のみで、8億8,558万3,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄の19億705万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

285ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業で、3億5万7,000円の減額補正でございます。これは、キュウリなどの生産者が取り組んだ低コスト耐候性ハウスの整備等について、入札に伴い事業費が減少したことなどにより、減額するものでございます。

次の(事項) 強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業で、5億1,232万円の減額補正でございます。これは、事業主体の都合により、予定されていた耐候性ハウスの整備等について、次年度以降

に延期されたことなどに伴い減額するものでございます。

286ページをお開きください。

中ほどの(事項) 活動火山周辺地域防災営農対策事業費の説明欄の1、活動火山周辺地域防災営農対策事業で、458万6,000円の増額補正でございます。これは、桜島や新燃岳による降灰被害防止・軽減のための施設や機械導入を支援するものであり、今回は被覆施設等の入札に伴う減額分と、資料に記載はございませんが、国の2次補正による茶及び野菜の除灰機の導入支援に係る増額分2,711万7,000円について、その差額に相当する分を増額するものでございます。

次にその下の(事項) 主要農作物生産対策事業費については、説明の欄の2、えびの市水田農業緊急支援事業で、1,855万5,000円の減額補正でございます。これは、昨年4月の硫黄山噴火に伴う河川の白濁による農業用水の取水断念に伴い、水稻から飼料作物や地力増進作物等への緊急的な作物転換への支援や、えびの米の確保に向けた作付拡大の取り組みを支援するものでございますが、湧水等の活用によりまして、主食用水稻の作付の減少が当初予定していた面積を下回ったことなどにより、減額するものでございます。

次に、一番下の(事項) 青果物価格安定対策事業費の3,099万5,000円の減額についてでございます。これは、説明欄の3事業におきまして、野菜価格の低落時に、生産者に対し、価格差補給金を交付するための資金造成を行う事業でございますが、本年度の資金造成に必要な額の決定に伴い減額するものでございます。

農産園芸課の説明は、以上でございます。

○浜田農村計画課長 農村計画課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の289ページをお

開きください。

農村計画課の2月補正額は、一般会計で2億1,747万9,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、右から3番目の欄になりますが、補正後の予算額は53億3,703万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

291ページをお開きください。

下段の(事項)公共農村総合整備対策費の2,047万円の増額についてでございます。これは、国庫補助決定に伴うものでございます。

292ページをお開きください。

上から2番目の(事項)国土調査費の2億185万6,000円の減額についてでございます。これは、国庫補助決定等に伴うものであります。

次に、下段の(事項)土地改良事業負担金の157万1,000円の減額についてであります。これは、国の国営土地改良事業予算の確定により、地元の負担額を減額するものであります。

293ページをごらんください。

下段にあります(事項)国有農地等管理処分事業事務費の917万6,000円の減額についてであります。これは、国庫補助決定に伴うものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

(4)の債務負担行為補正(追加)の表、農村計画課の国営土地改良事業負担金でございます。これは、西諸地区の国営土地改良事業について、平成29年度実施分の事業費が確定しましたことから、負担金限度額の設定を行うもので

あります。

農村計画課は、以上であります。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の295ページをお開きください。

農村整備課の2月補正は、一般会計で8億9,984万4,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、141億2,277万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

297ページをお開きください。

上から5段目の(事項)農業農村振興対策事業費につきまして、1億8,110万8,000円の減額をお願いしております。

主な内容としましては、2の(1)多面的機能支払交付金の1億2,697万6,000円の減額であります。これは、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。活動組織の合意形成に期間を要していることから、取り組み面積が計画を下回ること及び国の交付決定額が要求額を下回ったことによる減額であります。

次の(事項)公共農村総合整備対策費の1,574万7,000円の減額につきましては、国庫補助決定に伴う減額であります。

次に、298ページをお開きください。

一番下の(事項)県単土地改良事業費の6,000万円の減額につきましては、6月議会において、硫黄山噴火に伴う緊急用水確保対策として増額していただいたものであります。その後の国との協議によって、国庫補助事業の活用が可能

となったことから減額するものであります。

次に、299ページをごらんください。

一番上の(事項)公共土地改良事業費の31億757万3,000円の増額につきましては、国の補正予算と国庫補助決定に伴う増額であります。

次に、一番下の(事項)公共農道整備事業費の9,601万4,000円の減額につきましては、国庫補助決定に伴う減額であります。

次に、300ページをお開きください。

(事項)公共農地防災事業費の2億6,749万9,000円の増額につきましては、国の補正予算に伴う増額と国庫補助決定に伴う減額によるものであります。国の補正予算につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、301ページをごらんください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費につきまして、19億3,028万3,000円の減額をお願いしております。今年度は、台風や集中豪雨などによる災害が多く発生したものの、当初予算の計上額を下回ったことによりまして、減額するものであります。

続きまして、常任委員会資料の5ページをお開きください。

先ほど省略しました補助公共事業の補正について御説明いたします。

3の国の補正予算に伴う増の内訳をごらんください。

まず、①の防災・減災、国土強靱化対策のうち、農村整備課関係では、1つ目の丸、公共土地改良事業費において、農業用水を安定的に通水する機能を確保するため、1億4,460万8,000円をお願いしております。

また、2つ目の丸、公共農地防災事業費において、農地、農業用施設の災害を未然に防止するため、3億6,960万円をお願いしております。

次に、②のTPP対策として、公共土地改良事業費において、畑地かんがい施設や水田などを整備するため、26億3,882万5,000円をお願いしております。

次に、4の事業効果であります、(1)の収益性の高い安定した畑作営農や水田フル活用等が図られることにより、農業競争力が強化され、また、農地や農業用施設の災害を未然に防止することにより、防災・減災対策の強化が図られるものと考えております。

農村整備課は、以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

歳出予算説明資料の303ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、上から2行目ですが、一般会計で8,835万3,000円の減額、その下の特別会計の沿岸漁業改善資金特別会計で1,109万円の減額、合計で、一番上の行、左から2列目の補正額でございますが、9,944万3,000円の減額補正をお願いしております。

なお、2月補正後の予算額は、同じく一番上、右から3列目の補正後の額でございますが、一般会計、特別会計の合計で18億1,818万1,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

305ページをお開きください。

一番下の(事項)水産金融対策費2,209万6,000円の減額でございます。これは、主に説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金におきまして、漁業者等の漁船建造やエンジンの更新などを促進するための制度融資である漁業近代化資金の利子補給金が確定したこと等により、減額となったものでございます。

次に、306ページをお開きください。

上から2番目の(事項)資源管理対策費2,247万3,000円の減額でございます。これは、主に説明欄の2、五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクト推進事業におきまして、地方創生交付金を活用しての事業を予定しておりましたが、不採択となったこと等により減額するものでございます。

次に、307ページをごらんください。

下から2番目の(事項)水産試験場管理費1,377万4,000円の減額でございます。これは、主に説明欄の3、船舶運航管理費におきまして、漁業調査船みやざき丸のドック経費や燃料代などの維持管理経費等が執行残となったものでございます。

次に、309ページをお開きください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費1,109万円の減額でございます。これは、貸付金元金収入額の確定等による貸付枠の減額補正を行うものでございます。

水産政策課は、以上でございます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の311ページをお開きください。

漁村振興課の2月補正予算につきましては、一般会計のみで3億4,813万9,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、33億2,502万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

313ページをお開きください。

一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費1億2,176万9,000円の減額についてでございます。これは、ロケット打ち上げに伴い、操業制

限を受ける漁業への影響緩和のため、共同利用施設整備について、宇宙航空研究開発機構が負担するもので、漁協等の施設整備計画の変更や入札残等による事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

314ページをお開きください。

上から2番目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費1,050万円の減額についてでございます。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持・回復を図るため、漁場の整備を行う事業であります。国庫補助決定による減額でございます。

一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費4,796万4,000円の増額についてでございます。これは、国の補正予算による増額と、国庫補助決定による減額でございます。

国の補正予算につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

315ページをごらんください。

下から2番目の(事項)漁港災害復旧事業費1億4,649万9,000円の減額及びその下の(事項)水産施設災害復旧事業費5,298万3,000円の減額についてでございます。これは、漁港施設及び水産施設におきまして、台風等による災害が発生しなかったため、減額するものでございます。

続きまして、委員会資料の5ページをお開きください。

補助公共事業の国の補正予算について御説明いたします。

中ほどの3、国の補正予算に伴う増の内訳、①の防災・減災、国土強靱化対策に伴うものでございますが、一番下の水産基盤(漁港)整備事業費におきまして、2億1,735万円の増額をお願いしております。これは、防災・減災対策の強化を図るため、北浦漁港におきまして、防波

堤の整備を行うものでございます。

漁村振興課は、以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

当課の2月補正額は、6億5,748万4,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、39億4,160万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

320ページをお開きください。

一番上の(事項)畜産団地整備育成事業費の1、畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業でございますが、10億5,287万4,000円の減額補正でございます。この事業は、畜産の体質強化を図るため、計画に基づき、地域の中心的な経営体が行う施設整備等を支援するものでありますが、国の交付決定等により減額するものであります。

次に、3の農畜産物輸出拡大施設整備事業4億9,650万円の増額につきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。

321ページをお開きください。

一番下の(事項)飼料対策費であります。3の地域農業サポート体制支援事業281万8,000円の減額につきましては、飼料増産等に必要な資材等の一部助成を行う事業ですが、事業実施者が減少したこと等により減額となっております。

次に、322ページをお開きください。

一番上の4、えびの市飼料生産緊急対策支援事業686万1,000円の減額につきましては、昨年

4月に発生しました硫黄山噴火により、農業用水として利用している河川の水質汚濁への対策として、飼料作物生産の作業を受託するコントラクターが必要とする農業用機械の導入等や、えびの市内で飼料の供給先がない場合の広域流通を支援するものであります。生産者が飼料の供給先をみずから確保できたことにより減額するものであります。

次に、(事項)公共畜産環境総合整備事業費の1、資源リサイクル畜産環境整備事業4,824万3,000円の減額及びその下の(事項)公共畜産基盤再編総合整備事業費、1の畜産基盤再編総合整備事業233万9,000円の増額につきましては、家畜排せつ物処理施設の機能維持や飼料生産基盤、飼養管理施設などの整備を行う、いわゆる畜産公共事業であります。国の国庫補助決定等に伴い補正するものであります。

それでは、別冊、委員会資料の7ページをお開きください。

農畜産物輸出拡大施設整備事業であります。この事業は、くみあいチキンフーズの輸出拠点を整備するものです。

右のページをごらんください。

整備事業の概要ですが、事業主体は宮崎くみあいチキンフーズ株式会社で、工期につきましては、平成28年度から31年度までとなっております。総事業費につきましては、104億6,304万円で、30年度の補正後の予算額7億5,000万円を全額繰り越し、食鳥処理ラインの設置工事等を実施するもので、平成31年度早期の事業完了を目指すこととしております。

左のページに戻っていただき、2の(1)、補正額は4億9,650万円となっております。

畜産振興課は以上であります。

○三浦家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課で

ざいます。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、325ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正額は1,028万5,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですが、5億8,503万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

327ページをお開きください。

上から5行目(事項)家畜防疫対策費についてであります。

下段の説明欄1の家畜伝染病予防事業171万円の減額についてであります。この事業は、家畜伝染病予防法に基づき、各種検査等を実施するものですが、国庫補助決定に伴う減額であります。

次に、一番下の(事項)家畜保健衛生所費についてであります。

次のページをお開きください。

2、家畜保健衛生所施設・設備等整備事業779万円の減額についてであります。この事業は、家畜保健衛生所の業務を円滑に遂行するため、都城家畜保健衛生所の解剖・焼却施設の機能強化を図るものでありますが、国庫補助決定等に伴う減額であります。

家畜防疫対策課は、以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しましたが、お昼になりましたので、午後1時5分再開とし、ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。議案について

の質疑はありませんか。

○西村委員 畜産振興課のところでくみあいチキンフーズの説明をいただいたんですけども、非常に多く処理ができると、工場を統合されて効率的な生産をするということなんですが、現状のブロイラーの処理数からふえた場合に、ブロイラーの農家からもっと多く買わないといけないんですけど、そのあたりのバランスはどうなっているか伺います。

○谷之木畜産振興課長 ブロイラーの羽数につきましては、ここ数年統計上もふえておりまして、そういった増羽していることもありまして、今くみあいチキンフーズは3つの工場で運営しているんですけども、それを2つに統合します。日向市にある北部工場と高鍋町にあります中部工場を川南町の宮崎工場に再編し、新たに輸出機能を加えるものでございます。

飼養羽数につきましては、直近の平成30年2月1日現在で、2,842万4,000羽でございます。前年と比べて74万羽ふえている状況でございます。

○西村委員 これは私の地元の日向市の工場がなくなるということで、ブロイラー農家さんがやめるとか、逆にふやすとか、いろんな情報も耳に入ってくるわけで、1カ所に集めて大丈夫かという話も聞くんです。

というのは、ブロイラーは御存じのとおり、移動距離が長くなればなるほどかなりシビアな輸送環境で、移動の間にもかなり死んでしまうわけですよ。

どんどん遠距離に行けば行くほど死んでしまうということで、それは大丈夫かという声も聞いているものですから、その歩どまりを考えてやるのも動物愛護と言っていいかわかりませんが、そういうことを含めてどうかなと思っ

たので、質問させていただいたのと、あと将来の見通しですね。

生産ラインを大きくしたことで、他県に先駆けてこういう輸出体制をつくっていくということは、非常にいいことだと思うんですけども、このもくろみが失敗した場合に、最終的に困るのはこういう工場ではなくて、農家の方々が買い取ってもらえなくなったりとか、非常に安い単価で契約しないといけなくなったりということも、非常に多くありますので。農家さんに言わせたら、我々はもう生かさず殺さずでずっとぎりぎりのところでやられているという話も聞くものですから、こういう拡大事業は、多くの農家さんがかかわることですので、ぜひその辺も慎重にやっていただきたいとお願いしておきます。

○高橋委員 今の数字の確認ですけれど、県全体の飼養羽数を2,842万羽とおっしゃったんですが、これ単純に北部から南部を足すと3,000万羽超えるんですけれど。

○谷之木畜産振興課長 平成30年2月1日時点の飼養羽数が2,800万羽になります。資料のほうの数は処理羽数になります。

○高橋委員 済みません、私の聞き違いでした。

宮崎から海外に輸出ということで、この事業なんでしょうけれど。いろいろと市場調査をされた上で、そこはやられているんでしょうが、ブラジル産が安い値段で相当占めているじゃないですか。そこに勝算があると踏んでいらっしゃるわけですね。勝算があるというか、そこで闘える根拠をお持ちだから、この海外にということで理解していいんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 国産の、特に本県産のブロイラーの品質といたしますか、そういったものを求めていらっしゃるのと、この工場につき

ましてはブロイラーだけではなくて、輸出用のみやざき地頭鶏につきましても、こちらで処理して輸出できるように考えておりますので、そういったところも含めて整備をさせていただいております。

○高橋委員 ちなみに、地頭鶏はどのくらいの量を考えていらっしゃるんですか。

○谷之木畜産振興課長 地頭鶏は、平成34年度の目標で年間の輸出向けの出荷量を30トンほど計画しております。

○高橋委員 30トン、わかりました。ここに60トンという目標があるけれど、その半分は地頭鶏でということですね。今いろいろと伸び悩んでいるので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○二見委員長 関連はないですか。

1点だけ確認していいですか。この海外輸出の輸送手段は、船便を考えているんですか。空輸ですか。

○谷之木畜産振興課長 基本的に船便で輸出する計画になっております。

○二見委員長 関連がなければ、ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員 歳出予算説明資料の280ページ、農業経営支援課の青年農業者の育成の関係で、準備型が見込みを下回ったということで減額補正なんですけれど。350万円の所得要件もあったということなんですけれども、県外の移住者が農業をするというパターンが結構あって、こういうのを受けている方もいらっしゃるんですが、要件が厳しくなったということはないんですか。要件が厳しくなって、手を上げてても却下じゃないんですけれど、そういったところはなかったんですか。

○徳留農業担い手対策室長 要件につきまして

は、ここ数年特段変わっておりません。100万円から350万円未満の方については、所得の割合に応じた形でこの投資資金が給付されることになっておりますので、満額給付される状況にはなっていない場合もございます。

○高橋委員 単純に手を上げる対象者が減ったと理解していいですね。

○徳留農業担い手対策室長 ここ数年新規就農者がふえていることもありまして、市町村等の要望を積み上げて、当初予算措置をしたわけですが、実際のところ申し込みが少なかったりですとか、それ以外に途中で所得がふえて交付を停止する場合もございます。

○高橋委員 わかりました。

続けて、285ページの強い産地づくり対策事業について、次年度に事業を延期するというところでこの5億1,000万円の減額補正はわかるんだけど、上の産地パワーアップ計画支援事業の入札で3億円も減額というのは、何か少し乖離があるような気がするんだけど、詳しく説明してもらえないですか。

○菓子野農産園芸課長 理由としましては、主なものを申し上げたんですけれども、産地パワーアップ事業につきましても、3億円のうち入札分は1億4,000万円で、そのほかに取り下げとか、延期もございます。説明が不足しておりますので申しわけありません。

○高橋委員 わかりました。

続けて、306ページの五ヶ瀬川水系のアユ資源回復プロジェクト推進事業、これ資源が回復したという説明を受けていますよね。不採択になったということは、何か別の事業があったんでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクト推進事業につきましては、

地方創生推進交付金を活用して、アユ資源回復に取り組む関係者の支援を行うこととしていたのですが、残念ながら交付金のほうが不採択となったものです。

この事業につきましては、御承知のとおり海産稚アユの採捕停止により影響を受けている漁業者に対して、代替漁業の導入等の支援を計画しておりましたので、これにつきましては、既に要望が出ておりました代替漁業の試験導入等について、水産試験場等の協力をいただきまして、既存の予算の節約等により財源を確保して試験を進めているところでございます。

アユ資源の回復については、我々も重要な課題と認識しておりますので、引き続き既存の予算の中で資源の維持増大に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 ほかありますか。

済みません、もう一回いいですか。

ちょっと繰り返しになって申しわけないんですけども、先ほど空輸じゃなくて、船便で輸出するという話だったんですが、今の国内のプロイラーというか、鶏関係を見ていると、大消費地である東京とかは、朝こちらで潰したのを、夜には向こうで食品として出すことができると。鶏の場合は、処理したその日に食べることができるというメリットというか、やっぱり鮮度がよさとして売り出されている現状がありますよね。

また、一般家庭用とかでスーパーとかに並ぶものは、恐らく冷凍品とか海外から来るものもあると思うんですけども、一般のプロイラーだけではなくて、先ほどの説明にあった地頭鶏を30トン海外に持って行きたいというときに、そういう輸送手段で品質を保てるのか。いわゆ

るみやぎ地頭鶏というブランドを持って行くわけなので、輸送時間とかを考えたときにそこで品質が変わったりするとか。ベトナム、香港ということなので、船便でどれぐらいの時間がかかるのかなど。輸送コストの問題とかもあるんですけど、そういう一つのブランド戦略といたしますか、そこ辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○谷之木畜産振興課長 ブロイラーの輸出につきましては、平成29年度にも試験的にサンプルで輸出を実施しております。平成31年2月現在の実績ですけれども、約21.5トンが香港に向けて輸出されています。地頭鶏につきましては、まだ量はそんなに多くなく、60キロ程度なんですけれども、そういうことで輸出につきましては、船便でも十分向こうで評価されているということで、その実績をまた拡大させて進めたいと考えているところです。

○二見委員長 わかりました。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故1件でございます。

内容は、平成30年7月24日、東白杵郡美郷町北郷黒木153番地先路上において、車両のバランスを失って本件路上の路肩から隣接する畑地に落下し、相手方の所有する電気柵を損傷させたものでございます。

原因は、県側の運転者が走行中に前方から飛

び出してきた動物を避けようとして、急なハンドル操作を行ったことによるものでございます。

なお、物件の損害賠償額は1万4,102円でございますが、県が加入する任意保険から全額支払われております。

交通安全につきましても、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて厳しく指導してまいりたいと考えております。

損害賠償額を定めたことについては、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありますか。

○濱砂委員 1,400万円かと思ったら、1万4,000円なんですけど、保険を使用した場合は掛け率が上がったりしますよね。こういうのは全然関係ないんですか。

○鈴木農政企画課長 今確認しましたところ、この手の保険は県全体の事故の中で積算をして、その中で出てくるそうなので、これだけでというものではないとのことですよ。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○林田漁業・資源管理室長 漁業資源管理室です。常任委員会資料の11ページをごらんください。

平成30年度うなぎ稚魚の採捕状況等についてでございます。

まず、1の平成30年度ウナギ稚魚特別採捕許可等の概要についてですが、御承知のとおり、全長25センチメートル以下のウナギ、いわゆるシラスウナギにつきましては、養殖用の種苗を供給する場合などに限って特別に採捕を許可し

ているところでございます。

(1)の今期の採捕上限数量ですが、県内の採捕については関係者等の意見を踏まえ、上限を500キログラムに設定しているところでございます。

(2)の採捕者数ですが、内水面漁協の組合員など748名の個人許可のほか、県内水面振興センターに許可を出しました。

(3)の採捕期間については、近年の状況と潮回り——闇の大潮などに漁獲が上がりますので、この潮回りなども踏まえまして12月2日開始とし、資源保護も考慮して実質90日間、今月16日までを採捕期間としております。

また、(4)の県内のウナギ養殖業許可件数ですが、現在ウナギ養殖につきましましては、資源管理のため農林水産大臣の許可制となっております。本県では現在45件の許可があり、これらの養殖場に池入れできる数量の上限が定められておりまして、3.6トンとなっております。

2の今期の採捕状況についてです。資料作成時点の2月17日現在、県内の採捕量は51キログラムとなっております。前年度の同じく採捕開始から78日目の採捕量が48キログラムですので、この時点でわずかに上回っております。

その後、月夜明けの2月22日から漁が再開されましたが、残念ながら数量は伸びておりません。確定値は計量出荷が終わった後になりますが、昨日時点で約60キログラムで、前年同期をわずかに下回った状態となっております。

下のグラフに、平成21年度以降の各漁期全体の採捕量を示しておりますが、ごらんのとおり年により来遊状況にかなり差がある中で、昨漁期については99キログラムと過去にない不漁になったところでございますが、残念ながら今漁期も引き続き低水準となる見込みでございます。

12ページをごらんください。

現在の養殖業者の池入れ状況についてでございます。池入れにつきましましては、農林水産大臣の許可制となっておりますので、水産庁が取りまとめをしております。直近3カ年の本県と国内全体のシラスウナギの池入れ数量を示しております。

それぞれシラスウナギの池入れが始まる11月から翌年の5月までの数量を示しておりますが、上段の括弧書きが今期の集計が終わっております1月末時点での比較となります。下にグラフも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、各年の期間全体でごらんいただきますと、平成28年の全国の池入れ量が19.6トンでございました。これに対し、宮崎が3.5トンで、全国比率で行きますと期間全体では18%の比率を示しておりました。平成29年も同様で、約18%となります。これに対して、括弧書きの1月末時点を見ていただきますと、平成28年が全国の11.3トンに対し、宮崎が2.7トンで、割合にしますと約24%になります。不漁であった平成29年は、さらに宮崎の比率が上がりまして、40%になります。このように早い段階で本県の割合が全国シェアで高くなる原因としましては、本県の養殖形態として、早期種苗を池入れし、夏の土用のうしの日を目標に短期養成と出荷を行う、いわゆる単年養殖と言われる経営体が、他県と比較して多いことが考えられます。

今漁期も1月末で全国が6.1トンに対して、本県では今1.5トンが池入れされております。割合が25%で、今期も一応池入れは進んでいる状態でございます。昨年もことしも県内採捕は不漁となっておりますので、これらの早期池入れは県外、特に外国からの供給に頼っている状態で

ございます。

参考で、下のほうに、ニホンウナギの一生を図式化したものを掲載しております。日本から約2000キロメートル離れたマリアナ諸島付近の海域で生まれるということで、現在も生態的に不明な部分が数多く残されております。ここ2年のシラスウナギの不漁につきましても、海流など海洋環境の変動が影響するという説もありますし、生息環境の悪化で、親ウナギの資源が減っている、あるいは、シラスウナギの採捕も少し多いのではないかと、いろいろなことが言われておりますが、現時点で明確な因果関係がわかっておりません。しかしながら、国内外でウナギ資源の現状が非常に注目されておりますし、また、アジアの関係国によって国際的な管理が進められております。本県も国と連携して、養殖業の池入れ数量の管理ですとか、シラスウナギの採捕コントロール、親ウナギの資源管理といった対策を進めてまいりたいと考えております。

漁業・資源管理室からは以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の13ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県酪農公社経営健全化方針の策定についてであります。

お手元に別冊資料、一般社団法人宮崎県酪農公社経営健全化方針をお配りしておりますけれども、説明は常任委員会資料でさせていただきます。

1の方針策定の経緯でございますけれども、総務省から第三セクター等の経営健全化方針の策定について通知を受け、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクターとして、当公社が対象となっておりますので、

抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定したところであります。

2の策定主体は、公社に出資しております県と都城市が連名で作成しております。

3のスケジュールにつきましては、昨年5月から出資団体等と検討を始め、10月に行財政改革懇談会委員との意見交換を実施し、ことし1月に方針を決定したところであります。3月に県議会や都城市議会に報告した後、3月末に公表することにしております。

次に、4の概要につきましては、総務省通知に従い、以下の項目について構成しております。

まず、(1)が策定年月日等、(2)が公社の概要であります。

14ページをごらんください。

(3)の経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与についてであります。

アの経営状況、財政的なリスクにつきまして、公社は設立当初から預託頭数が確保できず、厳しい経営が続き、平成29年度決算において、約1億9,000万円の債務超過となっております。

イのこれまでの地方公共団体の関与にありまして、県は出資や施設整備等に係る起債償還額の一部助成や短期貸付などの支援を行い、都城市は県と同様に、出資や助成のほか、市有地の無償貸し付けなどを行っております。また、経営支援強化のため、平成24年度からは、出資団体である県、都城市及びJA宮崎経済連や関係団体等で構成する一般社団法人宮崎県酪農公社運営改善チームを設置し、経営改善に向けた取り組みを実施しております。

(4)抜本的改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討であります。

アのこれまでの検討・取り組みは、(ア)にありますように、平成24年度に単年度黒字化を目指した第一次中期経営改善計画を策定し、平成25年からの3年間は計画に沿って人員配置の見直しや搾乳部門拡大などに取り組んでまいりました。

(イ)にありますように、計画の最終年度の27年度に、各部門ごとの詳細な検証により課題を抽出し、その解決に向けた第二次中期経営改善計画を策定し、平成28年度からの3年間は作業の効率化と経費削減のための農場の集約や収入増を図るための預託料値上げに取り組んでまいりました。

その結果、イの今後の取り組みの検討にありますように、改善チームによる定期的な改善計画の進捗管理や財務状況等について助言・指導を行ったところ、平成28年度から経営が好転し、単年度黒字が続いており、累積欠損金が圧縮されております。

このように、経営改善がおおむね順調に進んでいることから、引き続き公社が公益的な拠点として、預託や後継牛供給事業を担うことが本県酪農家の経営安定や所得向上はもとより、本県酪農の振興にとって重要でありますので、県と都城市は関係機関も交え、今後の経営健全化に向けた検討を今年度行ってまいりました。

次に、(5)の抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応についてであります。

今年度は、JA宮崎経済連からの増資なども含め、公社の経営体質強化に取り組んでおり、今後も債務超過の解消に向けて、今年度策定した第三次中期経営改善計画により、31年度からの3年間、最大の収益確保に向けた経営改善策に取り組むこととしております。また、この計画を着実に実行するため、畜産試験場を初め関

係機関からの技術支援や改善チームによる実施状況の確認・指導などを引き続き行うこととしております。

(6)の酪農公社の財務状況につきましては、参考資料として貸借対照表などを過去3年分掲載しております。

畜産振興課からは以上であります。

○長友県立農業大学校長 農業大学校でございます。

常任委員会資料の15ページをごらんください。

県立農業大学校の取組状況について、御説明をいたします。

1の背景にございますように、農業大学校はすぐれた農業後継者の育成と地域農業をリードする指導者の養成を目的として設置されております。

近年の農業大学校を取り巻く状況につきましては、高校生の減少や非農家出身学生の増加、それから農業法人への雇用就農の増加など、環境が大きく変わっておりまして、これらへの対応が課題となっております。このため、受験生の多い農業高校の学生や先生にアンケートを実施しまして、その結果も参考にしながら、平成29年度に学科改編を行ったところでございます。

2のフロー図に学科改編の概要を記載しております。

学科の名称や内容がわかりにくいという意見が多かったことから、それまでの「3つの学科7つのコース」を「2つの学科9つの専攻」にわかりやすく改編するとともに、新たにフードビジネス専攻と養豚専攻を設置いたしました。また、コースごとの募集から学科ごとの募集に変更したところでございます。

(2)の近年の課題と主な取り組みですが、①の優秀な学生の確保につきましては、全ての

高校を巡回訪問するとともに、これまで高鍋農業高校と協定を結んで進めてまいりました取り組みを、他の農業高校にも広げて取り組んでまいります。

②の学校教育の充実につきましては、学科改編にあわせて、カリキュラムの全面的な見直しを行い、大学や企業と連携して、GAPやICT等の科目を設定したほか、経営に関する科目を強化したところでございます。

また、学生が1万円ずつ出資して設立しました模擬会社の運用を昨年5月から本格的に始めたところでございます。

さらに、農業高校以外の出身者、非農家の出身者に対応しまして、入学後に専攻を決定する仕組みを導入しております。

③の学生の進路支援につきましては、就農、就職、進学に対応できる3つのカリキュラムを編成しまして、進路実現の支援を行うとともに、農業法人に係る授業を実施するとともに、法人等との就農相談会につきましても、食品関連企業等にも対象を広げて開催したところでございます。

3の取り組みの結果ですが、次のページの表1にありますとおり、入学者数につきましては、年々増加しております、この2年間は定数の65名を上回ることができました。しかしながら、平成31年度の入学生につきましては、定員を下回ることとなったところでございます。

一方、卒業生の進路につきましては、表2に示しましたとおり、法人等への雇用就農が増加傾向となっております。また、今年度以降は、フードビジネス専攻の学生が卒業することから、6次産業や食品産業で活躍する担い手が確保される見込みとなっております。

なお、学生の約8割が県内での就農、就職と

なっております。

(2) 学生の変化等につきましては、学生の主体的な活動であります農場長制度をさらに発展させますとともに、昨年11月には、野菜部門において「ひなたGAP」の認証を受けたところです。今後はアジアGAPの取得に向けて取り組んでいくことにしております。

模擬会社につきましては、今年度は初年度ということで、試行錯誤をしながらの取り組みでしたが、黒字経営で終了することができました。また、模擬会社の運営を通じて価格設定の重要性を認識するとともに、コミュニケーション能力の向上にもつながっているところでございます。

さらに、会社の運営強化のため、POP広告クリエイター検定や商業簿記に挑戦するなど学生の意欲向上にもつながっております。

そのほか、花専攻では、昨年11月に沖縄県で開催されました技能五輪大会のフラワー装飾の部で、本県では23年ぶりとなる第3位に入賞いたしました。

また、フードビジネス専攻を設置したことによりまして、加工品のアイテム数が大きく増加するとともに、みやPEC主催のスーツプロジェクトで最優秀賞を受賞するなど、レベルの向上にもつながっております。

学科改編から2年が経過しまして、新設したフードビジネスと養豚専攻の卒業生も誕生しました。今後につきましても、取り組みのさらなるレベルアップを図りながら、農業及び食の担い手確保に取り組んでいくことにしておりますので、委員の皆様には今後とも農業大学校への御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

農業大学校からは以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○西村委員 ウナギの採捕について、ちょっと伺いたいんですが。実際ウナギの採捕量と国内で出回っているウナギの量の数字が毎年のように発表されますが、すごい乖離があって、この数字自体をどこまで信用していいのか。統計問題じゃないんですけれど、非常にどうなのかなと思うんです。今、台湾や中国もウナギをとるといふふう聞いておりますが、そのあたりの外国の採捕量の変化というのは、国や県は把握しているのでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 外国でのウナギの採捕量の変化については、公式の資料はございません。ただ、ニホンウナギにつきましては、現在アジア各国での共同声明に基づいて国際管理がスタートしております。その中で、関係各国が平成26年の採捕量をベースに2割程度、ウナギの池入れ量を減らしましょうという共同声明を出して資源管理に取り組まれているところです。ですから、それらの制限数量については、恐らく遵守されているのではないかと考えられます。

○西村委員 これも聞くことなんですけれども、例えば、国内のいろんなスーパーなんかでも、安いウナギ、かば焼きとかが流通しているのは、中国で育てたものを向こうで加工して、加工した物を輸入している業者もある。当然、商業的にはいいんでしょうけれど、このニホンウナギの一生でもわかるように、どうしても、台湾とか中国大陸を通過してこちらに来るものですから、先にあちらでたくさんとられてしまうと、どうしても国内に流れつかないのかなと素人ながらに思うのと、あとは気候の変動で、今までとっていた時期と、多少ずれているとか。いろ

いろ見ますと、少しずつ後ろにずれるのかよくわかりませんが、そういうこともあって、この採捕期間が適当なのかなという疑問がちょっとあったものですから、そのあたりはどうなんでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 まず、台湾とか、中国に関するお話でございますが、先ほど、アジア各国で共同声明に基づいて取り組みが進んでいるというお話をしましたが、これらの関係国が、中国、韓国、そして、台湾の4者でございます。共同声明が平成26年に出されまして、26年漁期をベースに各国のニホンウナギに関する池入れ数量をそれぞれ2割減らしましょうという取り決めが行われ、国内でも許可制になって、池入れ数量の管理が行われております。ただ、この状態で十分かというところは、現在各国間で議論が行われておりますので、近い将来、何らかの取り決めがある可能性はございます。

それから、現在の許可期間が適切かどうかについてでございますが、ここ数年は12月頭から許可をしておりますけれども、その期間とした理由につきましては、先ほど資料で御説明しましたとおり、本県の養鰻業の養殖業は早期池入れを行って、早期養成するという形態が非常に多いです。このため、県内ではできるだけ早い種苗の需要が高いということに基づきまして、現在このような許可期間としております。ただ、昨年やことしのように、不漁になりますと、今後養鰻業の経営自体が変化していく。例えば、周年養殖の比率が高くなっていくことも考えられますので、その場合には、きちんと県内需要を勘案して、また採捕期間の設定を考えていきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、その他で何かありますか。

○高橋委員 ワカメの養殖についてちょっと聞きたいんですけど、先だって新聞でも養殖に成功したということで、きのう、南郷のAコープに行く機会があって、まだ品物は見なかったんですが、もう売っているらしいですね。この養殖をやっている人たちは漁協が主体なのか、漁師たちがチームをつくっているのか、どういった形でやっていらっしゃるのでしょうか。

○外山漁村振興課長 ワカメの養殖につきましては、以前から水産試験場で試験養殖をしております。この養殖を開始されているのは、南郷の組合員の方々に、2グループありまして、漁業者が主体になって生産を開始しております。

○高橋委員 初期投資というのはかかるものなんですか。

○外山漁村振興課長 具体的に幾らというのは把握しておりませんが、ワカメの養殖では孢子のような種をロープにつけて、それを、宮崎でしたら冬の間成長するので、そのまま海につけることとなります。ですから、いかだとロープを結びつけるのであれば、ワカメは養殖できますので、費用的には、通常の魚類養殖と比較しますと、相当低い経費でできるという状況です。

○高橋委員 ちなみにどのぐらいの収入があるのでしょうか。

○外山漁村振興課長 具体的な収入は把握しておりませんが、港の駅めいつの直販所で販売されております。

○田中水産試験場長 今回の収入の件ですが、作業する期間も3カ月で、作業量も少ないという

ことで、多くの収入を目指していないところもございます。

最終的なところはまだ把握できておりませんが、概算で1経営体当たり二、三十万のサイドビジネスとしての収益があるというふうに考えております。

○高橋委員 副収入として捉えればいいのかと思うんですけど、技術指導をこれからいろいろと要望があればしていくということで、新聞にも書いてありましたが、水温の関係がありましたよね、20度C以下とか。だから、県北のほうとかは今からなんでしょうけれど、現状でそういった要望は上がっているものなんですか。

○外山漁村振興課長 今のところ、県北部のほうでの要望は聞いておりません。

もう一点、海藻類の養殖を始めるに当たりましては、区画漁業権の設定が必要になりますので、今、区画漁業権を設定していないところでそのまま営業をすることは難しいと。始めるとしたら、試験的に県もかかわって実施することになります。

○高橋委員 わかりました。またいろいろと研究してください。

○二見委員長 そのほか、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時再開、環境森林部の当初予算に関する審査から行う予定です。

平成31年3月6日(水)

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後1時51分散会

平成31年 3 月 7 日 (木曜日)

工 事 検 査 監 長 友 善 和

午前 9 時58分再開

事務局職員出席者

出席委員 (7 人)

議 事 課 主 幹 木 下 節 子
議 事 課 主 任 主 事 三 倉 潤 也

委 員 長 二 見 康 之
副 委 員 長 野 崎 幸 士
委 員 濱 砂 守
委 員 西 村 賢
委 員 高 橋 透
委 員 重 松 幸 次 郎
委 員 来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 甲 斐 正 文
環 境 森 林 部 次 長 福 嶋 清 美
(総 括)
環 境 森 林 部 次 長 福 満 和 徳
(技 術 担 当)
環 境 森 林 課 長 城 戸 竹 虎
み や ざ き の 森 林 美 戸 司
づ くり 推 進 室 長
環 境 管 理 課 長 富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長 蕪 美 知 保
自 然 環 境 課 長 黒 木 哲 郎
自 然 公 園 室 長 大 岩 根 充 明
森 林 経 営 課 長 日 高 和 孝
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長 三 重 野 裕 通
み や ざ き ス ギ 田 原 博 美
活 用 推 進 室 長
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 廣 津 和 夫
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長 下 沖 誠

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成31年度当初予算関連議案等について部長の説明を求めます。

○甲斐環境森林部長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が7件、その他報告事項が3件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」など4件についてであります。これにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など3件でございます。

次に、Ⅲのその他報告事項といたしまして、平成31年度環境森林部組織改正案についてなど3項目について御報告いたします。

それでは、1ページをごらんください。

1の歳出予算集計表(課別)についてであります。この表は、議案第1号を初めとする4つの予算議案に関する平成31年度の歳出予算を課別に集計したものであります。

一般会計は、平成31年度当初予算額Aの列の中ほどに網かけしている小計の欄にございますように、216億6,943万2,000円となっております。この中には、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として12億9,955万1,000円も含

まれております。また、特別会計は、下から2段目の小計の欄にありますように、12億6,424万2,000円となっております。

この結果、環境森林部の平成31年度当初予算は、一番下の合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして229億3,367万4,000円で、平成30年度当初予算額Bと比較しますと102.2%となっております。

次に、2ページをお開きください。

2の債務負担行為（追加）についてであります。

まず、環境森林課及び森林経営課の所管する4つの施設の指定管理者制度に基づく債務負担行為の限度額について、消費税率の引き上げに伴い再度設定するものです。

次に、平成31年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって、万一損害を受けた場合の損失補償をするものであります。具体的には、来年度林業公社の経営改善を図るため、現在の借入金残高の一部について日本政策金融公庫からの低利の融資に借りかえることを予定しておりまして、その借入に対し損失補償するものであります。借入額の限度額は3億9,567万5,000円となっております。

私からの説明は以上であります。詳細な内容につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

〇二見委員長 部長の概要説明が終了いたしました。これより、3課ごとに班分けして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。歳出予算の説明については重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項等に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、初めに環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案等の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いします。

〇城戸環境森林課長 環境森林課の当初予算について御説明いたします。

お手元の冊子、平成31年度歳出予算説明資料の201ページをお開きください。

一番上の段の左から2列目の欄にありますように、36億908万5,000円をお願いしております。

その内訳は、その下にありますように、一般会計が32億2,813万3,000円、特別会計が3億8,095万2,000円であります。

それでは、以下、主な事項について説明いたします。

203ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。一番下の（事項）環境保全推進費2,263万7,000円あります。

めくっていただきまして、204ページをごらんください。

説明欄の5番目の環境保全普及啓発推進事業1,812万9,000円につきましては、県立図書館に設置しております環境情報センターの運営や、環境講座等の開催、専門家の派遣のほか、環境保全に関する広報紙「ecoみやざき」の発行など、環境意識の向上を促進するための費用であります。

次に、205ページをごらんください。

中ほどの（事項）水と緑の森林づくり推進費5,401万6,000円あります。

説明欄の1の「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業につきましては、森林ボランティア団体等による森林づくり活動の支援や苗木の

提供、森林づくりに関するイベントの開催等に要する費用であります。

めくっていただきまして、206ページをごらんください。

下から4段目の新規の(事項)人と自然にやさしい公共施設木材利用推進モデル事業費895万5,000円であります。これにつきましては、みやぎの森林づくり推進室長が後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、207ページをごらんください。

下から2段目の(事項)林業公社費6億7,207万円であります。説明欄の1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金への償還に必要な資金を無利子で公社に貸し付けるものであります。

208ページをごらんください。

山林基本財産特別会計についてであります。一番上の段の左から2列目の欄にありますように、予算額は1億6,436万1,000円であります。上から5段目の(事項)県有林造成事業費6,260万7,000円あります。これは、県有林の間伐などを実施するものであります。

次に、下から3段目の(事項)元金9,070万5,000円と次の209ページの(事項)利子1,104万9,000円につきましては、県有林に係る日本政策金融公庫からの借入れに対する償還金であります。

210ページをごらんください。

拡大造林事業特別会計についてであります。一番上の段の左から2列目の欄にありますように、予算額は2億1,659万1,000円あります。上から5段目の(事項)県行造林造成事業費1億4,143万2,000円あります。これは、県行造林の間伐などを実施するとともに、立木販売に

よる収益を森林所有者等へ交付するものであります。

次に、下から4段目の(事項)元金6,570万円と、一番下の(事項)利子945万9,000円につきましては、県行造林に係る日本政策金融公庫からの借入れに対する償還金であります。

環境森林課の当初予算については、以上であります。

次に、新規・重点事業における森林環境譲与税充当予定事業について、御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の3ページをごらんください。

地球温暖化や災害の防止など、公益的機能を有する森林の整備のための費用を国民が広く負担する仕組みとしまして、国税の森林環境税及び森林環境譲与税が創設される予定であり、現在関連法案が国会に提出されているところであります。

森林環境税は、平成36年度から課税される予定であります。平成31年度から施行されます新たな森林管理システムの円滑な推進を図るために、森林環境譲与税は平成31年度から県及び市町村に譲与されることになっております。

譲与税の用途についてであります。法案では市町村及び都道府県が実施する森林の整備や人材の育成・確保、木材の利用の促進等に関する施策に充てることと規定されておまして、そのうち都道府県は市町村が行う施策に対する支援を行うこととなっております。

そのため、平成31年度は2の具体的な取り組みに記載してありますように、市町村職員の研修や市町村が管理する林地台帳の精度を高めるための事業、また市町村が単独では実施が難しい担い手等の育成、県産材の利用拡大に係る事業の財源として、総額1億800万円の譲与税を今

後充当したいと考えております。

なお、充当予定事業のうち、4つの事業につきましては、後ほど事業を担当する課長・室長から説明がございます。

予算議案につきましては、以上であります。

続きまして、特別議案につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の36ページをごらんください。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、(1)のみやざき林業大学校開講に伴う長期課程研修受講料であります。

①の改正の理由は、みやざき林業大学校の開講に伴い、長期課程の研修受講料を新設するものであります。

②の改正の内容ですが、受講料を年額11万8,800円としております。この金額は、総務省が定める地方財政計画の高校専攻科授業料に準拠しておりまして、県立農業大学校や県立高等水産研修所と同額の年額であります。

施行期日は、平成31年4月1日です。なお、みやざき林業大学校につきましては、後ほど担当課長より御説明いたします。

次に、(2)の消費税率引き上げ等に伴う改定であります。

まず、表の1段目の、ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場使用料ですが、内容の欄の1ポツ目にありますとおり、タープ——タープとは日差しを避けるテントのようなものです。それと、ガスコンロを廃止したため、削除するものであります。これらにつきましては、施行期日は平成31年4月1日であります。

次に、内容欄の2ポツ目ですが、本年10月1日から予定されております消費税率引き上げに伴いまして、テントの個別サイトやトレー

ラーハウスなど16件について、使用料を改定するものであります。

表2段目以降の林業技術センターや木材利用技術センターにつきましても、消費税率の引き上げに伴う使用料・手数料の所定の改定を行うものであります。こちらにつきましては、施行期日は平成31年10月1日であります。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

続きまして、常任委員会資料の37ページをごらんください。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、先ほど御説明しました使用料・手数料のうち、指定管理者が収受できるものを定めているものでありまして、内容が重複しますので説明は省略いたします。

私からの説明は以上であります。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 私からは、新規・重点事業のうち、人と自然にやさしい公共施設木材利用推進モデル事業について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。安全で耐久性に優れた加工技術を活用した木材を公共施設で利用することにより、市町村等の木材利用の取り組みを推進するものでございます。

2の事業の概要であります。①の予算額は895万5,000円で、③の事業期間は平成31度からの3年間、④の事業主体は県であります。

⑤の事業内容は、①の木製ガードレールの取りかえや、②の木製遊具の設置・撤去を行い、③にありますとおり木材利用事例集作成などを行い、市町村への周知に努めるとともに、広く県民にPRするといったこととしております。

5ページをごらんください。

1の公共施設の概要であります。一番左の列の施設名にありますとおり、当室では川南遊学の森のほか4つの施設を所管しておりまして、森林とのふれあいの場などとして多くの県民に利用されております。

しかしながら、2の現状と課題の(1)にありますとおり、設置から年数が経過しておりまして、施設の新設や補修等による利用者の安全性や快適性の確保が問題となっております。

また、(2)にありますように、木材の需要拡大を図るためには、公共施設において県がみずから積極的に木材を利用するとともに、新たな木材の利用方法を示すことが重要であると考えております。

3の事業内容のイメージをごらんください。

木製ガードレールには、現在、木の中心部を含んでいる心持ち材が使用されておりますが、更新する木材の一部を木の中心部を避けて製材される心去り材に取りかえることとしております。

下の米印にありますように、心去り材は、心持ち材に比べ防腐剤の加圧注入が容易で、耐久性が著しく向上することから、これにより大径材の利用促進にもつながるものと考えております。

左のページにお戻りください。

3の事業効果といたしましては、(1)の多くの県民に利用される県有施設で使用する木材に、新たな木材利用技術を活用し、それをPRすることなどにより、木材の需要拡大が図られる。

(2)の県民の木材利用についての関心や理解が深まる。

(3)の利用者の安全性・快適性が確保されるものと期待しております。

私からの説明は以上であります。

○富山環境管理課長 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の213ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で4億2,537万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

215ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費7,990万6,000円です。このうち、説明欄の1、大気汚染常時監視事業5,355万1,000円は、法律に基づき、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するものです。

次の2、大気汚染常時監視テレメータシステム運営費715万9,000円は常時監視した測定結果をリアルタイムで県民に提供するものであります。

次に、一番下の(事項)水質保全費8,785万3,000円でございます。説明欄1、水質環境基準等監視事業3,906万7,000円ですが、次の216ページをお開きください。一番上の(1)公共用水域の常時監視と(2)地下水の常時監視は、法律に基づき、河川や海域、地下水について、有機性の汚濁物質やヒ素、カドミウム等の有害物質等を常時監視するものであります。

次に、4つ下の2、排水基準監視事業323万4,000円は、排水基準が適用される事業場の排水について、有機性の汚濁物質や有害物質を監視するものであります。

3つ下の6、硫黄山河川白濁水質監視事業と7の新規事業「硫黄山河川白濁水質改善実証試験事業」については、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどの下の(事項)放射能測定調査費3,967万4,000円ですが、これは国の委託を受け、空気中の放射線量や水道水、土壌等の放射能を調査するものであります。

その下の(事項)化学物質対策費578万3,000円ですが、このうち説明欄の1、ダイオキシン類対策事業516万円は、法律に基づき、大気や河川等についてダイオキシン類を監視するものでございます。

次に、217ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)公害保健対策費1億251万9,000円です。これは、旧土呂久鉾山による公害健康被害に係るもので、このうち説明欄の1、公害健康被害補償対策費8,513万3,000円は、認定患者の方々へ障害補償費等を給付するもので、次に、その下の2、健康観察検診費1,157万5,000円は、認定患者を含む土呂久地区住民等の健康状態を観察するものでございます。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億81万3,000円です。

このうち、説明欄の4、浄化槽整備事業の(2)単独処理浄化槽転換促進補助事業405万円は、単独処理浄化槽の撤去に補助するもので、その下の(3)浄化槽整備事業補助金8,636万9,000円については、生活排水処理率の向上を図るため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に補助するものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の6ページをごらんください。

硫黄山の噴火に起因する河川白濁対策であります。

1の事業の目的・背景であります。長江川

・川内川水域等の水質検査を継続するとともに、河川白濁への対応のために実施した試験・研究結果を踏まえ、農業用水が必要な時期に実証試験を実施し、実用化に向けた水質改善対策の具体案を作成することとしています。

予算額は4,253万4,000円、全額一般財源で、実施主体は県であります。

(4)の事業内容の①の新規事業、硫黄山河川白濁水質改善実証試験事業については、右側の7ページで御説明いたします。

これは、これまでの実証試験の内容を段階的にまとめたものです。ステップ1の宮崎大学による実証試験に始まり、ステップ2の県とえびの市の河川試験により、石灰石を活用した水質改善効果が確認されたことから、ステップ3として河川の全水量による実証試験を行うため、3月からえびの高原に仮設石灰石中和水路の設置に向けて作業を進めているところであります。

4月からは、設置した仮設石灰石中和水路を活用して、農業用水が必要な9月ごろまで、えびの高原における実際の河川水量により実証試験を行います。

この試験では、水量や水質イオン濃度などの水質を常時測定することにより、石灰石による中和効果の持続性や石灰石を継続して投入する方法などの運用性の検証、抽出された課題への対応の検討を行うこととしております。

これらで得られた結果は、有識者からなる専門家会議において検討を行い、実用化に向けた水質改善対策の具体案を作成することとしております。

6ページにお戻りください。

下の②の硫黄山河川白濁水質監視事業についてですが、長江川・川内川水系の8カ所において、今までと同様、週1回の水質検査を継続し

て実施し、結果については関係機関と広く共有し、農業用水対策に活用したいと考えております。

3の事業効果ですが、これらの事業で得られる成果や水質検査結果は、農業用水利用対策に活用できるとともに、風評被害の防止や地元の不安感の払拭が図られるものと考えております。

環境管理課の説明は、以上であります。

○蕪循環社会推進課長 循環社会推進課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の219ページをお開きください。

当課の当初予算の総額ですが、一般会計で18億7,752万6,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

221ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費1,746万9,000円であります。このうち、説明欄の2、海岸漂着物等地域対策推進事業の*794万4,000円ですが、これは海岸漂着物の現状と海岸利用時のマナー向上等と呼びかける普及広報を行うとともに、国の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用しまして、市町村が実施する漂着物等の回収・処理事業に対して間接補助を行うものであります。

次に、その下の3、新規事業「災害廃棄物対応力強化事業」の741万円につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、その下の(事項)産業廃棄物処理対策推進費の17億9,872万7,000円です。このうち、説明欄の2、産業廃棄物処理監視指導事業の(2)廃棄物不適正処理防止対策強化事業の6,261万7,000円ですが、これは保健所等に廃棄物監視員を配置しておりますけれども、監視員による不法投棄等の不適正処理に対する

監視体制を強化するとともに、民間団体との情報提供ネットワーク等を活用して、不法投棄の早期発見、指導、原状回復等の徹底等を図るものであります。

次に、一番下の6、公共関与推進事業14億2,149万7,000円ですが、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、222ページをお開きください。

一番上の7、産業廃棄物税基金積立金2億2,508万2,000円ですが、これは産業廃棄物税の税込等から課税経費を除いた金額を基金に積み立てるものであります。

次に、その4つ下の9、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業の(2)新規事業「PCB使用安定器掘り起こし調査フォローアップ事業」の2,500万円です。現在、PCB使用安定器の保管や使用状況につきまして調査を実施しているところですが、対象の事業者数が2万件を超えるほど膨大でありまして、回答をいただけない未回答の事業所も相当数に及んでいるような状況であります。

そういうことから、未回収やPCB使用安定器の発見率の高い業界団体等を通して、掘り起こし調査から処分期限である2年後までに高濃度は処理しないといけないわけですが、その期限内の適正処理までを委託するものでございます。

次に、一番下の11、改善事業「環境産業育成支援事業」の1,648万2,000円ですが、これは産業廃棄物処理業が環境産業として地域社会に貢献していくよう、優良産廃処理業者認定制度というものがございます。その取得促進や中堅リーダーの育成の取り組みを支援するものでございます。

※47ページに訂正発言あり

次に、(事項) 廃棄物減量化・リサイクル推進費の6,133万円についてであります。このうち、説明欄の1にあります改善事業「循環型社会推進総合対策事業」5,702万5,000円ですが、大量消費・大量廃棄から循環型社会への転換を総合的に推進するため、廃棄物の減量化や適正処理に係る意識啓発など、リサイクル推進事業を行うもので、改善点としましては、現在、一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会が実施しておりますリサイクル製品認定制度を県知事認定に切りかえまして、認知度向上を図るなど、リサイクル製品の利用拡大に努めていこうというものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。お手元の常任委員会資料の8ページをお開きください。

災害廃棄物対応力強化事業についてであります。

まず、1の事業の目的・背景であります。近年、大規模災害が多発しており、災害に伴い発生する大量の災害廃棄物処理についても大きな問題となっております。

災害廃棄物は、短期間で大量に、そして混合状態で発生するため、処理が難しく、早期復興の大きな障害となっているもので、あらかじめ、処理の流れ等を想定した事前対策が極めて重要と考えております。

このため、実際の災害場面を想定した図上演習を実施することで、処理体制の整備や、災害廃棄物処理対応力を身につけた人材の育成を図るものであります。

右側の9ページをごらんください。

1に記載しておりますとおり、災害廃棄物はいろいろなものが同時に混合した状態で発生します。無計画に受け入れを行うと、写真の左側

にありますように、ただのごみの山をつくってしまい、処理することが極めて困難となります。これを右側の写真のように、秩序を保った状態にしていく必要がありますが、このためには、手順の確認や仮置き場の確保など、平時から実際の災害を想定した対策を講じることが重要だと考えております。

左側の8ページに戻っていただきまして、2の事業の概要であります。予算額は741万円で、財源は、大規模災害対策基金を687万5,000円活用し、残りは一般財源であります。

事業期間は、平成31年度から3年間で、事業主体は県であります。

事業内容につきましては、まず、①災害廃棄物処理に係る図上演習につきましては、市町村や関係団体の職員を対象に、実際の災害を想定した図上演習を実施することで、より実践的な対応力の向上を図るものです。

具体的には、右側の資料の2に記載しておりますように、参加者を50名ほど募って、シナリオに沿って災害廃棄物処理を仮想体験させるものであります。

演習の運営に当たりましては、災害廃棄物に係る演習は初めての取り組みでありますことから、31年度は、専門のコンサルタントを活用して、そのサポートを受けながら運営体制の構築を行い、32年度以降は、県で直営化できたらと考えているところであります。

次に、②の宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議です。この会議は、災害廃棄物処理を行う広域連携体制の構築を目的に、平成28年度から開催しておりますが、①で行う図上演習のフィードバックなどを行いまして、より連携体制の強化を図るものであります。

最後に、3の事業効果であります。本事業

により、本県における災害廃棄物処理体制が整備され、円滑な災害廃棄物処理が可能になるものと考えております。

続きまして、この資料の10ページをお開きください。

公共関与推進事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与により、廃棄物総合処理センターエコクリーンプラザみやざきの安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るものです。

予算額は、2の事業の概要にありますように、14億2,149万7,000円をお願いしております。事業主体は、公益財団法人宮崎県環境整備公社で、事業内容につきましては、エコクリーンプラザみやざきの運営・管理主体である同公社に対して、補助及び貸し付けを行うものであります。

具体的には、事業内容の内訳の欄にありますように、①の運営費補助金8,000万円につきましては、産業廃棄物処理事業を支援するため、運営費の補助を行うもので、②の運営資金貸付金4億9,000万円につきましては、同じく産業廃棄物処理事業を支援するため、運営資金の貸し付けを行うものですが、詳しくは右の11ページ、環境整備公社（産廃事業）の収支により説明させていただきます。

表の左端、項目の欄をごらんください。

①の産廃事業収入から②の産廃事業費用を差し引いた③の産廃事業収支は、操業を開始した平成17年度からずっと黒字で推移しております。しかしながら、エコクリーンプラザみやざき整備時に、産業廃棄物枠分の事業費を日本政策投資銀行等から借り入れた、④の償還金及び⑤の

償還利息を差し引いた⑥の借入金償還後収支は、平成19年度からずっと赤字になっております。このため、県では平成22年度から⑨の県の運営費貸付金にありますように、公社に対しまして運営費の貸し付けを行っているところです。

平成30年度の見込みとしましては、右端の30年度の黒枠囲みの欄をごらんいただきますと、⑥の借入金償還後収支は、昨年度に引き続き1億円余りの黒字となりますが、これは平成28年度から最終処分場の一般廃棄物埋立枠が不足しておりまして、それを解消するため、一部事務組合、そして今年度からは宮崎市に対して、公社の産業廃棄物埋立枠の一部を転用することで、これに伴って約2億3,000万円の負担金が当該自治体から経常外収支として入ってくることとなったためでございます。そのため、前年度の⑦の差引の欄にありますように、赤字額4億9,700万円余りと合わせますと、30年度の⑦差引3億9,000万円余りが、30年度末の赤字額になります。

これに、年度末の資金不足解消のため、必要な運転資金を加えた⑧の金融機関からの一時借入金4億9,000万円と見込まれておりますことから、この額を⑨の県の運営費貸付金として公社に貸し付けるものであります。

なお、この運営貸付金につきましては、公社が解散予定の平成32年度末には、公社の所有財産である産業廃棄物埋立枠の残余容量と保有する土地を関係市町村に処分することなどで、公社からの返済・回収が可能と考えているところでございます。

左の10ページに戻っていただきまして、③の浸出水調整池補強工事費貸付金8億4,900万円につきましては、工事に要した経費16億9,800万円を関係市町村と折半して負担しております。半

額となる*8,400、900万を県側から貸し付けるものでございます。

なお、この浸出水調整池補強工事費貸付金につきましては、関係市町村と最終的な負担割合について、平成29年度に合意しております。公社が提起しております損害賠償請求訴訟の今後の動向を踏まえ、県及び市町村で判決に従って負担することとしております。

また、損害賠償請求訴訟につきましては、一昨年5月に第一審判決が言い渡され、公社及び設計・施工監理業者の双方が控訴し、昨年7月には控訴審が結審しております。

ことしの1月に控訴審判決が予定されていたのですが、延期となりまして、新たな期日が決まり次第、改めてお知らせしたいというふうに考えております。

循環社会推進課の説明は、以上でございます。

○二見委員長 議案に関する説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○蕪循環社会推進課長 私の説明の中で、1カ所数字を読み間違えておりました。

歳出予算説明資料の221ページの海岸漂着物等地域対策推進事業に関しまして、中ほどの(1)のところで、「797万4,000円」を「794万4,000円」と説明しておりました。申しわけございません。

○西村委員 循環社会推進課で2点聞きたいところがありまして。海岸漂着物等地域対策推進事業の予算が221ページにあるんですが、ことし、例えば木崎浜での世界的なサーフィン大会の開催とかもあって、全県下的に海の環境対策というのが非常に各地域で機運が上がっている中で、この予算が適切かどうかということと、そういうサーフィンとかの対策費は、別の部署が確保しているものなのかを教えてください。

います。

○蕪循環社会推進課長 当該事業につきましては、環境省で行っています海岸漂着物等の啓発事業とその対策事業について、要望があった箇所を今回計上させていただいております。

なお、委員のおっしゃいましたように、いろんな環境もございまして、それぞれ対応をされているというふうに考えておりますが、この事業につきましては、市町村から要望のあったものを計上しております。

一義的には、まずは当該海岸を管理する海岸管理者が直接行う回収事業もでございます。それとは別枠で、市町村がみずから積極的に地域の団体とかに補助をしたいという箇所について、今回要望があったところを計上させていただいているところでありまして、そのほかの環境部門などで行われているものについては、この事業では計上しておりません。

○西村委員 要望があったのは、どこの自治体でしょうか。

○蕪循環社会推進課長 昨年度以降、ずっと要望されております宮崎市と、あとは、川南町、門川町から今回要望が上がっております。

○西村委員 同じく循環社会推進課ですが、委員会資料の8ページで、災害廃棄物対応力強化事業の説明をいただきました。これは記憶に新しいところで、熊本県の震災のときに本県も受け入れましたが、実際に熊本の産廃がどのくらい宮崎県内に入ってきたのかをまず教えてください。あのときの地震は内陸型だったので、実際に私もこの写真のようなごみの現場を見てきたんですけど、そこまでないと思うんです。ただ、本県で想定される南海トラフのような大がかりな津波になりますと、被害の規模はわか

※55ページに訂正発言あり

りませんが、相当な量であったり、仮置き場を沿岸部につくれない状況もあると思います。そのあたりをどう考えているのかを伺いたと思います。熊本の実績の部分は、今答えられなければ、総括質疑の場で結構です。

○蕪循環社会推進課長 熊本地震につきましては、確かに逼迫している熊本の災害廃棄物の処理体制を維持するために、別枠で県外の産廃の搬入の枠を設けるという対策を講じたところではございますが、実際の処理の状況を申し上げますと、熊本県内の中で処理体制が確立されておりました、その域内で選別処理とか中間処理とかを進めながら処理が進んだというふうに伺っております。

実際に本県にどれだけ流れてきたかについては、お時間をいただきたいと思います。

あと、この災害廃棄物処理で、実際に南海トラフを想定して、どのぐらい、そしてどういった対策がということにつきましては、一昨年に県で災害廃棄物処理計画を策定しておりまして、その計画の中で南海トラフを想定したごみ量とかを推計しております。

日常出ているごみの約40年分に当たる、1,600万トンぐらいになるのではないかと想定しておりまして、委員の申し上げましたとおり、通常の体制ではとても処理できるような状況ではございません。

そういった中で、県でつくった計画の中では、まずはごみ量とか必要な仮置き場の敷地面積とか、そういったところについては、想定して計算はしたところでありまして、具体的にどこに設置して、どのように動かすかという具体的な対応が、まだ間に合っていない状況がございます。

そういったことから、今回の強化事業で、各

自治体、市町村内でいろんな演習をしていただいて、課題や流れを確認した上で、具体的な対策に結びつくような対応を図りたいと考えているところです。

○西村委員 一昨年でしたか、今課長が説明していただいた市町村でごみを一時的に保管する場所とか、いろんなことが報道されたのは私も記憶にあるんですけども、それ以降の話を、私も追っていないものですから。今の話だと、まだ市町村にはばらつきがあって、津波に限りませんが、そういう保管とか仮置きができる場所は、今のところまだ確立はされていないと理解していいでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 市町村においても、災害廃棄物処理計画を一応策定はされたんですが、具体的に仮置き場をどこに置くかまできちんと明記している市町村は、実際少のうございまして、候補地を検討しているところとか、まだ明記はしてないけれどもというようなところは、徐々にふえてきたかなと考えております。昨年の台風24号の際には、仮置き場の設置が、全国的に話題になって問題意識があったものですから、各自治体、被災自治体においても、早急に対応を図っていただいたところではございます。

ただ、実際行う場所でのどのような処理を行ったらいいかというようなところでは、かなり混乱を生じたようでございます。あの規模の災害でも相当混乱が出たということでありましたので、今回はそういった課題を洗い出すとともに、まだ候補地を設定していない自治体に対しては、早急に候補地が設定できるように、当該事業で体制の強化を図りたいと考えております。

○西村委員 最後にしますが、こういう災害時は当然なんですけれども、今県北地域では、産廃の場所が非常に逼迫しているという話が議会

でも上がりますし、いろんな業界の話も聞いております。

ふだんから産廃を捨てる場所が大変な状況にあるのに、さらにこの机上だけで災害が出たときのごみをどうしようという話は、少し非現実的なものもあるのではないかなと思います。

通常のことやうまくいってないのに、さらに災害が起こった際にどうしようということでは、実際ごみを受け入れる、受け入れないということでもさらにもめてしまうことになるのではないかなと思いますので、この事業をやるのであれば、しっかりと現在の産廃対策というものを先に片づけていただきたいと思います。これは要望も踏まえて、他の予算で当然計上されているとは思いますが、お願いしたいと思います。

○重松委員 関連で、この②の災害廃棄物処理対策ネットワーク会議の構成メンバーは、どういった方々なんでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 この処理対策ネットワーク会議は、各市町村の担当課が全て入っております。それに加えて、処理に関係するであろう産廃協会や解体を行う解体業、あとし尿等の処理をされる組合とか、そういった関係団体にも入っていただいて、一連の連携や今後の対策などを話し合っていた場ということで設置をしています。

○重松委員 わかりました。私も東日本大震災の2年後に、会派で東北のこういう施設に行かせていただきました。そのときには、かなり大手の建設業者の方々が木材、がれきとかいうふうにして細かく分かれたやつを、今度は粉碎・梱包して、それぞれ安全に産廃を仕分けしている作業も見てきたんですけど、そういうところまで見据えての検討もされていらっしゃるのでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 まさしく、そういった体制を含めて、具体的な対応が図られるように進めていきたいと考えていますが、その前提となりますのが、災害廃棄物処理計画で、県計画においても、まずは一義的には市町村の計画です。市町村が定めた計画で間に合わない広域な部分については、県が市町村から委託を受けて行うというような対策になっております。その部分についても、具体化を図っていかないといけないと考えております。

まずは市町村で処理体制を構築するということで、今回は市町村を中心とした図上演習ですが、今後ネットワークを活用しながら、広域処理も含めて対応ができるよう熟度を上げていきたいと考えております。

○重松委員 最後に要望なんですけれども、去年の9月、10月に瓜生野地区で水害があって、そのこのスーパーさんとかが産廃を出そうとされたときに、市の職員から、要するに仕分けをしないといけないと。その人たちに仕分けをして出してくださいと言われたんですけど、そんなことをやっている余裕もないということを理解してほしいと言われたんです。

仕分けることは大事なんですけれども、実際出すときにそういうことを言われても、現場でもう本当に対応が大変な中で、そのことを押しつけられても大変だをおっしゃっていたことを記憶していますので、そういうことも含めて、体制を検討していただきたいと思っております。

○高橋委員 図上演習は、9ページにあるように、事業期間は3年だけれど、これ以降もずっとやっていくということですね。

○蕪循環社会推進課長 はい。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑ありませんか。

○来住委員 環境管理課の硫黄山の河川白濁問題でお聞きします。委員会資料の7ページで、ステップ1から3に進んできて、これで実際に改善が認められれば実用化に向けて物事が進んでいくと思うんですけど、いわゆる石灰石の中和の持続性というのはどんなものなんでしょうか。

1回設置すると、かなり長い間その効能を発揮するのか、それをまず教えていただきたいと思うんですけど。

○富山環境管理課長 石灰石の持続性については、私たちが試験をしたのが、実際の河川の水量の50分の1とか100分の1ぐらいを流して試験をしてみました。

そのときに、石灰石を通しますと、1日ですごい量が減ることがわかってきました。

宮崎大学が行った中和試験においても、1日当たり数十トン減るんだろうという実験データもありますので、実際全量を流したときにどれぐらい減るのかという試験を今からしたいと考えております。

相当、多い量が減ることがわかっております。

○来住委員 それで、実際にこれを実用化をしていくときに、国の補助はないのかなと思うんですけど。全国では、群馬県とかがこういう中和施設をやっているんですけど、そこは全部県が単独でやっているのか。国の補助とかはないのかなと思うんですけど、それはどうですか。聞いていらっしゃいませんか。

○富山環境管理課長 全国の事例で石灰石を利用しての中和というのは、*栃木県や秋田県とかの温泉排水などでやっているのはございます。

そこは、国土交通省が行っております。過去をずっと見てみますと、途中から国土交通省がやった事例もありますが、私どものこの件につ

いて、いろいろ国等にも要望しているんですけど、今のところそういった補助があるという話は聞いておりませんので、まずは私たちのほうでどこまでできるのか。

先ほど言いましたように、石灰石の量とかいろいろな課題が見えてますので、まずそこがどこまで解決できるのかを調べてから、具体的に幾つか案をつくって、経費的にも設備的にも実際にできるのかどうかを検証しなければいけないのかなと思っています。

○来住委員 かなり長期にわたるんじゃないかなど。硫黄山に相談しないといけないですけど、とにかく長期にわたるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう点では、国の援助なんかをもらえるように頑張りたいと思います。

別件でいいですか。

○二見委員長 できれば環境管理課を。関連がありましたら。なければ、どうぞ。

○来住委員 環境管理課かどうかわからないんですけど、大気汚染について調査をされていますよね。それと関連して、例えば杉の花粉の飛散の状況というのは、気象台かどこかが調査されているのでしょうか。

○富山環境管理課長 私どもの直接の仕事としてはやってないんですけども、大気中の花粉の調査は、環境省が「はなこさん」というのを全国的にいっぱいつくっているんですが、県内には2箇所、延岡保健所と県庁に常時測定装置を置いて測定をしています。

そのデータをホームページでリアルタイムに出してあることは知っております。情報としてもらっております。

○来住委員 NHKの気象のところで、ガラス

※81ページに訂正発言あり

に何個花粉がついたかというやつを調べたりしているみたいですけども、非常に興味があるものですから、知りたいなと思って。一般質問でも問題視しましたけれど、実際に花粉がふえているのか、減っているのか、それはどこに行けばわかるのかなと思ったものですから、知っていらっしゃったら教えていただければありがたいなと思って。

○富山環境管理課長 一応環境省のホームページには数値が出ております。毎日のデータ等を見れば、花粉がきょうはどれぐらい出てくるのかとか、そこら辺のことが大体わかると思います。

それ以外に、まだいろいろな方法があるのかもしれませんが、それ以上のことはわかりません。

○来住委員 それは、宮崎県内の情報も出ていますか。

○富山環境管理課長 はい。宮崎県内の延岡保健所と県庁に置いてある機械のデータも出ています。

○来住委員 わかりました。ありがとうございました。

○濱砂委員 ちょっと教えてください。大気保全費の説明欄の3の(2)にめったに見ない苦情処理というのが出ていますよ。こんなに苦情が、どういう苦情が多いんですか。

○富山環境管理課長 まず、金額的なものからいいますと、これは、直接苦情を受けて現場に行き苦情処理をする保健所の公用車の更新とか維持管理、そういったものが金額的に上がっています。

内容としましては、水質や悪臭が保健所の苦情としては多いようでございます。***悪臭が一番多いというふう聞いておりますけれども。**

○濱砂委員 それは、苦情処理という名目で処理しているということですか。

○富山環境管理課長 苦情として相談があって、その苦情の処理に保健所か市役所が行くんですが、そのときに行くための費用を計上しております。

○濱砂委員 主にどんなものなんですか。どういう苦情が多いのか。

○富山環境管理課長 苦情の内容ですけども、悪臭が一番多いのかなと考えております。例えば、養豚業者とかもありますけれども、堆肥をやっているところや食品工場の悪臭とか、いろんな悪臭がたくさんありますので、どれというのは特定できませんけれども、分類的には悪臭が多いです。

○濱砂委員 件数として、どのぐらいあるものですか。

○富山環境管理課長 前年度の件数は、環境白書に各苦情ごとの件数が出ております。それについては後でまた提供させてもらってもよろしいでしょうか。

○濱砂委員 お願いします。

○二見委員長 よろしいですか。

今の悪臭のことで、私の地元でも気になるところがありまして。毎年時期が来ると、すごくにおうんです。豚ふんなのか、鶏ふんなのかはわかりませんが、風に乗って地域に舞ってくると。住民の方々も、またかというような思いで、半分諦めのような感じがするんですけど、外に洗濯物を干していると、白いタオルが黄色くなったりもするんです。そういった苦情にも、この予算で対応されているということなんですか。

○富山環境管理課長 苦情としては、典型7公

害と言いまして、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を典型7公害と言います。

その典型7公害に加えて、保健所としては廃棄物も含むんですけれど、そういった苦情を受け付けております。

それぞれの公害の内容によって、県が所管していたり、市町村が所管していたりします。

悪臭の場合は、市町村が悪臭防止法を所管していますので、どちらかといえば市町村が主体となって、悪臭の指導を行っているという流れになっています。

○二見委員長 となると、今の悪臭の場合は、市町村が窓口になるので、県の事業とは合わないということになると思うんですけれども、その事業の中身というか、私の地元の案件でいえば、ある意味農政サイドにもかかわってくるのかなと。畜産関係だけではなくて、畑の肥料としてやる場合には、園芸のほうにもかかわってくる。

これは年に1回なので、大体の時期はあるとしても、いつ起こるのかはなかなか特定できないし、それが起こっても何日か過ぎればもう終わってしまうんです。

そういったものは、どう対応していけばいいのかなと。来年から起こらなければいいとは思いますが、1年に1回ぐらいのことなので、なかなか改善されないという現状もあるんです。県並びに市町村が窓口になるのかもしれませんが、そこ辺の対応は、どのようにされているのか。

ただ行って、だめですよというだけで終わっているのであれば、全然改善されない案件もあるわけなんです。そこをどう対処されていこうとお考えなんですか。

○富山環境管理課長 苦情があった場合は、現場に行って原因を調査して、その原因となるものについて、指導を行っているんですが、当然ながら、その原因を管轄しているところ、例えば養豚場や養鶏場であれば、農政サイドの協力を得て、悪臭が出ないような指導をしていただくとか、そういった横断的な扱い方といいますか、そういったことでのお願いはしているところなんです。

当然ながら悪臭の程度によっては、人の感覚でもありますから、お願いレベルでのお話にもなるかもしれませんが、法律上で規制できるところは規制して行って、お願いレベルでしかできないようなところは、何回も行って指導する形での処理になっていると思います。

○二見委員 さらに言えば、夜中にするんで、現行犯で捕まえようにも、もう役所は閉まっているので、電話での受け付けもできない。翌日に対応に行くにしても、実際はそこだけじゃなくて、ほかのところもやっていたりするわけです。ちゃんとすき込めば、まだいいんでしょうが、じゃあ、どこができて、どこがしていないのかというところまで突きとめていくとなると、現行犯で捕まえるしかないという現状もあつたりして。

だから、本当に住民の生活環境を考えるのであれば、そういった案件が続くようなところに関しては、一回徹底的に対処すべきではないかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○富山環境管理課長 個別の事例でありますけれども、そういうものは原因を探して、どういうふうになれば防止することができるかを考えながら、関係機関と一緒に根気強く指導していくことしかできないのかなと思っており

ます。

関係機関それぞれができることをやっていて、対応していくという形がベストじゃないかなと思っております。

○二見委員長 わかりました。根気じゃなくてやる気かなと、何としてもそのときに解決するんだという思いかなという気もするので、今後また御検討いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員 委員会資料の4ページの新規事業でお尋ねします。目的がこの事業で市町村等における木材利用の取り組みを推進するということなんですけれども、3カ年の事業ですから、ことしはこれでいいんでしょうが、ただ、川南遊学の森とかひなもり台は、わざわざ行くところじゃないですか。わざわざというのは、目的をもって、しかも地域も限定されているから、多くの県民の方々の目に触れることが期待できるのかなというのが一つの疑問なんです。

不特定多数の人の目に触れることも必要じゃないかなということです。このガードレールなんかは本当にイメージとしてはいいものだから、初年度はこういう事業であるけれど、また来年、再来年まであるから、そういった事業の展開があるのかどうか確認します。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 心去り材のガードレールは、今はまだ商品化されていません。今回設置しまして、経過を見て、それを県全体に広めていくという取り組みも必要かなと思っております。

○甲斐環境森林部長 参考までに申し述べさせていただきます。実は県土整備部では「美しい宮崎づくり」ということで、県内の観光地に近い例えば駐車場などで、ここは木製のガードレールのほうがいいですよというようなところ

は、予算の制約はありますけれども、そういう取り組みをされております。

これは、農政サイドの公道を所管しているところでも、業界で木製ガードレールをつくっていらっしゃるところがありますので、そういうものを導入している事例はあります。美しい宮崎づくりの観点から、鎌原副知事も公共三部に広く進めてほしいと言われておりまして、そういう取り組みは取り組みとして、これは木材利用技術センターとの連携で進めていこうということで、そういうのがございますというのを一部お話をさせていただきました。

○高橋委員 今部長がお話になられましたけれど、公園だったり、県道だったり、そういったところに美しい宮崎づくりということで木材を活用した、より景観にふさわしい、そういった取り組みはやるんだよと。

環境森林部としては、この事業でこの分野でやるということなんですけれども、県全体としても、公共施設で木材利用の展開をやるということなんです。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 公共施設等の木造化、木質化の取り組みにつきましては、県におきまして、県産材利用推進委員会を設置しておりまして、県でつくる施設関係は、原則木造、木質化を図っていこうというような取り組みをしているところです。

それから、それ以外にも、また後ほどちょっと説明させていただこうと思っているんですけども、県民の方の目につく、公共的空間というんでしょうか、よく人が入るようなところ——駅とか空港、そういったところの木造化・木質化を進めるための支援策も考えております。そういったところで、木材利用を進めているところがございます。

○高橋委員 予算にも限界があるから、いろいろ手広くやれないのはよく理解していますので、事業効果の(2)にありますように、県民の木材利用についての関心とか理解が深まる。そこを狙って、効果的な場所をしっかりと選定して、この事業に取り組んでいただきたいと思います。

○二見委員長 関連はありますか。なければ、ほかには。

○高橋委員 歳出予算説明資料の217ページの一番下の単独処理浄化槽転換を促進する補助事業というのは、合併処理浄化槽補助金が下にあるじゃないですか。単独浄化槽は件数的にはどのぐらいあるものなんでしょうか。

○富山環境管理課長 今県内には、浄化槽が13万基ぐらいあります。その大体半分ぐらいがまだ単独浄化槽として残っているようでございます。

○高橋委員 だから、単独浄化槽から合併浄化槽にしてほしいわけじゃないですか。単独じゃないところがあるわけでしょう、浄化槽がないところが。私は、合併浄化槽を推進したほうが環境のためにはいいのかなという思いがあったものだからお尋ねしました。

○富山環境管理課長 合併浄化槽が一番いいもので、我々も単独浄化槽をなくしたいという気持ちで、こういった単独浄化槽を合併浄化槽に転換することを進めるための補助金をつくっております。

歴史的に言いますと、単独浄化槽は平成13年度までつくることができたんですが、それ以降は全部合併浄化槽になっています。ですから、昔つくった分がまだ残っているので、県内でも約半分が残っているわけです。

それをいかにして、合併浄化槽につくりかえていただくかということで、こういった補助金

をつくっているんですが、いかんせん単独浄化槽をつけていけば、もう既に水洗トイレなので、トイレの排水は処理するけれども、家庭の雑排水、台所の排水なんかは垂れ流してしまうのが単独です。

ですから、利用する家庭の方々にとっては、もう水洗トイレになっているものですから、それ以上のことにお金をかけるという意識にならないということで、合併になかなか踏み切れないようでございます。

○高橋委員 平成13年までだったというのは、新規でということですね。

○富山環境管理課長 平成13年度までは単独も新規で設置することができました。それ以降は浄化槽と言ったら合併浄化槽に変わりました。

○高橋委員 でも、今、補助事業をしているじゃないですか。単独処理浄化槽転換促進補助事業。

○富山環境管理課長 私の説明が悪かったかもしれませんが、昔つけた単独浄化槽がそのままになっている場合もありまして、県内の浄化槽の半分ぐらいは単独ということで、それを合併にかえていただきたいと思います。

単独浄化槽のこの補助につきましては、設置費用ではなくて、合併浄化槽につくりかえる際に、もともとのあった浄化槽を撤去するときの補助です。済みません、そこの説明をしておりませんでした。

○高橋委員 合併浄化槽を目指しているということですね。

○富山環境管理課長 そういうことです。

○高橋委員 あと、222ページの産業廃棄物税の基金です。これは恐らく環境森林部に係る事業に充てていらっしゃる割合が多いと思うのですが、大体どのぐらいの割合ですか。

○蕪循環社会推進課長 産廃税のほうは、産業

廃棄物……。

○高橋委員 森林環境税と勘違いしていました。では、森林環境税で聞きます。森林環境税の基金の使い道は恐らく環境森林部のいろいろな事業に充てていらっしゃる割合が多いと思うのですが、どのぐらいの割合でしょうか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 平成30年度ですと、全額を環境森林部で執行しております。

○高橋委員 平成30年度はもう全てを環境森林部で執行しているということですが、何年前でしたか、当初予算が半減したときがあったんです。翌年に復帰したときに森林環境税から充当したというのがあったんです。そういう記憶があったものですから、今でもそういう充当をされているのかという確認です。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 申しわけありません、充当したという認識はございませんでしたので、あとで調べて御報告させていただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員 私の記憶違いかもしれませんが、県立図書館の当初予算を減額して問題になったときがあったんです。翌年に環境に関する図書を購入するからということで、その財源が森林環境税だったような記憶があったものですから、うまいことやったなど、そのとき感心したんです。私の記憶違いだったらごめんなさい。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 ちょっと調べさせていただきまして、後で御報告させてもらってよろしいでしょうか。

○高橋委員 いいですよ。

○蕪循環社会推進課長 先ほど高橋委員がおっしゃったのは、恐らく産廃税のほうで、リサイクルに資する、環境教育に資するということで、産廃税から支弁しているものがございますので、

そちらの関係かと。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございました。

○蕪循環社会推進課長 申しわけございません、委員会資料のほうで数字の読み違いをしておりました。

10ページの事業内容の③浸出水調整池補強工事費貸付金のところで、当初貸付金8億4,900万円の内容説明で、全額工事に要した16億9,800万円のうち、折半して「8億4,900万」というところを「8,400,900万」と申し上げたようでございます。訂正させていただきます。

○二見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○城戸環境森林課長 常任委員会資料の39ページをお開きください。

平成31年度環境森林部の組織改正案についてであります。平成31年度から林業技術センターにおきまして、宮崎林業大学校担い手育成総合研修が始まりますが、林業大学校は学校教育法に基づく専修学校ではございませんので、組織全体の名称としては使用いたしません。研修の窓口としては明示する必要があることから、林業技術センター内の管理研修課を「管理・林業大学校研修課」に名前を変更するものであります。

組織改正についての説明は以上でございます。

引き続きまして、再生可能エネルギー等導入推進計画の素案について御説明いたします。

別冊の計画の冊子（素案）で御説明いたします。

この計画は、エネルギーの対象範囲を従来の新エネルギーから大型の水力発電や全ての種類

の地熱発電を含めました再生可能エネルギーに
広げ、2019年度から2022年度までの4年間の計
画として新たに策定するものであります。

まず、目次をごらんください。

全体の構成としまして、第1章から第6章と
附属資料という構成にしております。具体的
な施策等は第5章に記載しております。

それでは、要点だけ説明させていただきます。

15ページをお開きください。

3、本県におけるエネルギーの現状について
であります。平成29年度の導入実績を一覧表に
掲載しております。上の表の一番下の行、発電
分野合計の一番左の[A]欄、2022年度時点
での目標83万4,000キロワットに対しまして、真
ん中より右よりの[C]欄、2017年度の実績値は111
万660キロワットとなっております、達成率
は133%となっております。

上の右から2番目の欄ですが、そのうち太陽
光が約142%、バイオマス発電が約173%に対
しまして、小水力発電は約70%となっております。

次に、26ページをお開きください。

第5章のビジョンのところですが、計画の基
本目標としまして、再生可能エネルギーによる
持続的な社会の構築を目指しております。

次に、27ページをごらんください。

本県の恵まれた資源を生かして、エネルギー
を生み出す「創エネ」の定着、また、省エネや
将来にわたり持続可能な社会を実現するための
体制構築を基本方針として施策を進めてまい
ります。

28ページをお開きください。

具体的な施策でございますが、(1)再生可能
エネルギー等の導入促進では、施策を展開す
る方向性といたしまして、太陽光発電の余剰電
力に係る電力会社の買い取り義務が、本年11月

から順次終了してまいりますことから、太陽
光発電を設置するメリットを積極的に情報提
供していくことや送電線への接続、買取価格
制度の制約を受けないように、発電した電力
の地産地消を推進してまいります。

太陽光発電に係る具体的な施策では、下
の①ですが、電気自動車販売業者や住宅メ
ーカーなどの民間事業者等と連携した自家
消費の活用事例などの情報提供や、次の②
ですが、再生可能エネルギーが地域内で循
環するシステムの構築について、民間事業
者等と連携した研究を行うことや再生可能
エネルギーで水素を製造し保管する方法等
についての情報収集を行っていきたくと考
えております。

29ページの中ほどの②ですが、小水力
発電に係る施策では、小水力発電の開発
可能箇所の公表を通じまして、発電事業
への参入促進や県の支援を横断的に活用
しながら、導入の推進を図っていきたく
と考えております。

下の方の②ですが、蓄電池の設置を推
進するため、資金の貸付制度などにつ
きまして、検討を行いたいと考えて
おります。

次に、33ページをお開きください。

持続可能な社会づくりのための体制の
構築についてであります。

発電事業者が地域との共生を図るため
、景観や自然環境に配慮した発電設備
の導入を初め、発電設備の再利用や
処分に関する指導體制の構築を目指
してまいります。

次に、38ページをお開きください。

各主体に求められる役割としまして、
先ほどの地域との共生に関係しますが、
今回新たに、住宅用太陽光発電を含む
発電等事業者に対しまして、電力供給
者としての自覚や適切な発電設備の
維持管理並びに自然災害に対する備
えなど

を促すために記載しております。

35ページにお戻りください。

今回の計画期間終了時点である2022年度での再生可能エネルギーの導入見込み量を設定しております。

導入見込み量は、それぞれの発電につきまして、2017年度以降に発電を開始したものや、現在の事業者の計画等を個別に勘案して設定しました。

主なもので申し上げますと、一番上の太陽光発電が、2017年度比で約22%の伸びとなる約121万2,700キロワット、その次のバイオマス発電が約25%の伸びとなる11万2,400キロワット、小水力発電が、約30%の伸びとなる1万キロワット、また、風力発電が7倍の伸びとなる11万2,000キロワットとなる見込みであります。このことにより、上の表の発電部門では、約245万キロワット、また、下の熱利用等部門においては、約7万4,000キロワットの導入を見込んだところであります。

素案についての説明は以上でございます。

今後のスケジュールにつきましては、3月にパブリックコメントを行いまして、6月県議会に計画案を提出させていただくことになります。

私からの説明は以上でございます。

〇二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

ちょっといいですか。34ページの④のところ「宮崎県次世代エネルギーパークを活用し」とあるんですけど、これはどこにあるんですか。

〇城戸環境森林課長 県内各地に、既に再生可能エネルギーを稼働させている施設が、今27カ所ありまして、それを見学などいろんな教育用

に活用させていただくということで、パンフレット等で紹介しております、それを総称してエネルギーパークとしております。

〇二見委員長 1カ所じゃないわけですね。

質疑はないですか。じゃあ続けて。

この新しい再生可能エネルギー等導入推進計画について、本県は自然の豊かな地域で、この再生可能エネルギーは豊富なので、非常に期待度の高い分野ではないかなと思うんです。一方で、太陽光発電は広がったものの、課題もたくさんある状況の中で、本県のビジョンを生かしながら進めていくということでの計画策定なんだと思うんですけれども、基本目標にも掲げられているように、地域に必要なエネルギーを再生可能エネルギーでつくり出して利用することができる社会、地域振興が図られるように、自然環境との調和のとれた社会を目指すと掲げられていますが、これは、これからの目標だけではなくて、今までの目標でもあったと思うんですね。

太陽光発電の一番の課題は、蓄電ができない。太陽が出て、光を当てているときには発電するけれども、曇ったら急に下がったりするということで、とにかく、一番の問題はためることができないことだと思うんですよね。

そういった中で、これをどう克服していくのかということろは、国でも、研究とかいろいろ取り組んでいるんでしょうけども、本当にここは力を入れていかなければならないポイントじゃないかなと思うんですよ。

28ページの施策の展開の②で、水素を製造し保管する方法等について情報収集をするということですけども、水素だけじゃなくて、メタンとかアンモニアという形で貯蔵して、そこからエネルギーを抽出する方法もあるので、この

エネルギーをいかにためることができるかというのを、本当に研究しなければならないんだと思います。

ここを突破していくことが、本県のありふれた自然環境の中で再生可能エネルギーを活用していくための第一歩なんだろうなと感じるんですが、やっぱり、ここに対する本当の真剣さというか、各種取り組みをどんどん進めていかなことには、技術もなかなか進歩しないでしょう。

それより、他県とか、いろんなところの取り組みのほうをどんどん進んでいっているの、そうであるんだしたら、やっぱりそこら辺の情報収集をとにかく徹底的にやっていく。自分たちの地域の中でできることは何なのかということも洗い出して、そこにポイントを絞って取り組んでいかなければならない状況なんじゃないかなと思うんです。

水素に関しては、総合政策課の所管だと聞いたんですけども、このエネルギービジョンを宮崎の中でやっていくというのは、環境森林部がやらなければならない仕事だと思うので、そこら辺を早くブラッシュアップして、本県はこの取り組みをやっていくんだということを早く打ち出してほしいなと思うんですけども、現状はいかがでしょうか。

○城戸環境森林課長 今回、この計画案をつくるときに、常任委員会の委員の皆様方からもいろんな意見をいただきましたし、確かに、県庁内では水素の所管は総合政策部となっておりますが、新エネルギーについては、うちの部、うちの課が推進してやろうという気持ちであります。

ただ、県単独ではなかなか難しい問題がありますので、いろんな民間企業とか研究機関を巻

き込んでいかないと、とてもできませんので、そのあたりを積極的にやっていきたいと考えております。

○二見委員長 何かモデル事業というか、地域を限定して、先ほどの目標のような地域で循環できる社会をつくるというモデルを早くつくっていくべきなんじゃないかなと。

何年か前に千葉の柏の葉を見に行きましたが、太陽光で発電したものを蓄電器に全部充電して、夜はその電気を地域で使っていくというのはもうでき上がっています。ここで目標とする一部分は、もう他県ではできていますから、そういったところの情報をどんどん取り入れて、じゃあ、宮崎の今の環境の中で、そういったものにどうやって取り組んでいくのかということ、早くつくり上げていく必要があると思います。我々もいろいろ研究しながら、情報収集して提供していこうと思いますから、どうぞ、今後の努力というか、取り組みに期待したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、以上で、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を終了いたします。

引き続き、2班目の説明も順次受けていきたいと思っております。

それでは、これより自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を行います。

自然環境課から順次説明を求めます。

○黒木自然環境課長 それでは、自然環境課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の223ページをお開きください。

自然環境課の当初予算は、左から2列目の欄

にありますように、一般会計で38億9,439万6,000円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

225ページをお開きください。

中段の(事項)自然保護対策費1,361万5,000円であります。これは、自然環境の保護等に要する経費で、説明欄5の生物多様性地域活動推進強化事業は、宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づき、重要生息地の指定や森林生態系の保全活動への支援などを行うものであります。

説明欄6の新規事業「特定外来生物等適正管理事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

226ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)公共工物品質確保強化対策費1,413万3,000円であります。これは、公共工事の品質確保を図るため、施工体制監視チームによる現場点検を実施するものであります。

一番下の(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費2,000万円であります。これは改善事業で、台風など、異常な降雨等に伴い、溪流に堆積した流木や溪流沿いにある不安定な立木の撤去に加え、新たに、山腹崩壊の危険性が高い谷部において、簡易な木製構造物を設置することで、流木の下流への流出を防止するためのものであります。

227ページをごらんください。

一番上の(事項)森林病虫害等防除事業費9,140万5,000円あります。これは、松くい虫被害の拡大を防止するため、ヘリコプターによる薬剤散布や被害木の伐倒駆除などを行うものであります。

次の(事項)山地治山事業費25億2,611万円であ

あります。これは、台風等により荒廃した山地を復旧するための復旧治山事業や災害を未然に防止するための予防治山事業などを実施するものであります。特に、平成31年度は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としまして、実施予定の50カ所のうち、25カ所について整備を行うこととしています。

228ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円あります。これは、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や除間伐等を実施し、保安林が有する公益的機能の維持増進を図るものであります。

その下の(事項)県単治山事業費5,848万2,000円と、その下の(事項)県単補助治山事業費2,933万1,000円あります。これらは、県や市町村において、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理等を行うものであります。

229ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)鳥獣保護費3,114万8,000円あります。これは、野生鳥獣の保護に要する経費で、説明欄2の野生鳥獣保護推進事業は、傷ついた野生鳥獣の保護やキジの放鳥等を行うものであります。

その下の(事項)鳥獣管理費6,530万2,000円あります。これは、鳥獣被害対策等に要する経費ですが、説明欄1と3から6の事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)狩猟費1,795万3,000円あります。これは、狩猟免許試験や狩猟登録等に要する経費であります。

230ページをお開きください。

一番上の(事項)自然公園事業費1,907万9,000

円であります。これは、自然公園の利用や維持管理等に要する経費ですが、説明欄5の(1)の改善事業「国立公園インバウンド受入対策推進強化事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

その下の(事項)九州自然歩道管理事業費502万6,000円であります。これは、九州自然歩道の管理等に要する経費ですが、説明欄2の新規事業「トレイルクリーンアップ推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)自然公園等整備事業費1億4,427万円であります。これは、国定公園等の整備に要する経費ですが、231ページの説明欄1の国立公園整備事業と2の国立公園整備支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)治山施設災害復旧費3億円あります。これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に要する経費であります。

続きまして、先ほど説明を後回しにしておりました事業について、御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

新規事業、特定外来生物等適正管理事業について御説明いたします。

この事業は、1、事業の目的・背景にありますように、生態系や人、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来生物等のリスト作成に必要な調査や、県内で確認された外来生物の防除対策等を実施するものであります。

右側のページの現状と課題をごらんください。

中ほどの写真にありますように、農作物に被害を与えるおそれのあるアライグマが、昨年11月に小林市で捕獲され、県内での捕獲はこれで

5例目となりました。また、毒を持ち、体に影響を与えるおそれのあるハイイロゴケグモが宮崎市で確認されるなど、外来生物による被害の拡大が懸念されているところであります。

これらの対策としましては、下段の1つ目の枠にありますように、外来生物による影響等を幅広く県民に周知し、被害予防3原則に沿った適正な取り扱いを促進するための普及啓発、そして、その下の枠にありますように、侵入して定着するおそれのある特定外来生物の駆除や、既に侵入が確認された特定外来生物の生息域拡大の防止等の効果的な防除対策を行っていく必要があります。

このため、左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は159万6,000円あります。

(5)の事業内容ですが、①外来生物リスト作成事業では、外来生物リストを作成するための生息調査や検討会の開催を、②アライグマ捕獲従事者育成事業では、アライグマ捕獲従事者に対する研修を、③特定外来生物防除対策事業では、ハイイロゴケグモの確認されている地域での生息調査や防除対策等を実施することとしております。

これらの取り組みによりまして、3の事業効果にありますように、特定外来生物等の県内への侵入や生息域の拡大を防ぎ、生物多様性の保全を図っていくこととしております。

続きまして、14ページをお開きください。

有害鳥獣捕獲等対策について御説明いたします。

右側のページの現状と課題をごらんください。

左側のグラフの有害鳥獣捕獲数の推移を見ますと、近年、イノシシや鹿の捕獲数は大幅に増加しております。一方、右側のグラフにある野

生鳥獣による農林作物等被害額は、捕獲数の増加に伴い減少し、平成29年度は3億9,900万円となっております。しかし、この額は依然として高い水準にあり、農林家にとっては、深刻な状況が続いております。

この被害額の軽減を図るため、鳥獣被害対策プロジェクトのうち、自然環境課では、捕獲対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、資料の中ほどの対策にありますように、まず、適正な捕獲を実施するための基礎となる生息状況等の把握や狩猟者の確保、技術向上などの捕獲体制の整備、そして、有害鳥獣捕獲に対する助成や狩猟期間延長などによる捕獲体制の強化に取り組むこととしております。

有害鳥獣の中でも、特に、鹿による被害が多いことから、一番下の表にありますように、平成25年度の推定生息数12万5,000頭を、10年後の平成35年度末までに6万3,000頭に半減させることを目標としているところであります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は、5つの事業を合わせまして6,322万1,000円であります。

(4) 事業内容ですが、①の有害鳥獣捕獲促進総合対策事業は、有害鳥獣捕獲班の活動助成や講習会の開催、鹿有害捕獲の助成を行うものであります。

②の有害鳥獣被害対策パトロール支援事業は、地域を巡回し、追い払いや捕獲を行う有害鳥獣捕獲対策指導員の活動を支援するものであります。

③の「ふえすぎたシカ捕獲等特別対策事業」は改善事業で、これまで別事業で実施してこられた生息状況調査をこの事業で実施し、地域ごとの生息密度を調査することとしています。そして、鳥獣保護区など、特に生息密度の高い地

域におきまして、より効率的な捕獲を実施し、鹿の個体数の削減を図るものであります。

④の鳥獣保護区等周辺野生鳥獣管理対策事業は、経験の少ないわな猟免許の所持者を対象としました講習会や鳥獣保護区周辺における電気柵の設置などを助成するものであります。

⑤の「県南地域へのシカ侵入防止対策事業」は改善事業で、これまで実施してきました監視カメラに加え、新たに捕獲対策の検討を行うものであります。

これらの各事業の実施により、3、事業効果にありますように、有害鳥獣の捕獲が一層促進され、農林作物等の被害の削減が図られるものと考えております。

私からの説明は以上であります。

○大岩根自然公園室長 常任委員会資料の16ページをお開きください。

国立公園満喫プロジェクトであります。

霧島錦江湾国立公園において、国立公園を楽しむための仕組みづくりや誘導対策、利用施設の整備など、訪日外国人旅行者等を引きつける取り組みを、計画的、集中的に実施するものです。

2の事業の概要をごらんください。予算額は1億2,648万4,000円であります。

(5)の事業内容ですが、①の事業は、訪日外国人等の受け入れを強化するために実施するものです。

アでは、おもてなし体制の強化を図るもので、県がおもてなし店舗として認定した宿泊施設や、飲食店等の関係者等を対象にしたおもてなしに関する講習会を開催することとしております。

イでは、積極的に国立公園の魅力を訪日外国人に発信していくため、山の日、えびの高原において、アクティビティ体験等のイベントを

開催するほか、平成30年度で制作中の国立公園の自然・文化といった魅力や食等を、2名の外国人による目線で紹介する動画を活用したプロモーションやSNS等による情報発信を行うこととしております。

ウは改善事業です。これまで、関係市町が単独で実施していたさまざまな体験プログラム等を、西諸地区の関係者等が連携し、エリア内を周遊する長期滞在型の体験プログラムとして造成・磨き上げ、アクティビティ開発等の取り組みに対し支援を行い、外国人等の複数地域への来訪需要を創出することとしております。

事業内容の②、③の事業では、訪日外国人等が国立公園の利用施設を安全かつ快適に利用できるよう、えびの高原や御池など、重点取り組み地域において、国際化や老朽化に対応した施設の整備や市町が行う整備への支援を行うものです。

平成31年度の取り組みとしまして、17ページの2にも記載しておりますが、池巡り探勝路改修や多言語表記の案内板設置、休憩所の整備、御池周回歩道の改修を実施するほか、えびの高原等にあるキャンプ村の改修や御池への進入路改修への支援などを予定しているところであります。

これらの取り組みによりまして、霧島錦江湾国立公園の魅力の向上や利用者の満足度が高まり、外国人を含めた利用者の増加が進むとともに、地元の機運も高まることで、地域の活性化が図られると考えております。

続きまして、18ページをお開きください。

新規事業、トレイルクリーンアップ推進事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、九州自然歩道を活用し、地域住民との協働による自然環境保

全活動及び九州自然歩道愛護運動の普及を図り、美しい宮崎づくりを推進するものです。

右のページをごらんください。

県内の九州自然歩道は、位置図にありますように、高千穂国観峠から高原町の高千穂峰までの総延長350キロ、うち、公道を除く九州自然歩道が、8コース、107.7キロございます。

現在、歩道の巡視、草刈り等を関係する14市町に委託して管理をお願いしているところがありますが、うち、位置図にあります4コースの点線丸印部分を地域住民との協働による管理を行うことで、地域の交流の場として活用していただくこととしております。

左側のページに戻っていただき、2の事業の概要をごらんください。

予算額は101万7,000円となっております。

(5)の事業内容ですが、先ほども説明しましたが、地域の活動団体が実施する九州自然歩道の巡視、草刈り、清掃等について、必要に応じて活動経費等を支援するものです。

3の事業効果としましては、これらの取り組みにより、自然歩道を活用した美しい宮崎づくりが推進されるとともに、住民参加型の自然歩道愛護運動の啓発や地域住民の連帯意識を醸成することによる地域の活性化が図られるものと考えております。

説明は以上です。

○二見委員長 お昼になりましたので、午後の1時5分再開とし、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時3分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、議案の説明をお願いしたいと思います。

○日高森林経営課長 それでは、森林経営課の当初予算につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の233ページをお開きください。

森林経営課の当初予算は、左から2列目、一般会計で79億4,106万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

235ページをごらんください。

上から5段目の(事項)森林計画樹立費7,154万9,000円です。これは説明欄にありますように、地域森林計画の樹立及び適正な森林管理の推進に要する経費です。

次の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費9,050万円です。これは、森林経営計画の作成や境界確認や測量、作業道の改良など森林所有者等が行う地域活動に対して支援するものです。

次の(事項)森林経営管理推進費1,071万4,000円です。これは、平成31年度から始まる森林経営管理制度の推進のため、主体となる市町村を支援するものです。説明欄の新規事業「新たな森林管理システム推進事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)林業普及指導費1,062万円です。

236ページをお開きください。

これは、林業技術の改善・向上及び林業経営の合理化推進のための普及指導に要する経費です。

次の(事項)林業担い手総合対策基金事業費549万円です。これは、林業担い手対策基金を活用して、林業担い手の確保・育成に要する

経費です。

次の(事項)林業担い手育成研修費8,363万6,000円です。これは、平成31年度から開講するみやざき林業大学校において、実践的な知識や技術・技能を身につけ、即戦力となる人材の養成などに要する経費です。

説明欄1の新規事業「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)森林整備事業費21億8,283万2,000円です。これは、造林や下刈りなどの保育、作業道開設などの森林整備に対して助成を行うものです。

下の237ページをごらんください。

(事項)再造林推進事業費7,710万円です。これは、伐採後に即再造林を行う一貫作業システムの構築による再造林の推進に要する経費です。

次の(事項)再造林対策事業費3,918万4,000円です。これは、下刈りの労働軽減が可能な方法の実証や優良苗木の安定供給に要する経費です。

説明欄3の新規事業「コンテナ苗供給拡大体制整備事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億6,672万6,000円です。これは、災害に強い森林づくりのため、森林環境税を活用して、再造林に対するかさ上げ補助や広葉樹の植栽等の森林整備に対して支援を行うものです。後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費16億3,166万8,000円です。これは、山村地域の交通ネットワーク化及び適切な森林整

備に必要な林道の開設や舗装などを行うもの
あります。

238ページをお開きください。

(事項) 林業専用道整備事業費 2億9,265万円
であります。これは、間伐等を効率的に実施す
るため、林道からの枝線となります林業専用道
を整備するものであります。

次の(事項) 林道点検診断・保全整備事業
費7,173万5,000円であります。これは、既設林
道の橋梁やトンネルの点検診断に要する経費で
あります。

次の(事項) 山のみち地域づくり交付金事業
費 3億2,145万円であります。これは、林業を中
心とする総合的な地域開発に必要な基幹林道を
整備するものであります。

次の(事項) 緑資源幹線林道事業負担金8,692
万円あります。これは緑資源機構が実施した
幹線林道宇目・須木線開設事業に対する県負担
金であります。

下の239ページをごらんください。

2段目の(事項) 県単林道事業費 1億3,868
万1,000円あります。これは、林業や生活の利
便性を高めるため、国庫補助の対象とならない
作業道の開設に対する支援などを行うものであ
ります。

次の(事項) 林業技術センター管理運営費9,229
万6,000円あります。これは、説明欄 1の施設
管理費や、2の育林やシイタケ生産技術などに
関する試験研究に要する経費などであります。

次の(事項) 林道災害復旧費25億2,465万2,000
円あります。これは、林道災害復旧に要する
経費でありまして、平成29年度、30年度に発生
した災害の復旧額と平成31年度に発生する災害
に備え、復旧見込み額を計上しております。

240ページをお開きください。

(事項) 県単林道災害復旧費4,266万円であり
ます。これは、ただいま説明しました国庫補助
事業の対象とならない小規模の災害復旧に要す
る経費であります。

引き続きまして、新規・重点事業について御
説明いたします。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

新たな森林管理システム推進事業についてで
あります。

1の事業の目的・背景ですが、平成31年度か
らスタートする森林経営管理制度の円滑な推進
を図るため、林地台帳や経営管理権等に関する
諸手続の研修、森林管理情報の提供など市町村
に対する支援を行うものであります。

右側のページの中ほどのフロー図をごらんく
ださい。新たな森林管理システムの概要ですが、
新制度では、まず森林所有者が経営管理できな
い森林について、市町村が森林経営管理権集積
計画を作成し、所有者にかわって市町村が経営
管理を実施する経営管理権を設定します。その
うち、経営に適した森林については、さらに経
営管理実施権を設定し、森林組合や民間の素材
生産事業者等の中から選定された意欲と能力の
ある林業経営者に経営管理を委託するものであ
ります。

なお、自然条件等に照らして、経営に適さな
い森林については、森林管理をそのまま市町村
みずからが実施することになります。

20ページにお戻りください。

2の事業の概要をごらんください。(1)の予
算額は1,071万4,000円でございます。(5)の事
業内容ですが、①の森林経営管理権集積計画作
成支援事業は、先ほど説明しました市町村が実
施する集積計画の作成や経営管理権、経営管理
実施権の設定方法などについて、県内にありま

す8森林組合においてモデル地区を設定して調査を行い、その手法等について研修を行うものであります。

なお、研修は県内26市町村の担当者が全て参加して行う予定であります。

また、当システムを運営する上では、所有者不明森林の取り扱いなどについて、法律の手続など専門的な知識が必要となりますことから、市町村職員に対する法律の専門家による研修を実施するものであります。

次に、②の森林管理システム推進体制支援事業は、アの制度の周知や相続登記等の普及啓発用チラシの作成と、イの森林所有者や現況情報の県のGISシステム等への反映や、各種業務等の相談や指導など市町村支援のための森林管理推進員を県本庁に配置するものであります。こうした推進体制につきましては、21ページの下のフロー図で御説明いたします。

新たなシステムを運用する上では、今年度、県で作成した林地台帳を県内26市町村に全て提供したところですが、31年度から市町村はその林地台帳を適正に管理し、施業の内容や所有者の情報等を正確に台帳に反映し、精度の向上を図っていく必要があります。

こうした森林情報の提供や指導等について、各地区に設置しました山会議を通じて、県の出先機関の普及指導員、地域の森林事情に精通した森林組合と連携し、市町村をバックアップしてまいりたいと考えております。

また、新たな管理システムを運用する段階では、多くの相談への対応や指導等も想定されますことから、県本庁に当システムを推進する上での指導的な立場として、森林管理推進員を設置することとしております。

20ページにお戻りください。

3の事業効果としましては、林地台帳の精度向上や森林所有者の意識の醸成、所有者不明森林の減少とともに、円滑な制度の推進、意欲と能力のある林業経営者による森林管理の推進等によって、森林経営計画の作成率の向上が図られることにより、これまで管理されていなかった森林が経営管理され、林業生産活動の活性化につながるものと考えております。

続きまして、22ページをお開きください。

「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、平成31年度に開講するみやざき林業大学校におきまして、実践的な人材育成を総合的に行うため、本県林業・木材産業のニーズに対応したきめ細かな研修を効果的に実施するとともに、研修に必要な資機材の整備等や広報・募集活動を行うものであります。

2の事業の概要ですが、(1)の予算額は、8,363万6,000円であります。(5)の事業内容ですが、①の研修事業としまして、実践的な知識や技術・技能の習得に加え、森林経営管理を担う人材や意欲と能力のある林業経営者の養成などの人材育成を総合的に実施することにしております。

23ページの中ほどの表をごらんください。研修コースと内容ですが、左側のコースの欄では、「長期課程」、「短期課程」、「経営高度化課程」、「リーダー養成課程」、「公開講座」の5つの研修コースを設けております。

長期課程では、林業に役立つ全国最多となる16の資格取得が可能な即戦力となる人材の育成や、下の写真のICT等を活用した先進技術も習得することとしております。

また、短期課程では、これまでの講習に加え、

木材加工や市町村職員を対象とした研修も実施することにしております。

なお、1年間の長期課程では、平成31年度の定員を15名としておりましたが、選考試験の結果、推薦選考4名、一般選考19名、合わせて23名に対して合格を通知したところであります。

受講対象者、期間、主な研修内容等はごらんのとおりとなっております、年間研修受講者数は408名を予定しております。

また、大学校は、美郷町の県林業技術センター内に設置しますが、木材加工等の研修は、都市の木材利用技術センターで実施するほか、県内各地の県有林等も活用し、サテライト方式でも行う予定としております。

22ページにお戻りください。

②の運営事業では、資機材の整備など研修環境の充実やオープンキャンパスの開催など、受講の促進に努めることとしております。

3の事業効果でございますが、大学校の開講によりまして、本県林業・木材産業の成長産業化をリードする人材が総合的に育成され、募集活動が効果的に実施されるなど、林業大学校の円滑な運営が図られるものと考えております。

続きまして、24ページをお開きください。

コンテナ苗供給拡大体制整備事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、主伐後の再造林を確実に進めるために必要なコンテナ苗につきまして、その供給拡大に向けた取り組みを支援するものであります。

2の事業の概要をごらんください。(1)の予算額は1,192万円で、(2)の財源につきましては、森林環境税基金、(4)の事業主体は、林業用種苗の生産者団体であります宮崎県緑化樹苗農業協同組合となっております。

(5)の事業内容ですが、①の花粉の少ないスギコンテナ苗生産体制整備事業では、簡易なコンテナ苗生産施設の整備や技術指導、新規生産者が行う試験的生産について支援してまいります。

②の花粉の少ないスギコンテナ苗供給拡大支援事業では、苗木生産者がコンテナ苗生産向けの穂木を確保するための支援を行います。

25ページをごらんください。

現状と課題として、森林資源の成熟や木材需要の高まりによって伐採面積が増加する中、再造林を確実に推進するためには、担い手不足や再造林の経費が高いことなどが課題となっております。コンテナ苗につきましては、「コンテナ苗のメリット」にありますように、植えつけ作業の軽減や労務の平準化が可能で低コスト化に有効な一貫作業システムに対応できることから、その安定供給が必要となっております。

現在、コンテナ苗の需要は増大する見込みであるのに対し、生産量及び生産者数は横ばい状態となっております。このため、先ほど説明しました対策を講じることとしております。

24ページにお戻りください。

3の事業の効果といたしまして、これらの取り組みにより、苗木生産者のコンテナ苗生産への意欲の向上や経営の安定化が図られ、後継者や新規参入者の定着が期待できると考えております。

続きまして、26ページをお開きください。

水を貯え、災害に強い森林づくり事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、公益上重要な森林を対象に、荒廃林地における広葉樹造林や伐採後の速やかな再造林を進めることで、公益的機能の高い森林づくりを目指す

ものであります。

2の事業の概要をごらんください。(1)の予算額は1億6,672万6,000円で、(2)の財源につきましては、森林環境税基金、(4)の事業主体は森林組合等となっております。(5)の事業内容ですが、①の広葉樹造林等推進事業では、水源地等の上流域で放置された森林を対象に行う広葉樹等の植栽、②の水土保持の森林づくり事業では、裸地化による水土保持機能の低下を防止するための伐採後の速やかな再造林について支援してまいります。

そして、新たな取り組みとして、③の再造林推進普及啓発事業では、再造林支援への機運醸成を目的として、素材生産や木材の流通・利用にかかわる事業者に対して行う意見交換会等を実施してまいります。

3の事業効果といたしまして、植栽等の森林施業を行うことで、水源の涵養など森林の持つ公益的機能が向上し、再造林推進の普及啓発によりまして、川下側の意識が高まり、再造林支援への機運醸成が図られると考えております。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、常任委員会資料の38ページをお開きください。

特別議案の議案第43号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、林道事業の県営施工分について、関係市町村に負担をお願いするもので、負担割合は、一番上の地方創生道整備推進交付金事業については、事業費の100分の10であります。

過疎法及び山村振興法の規定に基づいて県が行う林道の新設及び改築を除くため、対象となるのは開設で3路線、舗装で2路線であります。

その下の山のみち地域づくり交付金事業の負担割合は、事業費の100分の5であります。開設

2路線が対象となります。

その下の県単林道災害復旧事業については、事業費の100分の10であり、上記の路線について、県営で当該事業を実施する場合に適用されます。

対象となります市町村からは既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

森林経営課からは以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。

歳出予算説明資料の241ページをお開きください。

当課の平成31年度当初予算でございます。左から2列目の当初予算額の欄にありますように、51億8,622万7,000円をお願いしております。その内訳でございますが、一般会計で43億293万7,000円、特別会計で8億8,329万円でございます。

それでは、主な事項について御説明させていただきます。

243ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費13億7,363万8,000円であります。説明欄をごらんください。4の林業経営構造対策事業費補助金2億3,331万5,000円では、高性能林業機械の導入支援等、5の木材産業構造改革事業費補助金10億2,028万4,000円では、木材加工や流通施設等の整備への支援を行う事業でございます。それぞれ国に要望しております額を計上しているところでございます。

次の(事項)木材産業振興対策費21億8,069万9,000円あります。

244ページをお開きください。

説明欄の1、木材産業等高度化推進資金と2の木材産業振興対策資金は、素材生産や加工・

流通などに必要な資金を融資するものでございます。

5のみやざきスギ次世代流通モデル構築事業4,571万5,000円では、再造林を担う素材生産事業者の経営基盤の強化を図るものでございます。

9の新規事業「JAS認定材流通促進対策事業」では、県内製材工場におけるJAS認定取得支援によりまして、JAS認定材の流通を促進するものでございます。

7の「木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業」、8の「合法木材流通機能強化事業」及び10の「みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証事業」、いずれも新規事業でございますが、この3事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

その下の（事項）木材製品普及促進費526万円でございます。説明欄1のみやざきスギの家づくり応援事業では、住宅建築希望者に対しまして、みやざきスギを使った住宅の魅力を理解してもらうセミナー、あるいは産直団体等が行います住宅のPRについて支援を行うこととしております。

次の（事項）木材需要拡大推進対策費5,765万9,000円でございます。説明欄2の新規事業「都市との連携によるスギ利活用推進事業」908万4,000円では、包括協定を締結しております川崎市の木造相談窓口との連携を図るなど、都市部における木造・木質化のニーズに応える体制づくりを行いまして、都市部のスギ利活用を推進するものでございます。

3の改善事業「みらい「木づかい・木育」推進事業」1,578万3,000円は、木づかい県民会議によりまして普及啓発活動を行うほか、木育プログラムの開発や活動支援体制づくりなどにより、

木育活動の強化を図るものでございます。

4の改善事業「みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業」1,289万円につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次の（事項）木材利用技術センター運営事業費1億2,780万2,000円でございます。こちらは、同センターの維持管理や試験研究などに要する経費でございます。

245ページをごらんください。

一番上の（事項）森林組合育成指導費3億602万円でございます。説明欄の3、広域森林組合経営合理化促進事業3億円では、森林組合が行う植栽等の森林整備や原木出荷に必要な資金を市中銀行を通じて貸し付けるものでございます。

次の（事項）林業担い手総合対策基金事業費1億9,109万6,000円であります。

説明欄5の就労環境対策事業1億224万4,000円では、事業主が負担しております社会保険等の掛金助成や福利厚生施設の導入等の支援を行うものでございます。

6の改善事業「安全・安心な林業労働対策推進事業」602万4,000円でございます。

林業の現場につきましては、他産業に比べ依然として労働災害が多い状況にございます。こうしたことから、巡回指導の強化、あるいは木材輸送時の過積載防止に向けた普及啓発などによりまして、効果的な労働災害防止対策等を推進するといった事業でございます。

次の（事項）しいたけ等特用林産物振興対策事業費5,565万7,000円であります。

説明欄1のひなたの乾しいたけ販路拡大・PR事業623万9,000円では、県産乾しいたけの消費拡大を図るため、県内外における販売促進活動を実施するほか、GAP認証、あるいは有機JAS取得等に向けた取り組みを支援するも

のでございます。

3の改善事業「しいたけ等特用林産物生産体制強化事業」4,778万6,000円では、経営の安定化や増産のために必要な施設整備等の支援を行うとともに、新規参入者の生産技術の取得・向上を目的とした基礎研修を実施することとしてございます。

247ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

こちらにつきましては、議案第8号で提出しております、特別会計予算でございますが、こちらの資料で御説明させていただきます。

(事項) 林業・木材産業改善資金対策費8億8,329万円であります。これは、経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対する無利子の中・短期の資金貸し付けに要する経費でございます。

次に、常任委員会資料の28ページをお開きください。

新規事業、木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業でございます。

事業の目的や背景につきまして、右側の29ページをごらんください。

御案内のとおり、県内では大型製材工場や木質バイオマス発電施設等の本格稼働に伴いまして、主伐がふえており、その後の再造林が課題になっております。

一方、右側の棒グラフのとおり、木質バイオマス発電所向けの林地残材利用量が増加しております。昨年度はおよそ50万生トンの林地残材が木質バイオマス資源として活用され、その分の収益が新たに発生していると考えております。

これまで、バイオマス利用の促進に向けた支援を行い、林地残材が活用される仕組みができ

上がってきたところでございますが、次の課題としまして、林地残材の利用量の増加による収益を、いかに再造林につなげていくか、また、風倒被害木をバイオマスにどのように活用していくかといったところが挙げられます。

この対策として、事業イメージのところでございますが、森林所有者、素材生産事業者、造林事業者から成る地域協議会を設置しまして、伐採前から関係者が協力いたしまして、収益の一部を再造林に活用するよう協議を行わせ、確実な再造林が行われるものについて助成を行うこととしまして、木質バイオマスを活用して確実に再造林が行われる仕組みをつくろうという事業でございます。

左側28ページに戻りまして、2の事業概要でございますが、予算額としては2,942万7,000円、財源は宮崎県森林環境税基金、事業期間は平成31年度から33年度までの3年間とし、先ほどの木質バイオマス活用型再造林支援と、これまで補助対象とならなかった小規模な風倒被害木の伐採搬出に対する支援を行いたいと考えております。

これらの実施によりまして、再造林の促進、中山間地域の産業振興等の効果を期待しているところでございます。

もう一点、決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応状況についての冊子の11ページでございます。

まず、決算特別委員会におきまして「県産材海外輸出トライアル推進事業等のプロモーション事業について、1年ごとに予算と事業効果をしっかり検証しながら戦略的な方針を立て、次

の事業につなげること」という御指摘をいただいたところでございます。

まず、海外輸出につきましては、県森林・林業長期計画におきまして、平成32年度に輸出額7億8,400万円という目標を立て、年度ごとに進捗を確認しながら取り組んでいるところでございます。平成29年度の輸出額でございますが、目標の9割に相当します6億9,900万円と順調に伸びているところでございます。

個別の事業でございますが、韓国でのプロモーション活動につきましては、建築技術者を対象としたセミナーなどにより、杉のよさや建築構法への理解が深まるとともに、相手国の企業とのつながりも広がってきていることを、セミナーへの参加状況から把握しているといったところでございます。

また、セミナーを実施した際には、参加者に対するアンケートを行いまして、理解できたところ、理解できないところといった事業の改善点を把握いたしまして、それを次のセミナーにつなげながら改善を図っているところでございます。

このように、引き続き事業の効果を小まめに検証しながら、関係者とも情報共有しつつ、さらなる輸出拡大に努めていくこととしております。

私からの説明は以上であります。

○田原みやざきスギ活用推進室長 常任委員会資料の30ページをお開きください。

新規事業、合法木材流通機能強化事業であります。

1の事業の目的・背景にありますように、本県は国産材の供給基地として確固たる地位を築いておりますが、その一方で、誤伐や盗伐事案が一部で発生しており、その防止対策が早急に

望まれております。

このため、本県で生産される原木のうち、その多くが流通します原木市場において、非合法木材の混入を未然に防止するためのチェック体制を強化するものであります。

右のページをごらんください。ポンチ絵の左側の現状の流れをごらんください。

原木市場に出荷されます原木は、森林所有者、伐採業者等が市町村へ提出して受理された伐採届の写し等を原木市場に提示することにより、その合法性が確認され、製材工場等へリレーが行われております。

この事業では、右側の事業実施の破線囲いにありますように、県内にある16全ての原木市場みずからが入荷予定の伐採現地を抜き打ちで見回って、伐採情報を収集し、原木の入荷の際に伐採届の内容と突き合わせをするなど、流通段階における合法性の確認作業を強化するものであります。

左の30ページに戻っていただき、2の事業の概要ですが、予算額は134万5,000円、事業期間は3カ年、事業主体は宮崎県森林組合連合会が事務局を務めます宮崎県木材市場連盟で、補助率は2分の1であります。

3の事業効果ですが、これらの取り組みによりまして、木材関連事業者の意識の醸成が図られるとともに、違法に伐採された木材の市場での混入抑制及び合法木材の流通促進につながるものと考えております。

続きまして、32ページをお開きください。

新規事業、みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証事業であります。

まず、右側のページの資料をごらんください。

現状と課題にありますように、これまで、県では木材・木製品生産の収益性を向上させるた

め、施設単体での低コスト化等に取り組んでまいりましたが、今後は、さらに川上から川下まで一体となった取り組みが必要となっております。

一方で、先ほどの事業説明のところでも申しましたが、本県では森林の無断伐採の問題が散見されておりまして、その根絶に向けた対策が早急に求められております。

そのため、左の32ページの1の事業の目的・背景にありますように、木材のサプライチェーン・マネジメントシステムを構築し、木材と製材品の需給マッチングによるコスト低減を図るとともに、原木のトレーサビリティにより、その生産・流通を見える化することで、安全・安心な循環型林業の確立を目指すこととしております。

予算額は1,000万円、財源は県営電気事業みやぎ創生基金、事業期間は平成31年度の1年間、事業主体は県で、委託により実施することとしております。事業内容は、①のシステム構築と②のシステム運用・検証になります。

①のシステム構築に記載しておりますが、この事業では、県内にモデル地域を1カ所選定し、市町村や宮崎大学、林業・木材産業関係者等で構成された協議会を設置することとしております。

右の33ページの事業イメージをごらんください。

下のほうに記載しておりますが、原木のトレーサビリティでは、原木等の出荷の際に、QRラベルにより出荷者を識別するとともに、流通におきまして、関係者間で伐採や出荷の情報を共有することで、その合法性を担保してまいりたいと考えております。

また、需給マッチングでは、工務店が必要と

する製材品の情報を共有し、無駄のない生産体制を構築し、コスト低減を図りたいと考えております。

32ページに戻っていただきまして、事業効果になりますが、これらの取り組みによりまして、木材・木製品生産の一体的なコスト低減を図りますとともに、木材の合法性を担保し、誤伐・盗伐の抑止につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、34ページをお開きください。

改善事業、みやぎきすぎを魅せる「空間・人」づくり事業であります。

まず、右の35ページの資料をごらんください。

現状及び課題にありますように、今後人口減少等に伴い、2017年度で約95万戸あります新設住宅着工戸数が2030年度には60万戸まで減少すると予測されており、今後の住宅分野での木材需要の先細りが林業・木材産業界の大きな懸案となっております。

このため、中ほどの図にありますように、これまでほとんどを木造以外の鉄筋や鉄骨等で建てられていた4階以上の中高層建築物や商業施設等の非住宅建築物などへの木材利用を拡大することが重要であります。

しかしながら、(2)にありますように、木造設計に必要な構造や防耐火などに関するスキルを持った建築士が全国的に不足している状況もありまして、そうした建築士の育成も早急に図っていく必要があります。

そのため、左のページの上の1の事業の目的・背景にありますように、本事業では、非住宅建築物で県民が木材のよさを体感できるPR効果の高い公的スペースの木造化・木質化を進める取り組みへの支援を行うとともに、木造建築物の設計ができる建築士を育成する取り組みを

進めることで、県産材の利用拡大に資することとしております。

2の事業の概要ですが、予算額は1,289万円、事業期間は平成31年度から33年度までの3カ年です。

事業内容は、①の施設整備事業と②の建築士育成事業となります。

①の施設整備事業は、空港や銀行などのPR効果の高い公的スペースの木造化等に対して支援するもので、民間事業者等への補助事業であります。

②の建築士育成事業は、木造建築の設計に必要な構造や防耐火などに関するスキルを持った建築士を育成するもので、建築士関連団体への委託をしております。

3の事業効果ですが、これらの取り組みによりまして、県民が木のよさを体感することにより、木づかい機運の醸成が図られるとともに、木造建築に精通した建築士がふえることで、非住宅や中高層建築物への木造化・木質化が促進され、県産材の需要拡大につながるものと考えております。

私からの説明は以上であります。

○二見委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○西村委員 16ページの自然環境課から説明をいただいた、国立公園満喫プロジェクトというのは、国立公園を最大限生かそうということで、この予算の内訳を見ますと、整備事業に非常に多くの予算を割いて、施設の老朽化などに対応していくということなんです。すごい予算をかけてやるんですけれど、これは今まで放置されてきたということなんじゃないですか。今回、一気に予算をつぎ込むわけで、その背景に何かあ

るのか、ちょっと伺いたいです。

○大岩根自然公園室長 この国立公園満喫プロジェクトは、訪日外国人の安全性とか国際化ということで、例えば、歩道が1メートル程度の歩道なんです。それをユニバーサルデザイン化ということで、幅員を1.8メートルに拡幅するといった改修を進めております。

また、古くなった休憩所などにつきましても、老朽化対策ということで進めているところでございます。

○西村委員 それだけではなかなか背景がわからないんですが。例えば、今の1メートルの歩道では対応できないぐらい、物すごく観光客が押し寄せている状況で、早く整備をしないとけないということで、来年度の予算に集中投下されているんでしょうか。

だから、今までに何もしていないから、今回一気にかかっているのか、1.8メートルに広げるだけでこういうことになっているのかという背景がわからないんですけれど。

○大岩根自然公園室長 国立公園満喫プロジェクトといいますのは、5カ年計画なわけですが、全国に34の国立公園がございまして、そのうち8国立公園が選定されております。

その中で、九州では、阿蘇くじゅう国立公園と霧島錦江湾国立公園が選定されているわけですが、その取り組みを5カ年で集中的・計画的に実施していくと。これは、ステップアッププログラム2020というものが策定されておまして、国の承認を受けて、それに基づいて集中的に実施しているという背景がございまして。

○西村委員 そこはわかったんですけど、例えば、先ほど言ったように、非常に多くの外国人が殺到していて危険な状態であるとか、そういった現状とかはどうなんですか。

○大岩根自然公園室長 霧島錦江湾国立公園につきましては、平成27年度に国立公園を利用する訪日外国人が約7万1,000人ほどいたわけですが、今回、29年から整備を実施しております、平成29年度が約12万9,000人で5万人ほどふえております。

これを平成32年までに20万人にふやそうという中で、そのためには、やはりこういった施設を整備することで訪日外国人の安全を確保することから進めています。

○西村委員 ふえていることは非常にいいことでありますし、国のプロジェクトに乗っかってやっていくことはわかったんですが、逆に言えば、今まで集中的な投資ができなかった。少しずつは投資があったのかもしれませんが、ここに多額の投資をすることによって、県内各地のほかの公園とかから、うちもということも絶対あると思うんですが、ぜひ、これがうまくいくように、訪日外国人を20万人ということですから、しっかりと成功するようにしていただきたいと思っておりますし、これは、環境森林部だけの考えじゃいけないと思うんです。商工観光労働部であったり、周辺のアクセス道路では県土整備部や総合交通課とか、非常に多くのほかの分野にまたがるプロジェクトだと思っております。

成功させるために、ぜひほかの観光分野との連携もしていただきたいと思っております。総括次長が観光分野も明るいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋委員 国立公園おもてなし強化事業の地元ガイド等を対象とした講習会はわかるんですが、このおもてなし店舗はどういうふうにイメージしたらいいんでしょうか。接客のノウハウとかの講習をやるんですか。

○大岩根自然公園室長 おもてなし店舗につきましては、現在、12の宿泊施設や観光土産物店等が認定を受けておまして、今年度10店舗、最終的には30店舗ほどを予定しております。

認定を受けましたら、例えばWi-Fiの整備をするといったことも進めております。講習会ではインバウンドの対応の強化ということで、元ホテルマンの方や多言語コーディネーターの方を講師に招いて、接客の仕方とか、そういった内容を予定しております。

○来住委員 関連になると思うんですけど、先日、宮崎日日新聞で硫黄山の迂回路のことが少し出たと思うんです。それで僕は思うんですけど、今ああやって水蒸気がいっぱい出ていますが、逆にあれを活用できないのかなと思ったりもして。もちろん安全というものが絶対必要なんですけれど、そういう点では何か今後の活用とかについてお考えはないのかなと思って。ずっと何年もああやって規制されるよりも、何か方法はないのかなと思ったりするんですけど、その辺のお考えはないんでしょうか。

○大岩根自然公園室長 硫黄山につきましては、現在、1キロ制限があります。そういった中で、その周りにあります自然歩道とか、そういったところから展望所の整備とかをすることで、硫黄山の噴火とかが安全に見学できるような整備を現在進めているところでございます。

○来住委員 わかりました。

○二見委員長 ほかにありませんか。

○高橋委員 委員会資料14ページの有害鳥獣捕獲等対策のことなんですが、県南地域への鹿侵入防止対策事業ということで300万円ほど予算がついていますけれど、現に出没が確認されていますよね。もう二、三年ぐらい前になると思うんですけど。ただ聞いてみたら、これ雄だけ

らそのままいいと、捕獲はされていないと思うんですが、それ以降は確認をされていないということですのでよろしいんですね。

○黒木自然環境課長 県南地域への鹿侵入でございますけれども、前回までは雄鹿が目撃されていましたが、ことしの1月に日南市北郷町の蜂の巣キャンプ場付近で雌鹿2頭が目撃されたところでございます。ですから、雄鹿だけではなく、雌鹿も入っている危険がございます。

ですので、今回の改善事業におきましては、監視カメラによる調査や目撃情報収集などは続けていきますが、鹿の捕獲につきましても本格的に検討し、そして捕獲までつなげていければと思っております。

○高橋委員 であるならば、雄鹿を捕獲したほうがよかったですくないですか。雌鹿が確認できたというのであれば。

○黒木自然環境課長 猟でも雄鹿はとれますし、あと畑なんかの被害が出て申請があれば有害捕獲で捕獲できたわけなんですけど、そういった被害の報告が今までなかったということで、捕獲がなかなか進んでいないところでございます。そういった被害が出てくれば、ほかの市町村と同様に捕獲ができるようになりますので、対応していきたいと思っております。

○高橋委員 被害が確認されていないから捕獲はできないんですね。

○黒木自然環境課長 猟期は捕獲することができますが、猟期以外では鳥獣の保護といった関係で、被害がないと捕獲できません。

○高橋委員 いろいろ立場がありますが、雄と雌がそろったわけですから繁殖する可能性もありますよね。猟期があるから、何とかそこら辺をしっかりと対応できるといいかなと思います。

○黒木自然環境課長 委員の御心配のとおりで

ございますので、この事業で鹿の通り道とか、そういったものをしっかり調査しまして、捕獲につなげていきたいと考えております。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○西村委員 関連で、猿害が日向ですごくふえてきて、猿わなというのもあって、この前猿わなの状況を地元の猟師の方に聞いたんですが、非常に凄惨な殺し方をするんです。非常に大変なんです。その人たちが南下というか、延岡方面から日向に入って来るのを食いとめてくれているのも多少あるのかなと思うんですけど、これがさらにどの程度広がっているのか、猿の分布、被害分布というのは、大体把握されているんでしょうか。

○黒木自然環境課長 今回、この有害鳥獣捕獲等対策では説明しませんでしたけど、野生猿の生息等の調査を今年度から実施しております。今年度が県央、それから31年度に県北を調査する予定にしておりますので、その調査の中で猿の実態も把握していきたいと思っております。

○西村委員 地元の猟師の方は非常によく知っていて、あの山には1グループ、あの山には2グループとか、非常に詳しいんです。そのぐらい、猟師の方は日々困っている。猟師兼農家ですから、被害に困っているのはわかるんですけど、猿の場合はわなも含めて非常に確保しにくいところがあると思うんですが、猿も猟期の設定はあるんでしょうか。

○黒木自然環境課長 猿は指定鳥獣ではありませんので、猟期ではとることができません。ですから、有害捕獲として、被害の申請が上がってきた場合に捕獲をすることになりますので、むやみにとることはできません。ただ、先ほど14ページの(4)の①で御説明しましたが、①のアに有害鳥獣捕獲班というのがございますけれ

ども、この中に野生猿の特別捕獲班もございません。猿被害の多い18市町村で捕獲班が編成されておりますが、中でもベテランの捕獲員の方々に従事していただいて、猿の捕獲に努めてもらっているところがございます。

○西村委員 私も知らないことが多いんですけど。ということは、そのベテランの方々、許可をもらった18市町村の方だけしかとることができないと。それと、例えば山の中では撃つことができないとか、そういう厳しいルールがあるんでしょうか。

○黒木自然環境課長 追い払いといったことは当然できます。ただ銃を使つての殺傷とかは、ちゃんとした許可がないとできないことになっております。

○西村委員 猿わなは、どの予算で設置ができるんですか。

○黒木自然環境課長 今回の(4)の④鳥獣保護区等周辺野生鳥獣管理対策事業の中に市町村が行う電気柵等の設置を支援とありますが、そういったものでわな等も設置できるようになっております。

○西村委員 わかりました。

○濱砂委員 議案第43号の地方創生道整備推進交付金事業の林道開設で西都市、西米良村はどの道路が対象ですか。

○日高森林経営課長 (1)の地方創生道整備推進交付金事業の対象路線ということでしょうか。

○濱砂委員 はい。

○日高森林経営課長 開設につきましては、こちらに書いてある延岡市、西都市、西米良村の3市村の中の路線になっております。具体的な路線ということでしょうか。全部の路線でしょうか。

○濱砂委員 3路線のうちの西都市と西米良村の路線はどこなのか。

○日高森林経営課長 大変失礼しました。西都市が銀鏡・小川線、西米良村が長谷・児原線でございます。

○濱砂委員 次の山のみち地域づくり交付金事業はどこ路線ですか。

○日高森林経営課長 山のみち地域づくり交付金事業については2路線で、小川・石打谷線、それから小川・棚倉峠線の2路線でございます。

○二見委員長 ほかにありませんか。

○来住委員 委員会資料12ページの外来生物の問題ですけれど、予算が159万6,000円で、3年間かけて3つの事業をされるみたいなんですけど、一つ聞きたいのは、アライグマが小林市で捕獲されたということなんですけれど、これまでにアライグマは何頭ほど捕獲されているのでしょうか。

○黒木自然環境課長 アライグマにつきましては、最初、平成27年に日之影町で捕獲されまして、以来、先ほど説明しました写真が平成30年11月に小林市野尻町で捕獲されたアライグマなんですけど、これまでに5匹捕獲しているところでございます。

○来住委員 私ごとなんですけれど、私の家は、都城のちょっと田舎のほうなんですけど、JRの鉄道と隣接しているんです。

ところが、最近、不思議なことが起こってまして、今ちょうど草が芽吹いているんですけど、わだちのようなものができているわけです。私の家はちょっと低いんですけど、線路のほうからずっとわだちがあるんです。草がそこだけ生えていない。

野良猫も多いんですけど、野良猫でわだちができるものだろうかと思つて。女房と2人

で、アライグマかタヌキじゃないかと言っているんですけど。そして、近くの人からも、天井にネズミじゃない物すごい運動をしているのがあると相談を受けたんです。

そういうことから考えると、そういう動物がかなりふえてきているのかなと思って。お聞きしたいのは、資料でいくと32年度に外来生物リストの作成を予定されているわけですよね。そうすると、31年度に調査を実施されるんだろうと思うんですけど、この程度の予算でできるのかなと心配をするんですけど。どういう調査をされるのかわからないんですけど、しっかりした調査になるのか。1年間しかありませんし、しかも、3つの事業でこれだけの予算なものですから、大丈夫かなとちょっと心配するんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○黒木自然環境課長 外来生物リスト作成における調査につきましては、委託で考えておりますが、今のところ希少動植物などを調査していただいていますNPO法人の野生動物研究会——ここにはいろんな動物の専門家の方々が入っていらっしゃるんですが、そういった専門家の方々に調査をお願いしまして、今までの知見とか調査を踏まえて、さらに31年度に生息調査をしていただくことを考えております。この事業は3カ年ですので、32年も補足調査をした上でリストアップをしていく計画にしているところでございます。

○来住委員 多分、そういう方々にお聞きすると、おおよその推測は出るんだろうと思うんですけど。例えば、平成27年度から現在までにアライグマを5頭捕獲したということですから、そういう捕獲の数から見てどの程度県内にアライグマが生息しているかは、一定の数字は出るのかなと思っているんですけど、そこ辺はどうな

んでしょうか。

うちの近くの人だけど、来住さん、ここにアライグマがおると言うわけです。見たかと言ったら、いや、アライグマだと言うわけです。そういう点から見て、5頭も捕獲されているというんだったら、相当生息しているんじゃないかというのは想像がつくんですけど、その辺はわかりませんか。

○黒木自然環境課長 そういったことも踏まえて調査をしていきたいと思っております。29年度でございますが、九州各県の捕獲数を確認したところ、佐賀県では1,350頭、長崎県では1,216頭、福岡県で739頭、大分県で464頭、熊本県で3頭ということで、一たび入ってくると、非常に繁殖力も強いということで、非常に心配しているところでございますので、この調査をやって、本当にいるのかいないのか、いるならどういった対策が必要なのかも含めて、調査をしていきたいと思っております。

○来住委員 各県の実績を聞いてびっくりしましたけれど、これは本格的に手を打たないと、僕の時代は心配ないですけど、あとの5年、10年先は大変心配です。わかりました。

○野崎副委員長 226ページの荒廃溪流等流木流出防止対策事業なんですけれど、これは河川に流れた流木を何か。ちょっと聞けなかったのもう一回説明をお願いします。

○黒木自然環境課長 この事業につきましては、荒廃溪流等流木流出防止対策事業ということで、溪流です。いわゆる河川管理者のいる河川は別なんですけど、山の溪谷とか、そういったところで堆積している流木、倒れている木といったものを撤去する。それからそのまま放置していると危ない立ち木といったものを除去していただくということで考えています。

○野崎副委員長 土木事務所が管理している河川とは、また別ですね。

○黒木自然環境課長 はい、そのとおりでございます。

○野崎副委員長 流木がまだいっぱい残っているものですから。それが海岸に流れると、午前中にやった海岸の漂着物につながるのと思って、ちょっと質問したところでした。

でも、環境森林部と県土整備部が一体となってやる事業が多分あるので、もちろん役割分担しないとうまく回らないと思いますが、こちらで出た意見も県土整備部にちゃんと伝えて、タッグを組んでやらないと、海岸も非常に長いことかかりますから、漂着物をどこがするんだとか、上げた流木も、もう何か月も近くの仮置き場に置いてあったりということもありますので、そこら辺、また検討していただきたいと思っています。

○二見委員長 ほかありますか。

○高橋委員 委員会資料20ページの森林管理システム推進事業なんですが、これは可能な限り、全てやり切ることを前提にして考えていいんですよね。

○日高森林経営課長 新たな森林経営管理システムについては、特に人工林を対象にしております。県内は、人工林が大体6割近くの23万ヘクタールございますけれども、そのうち、計画的な施業を計画する森林経営計画を策定されている方は、半分弱という状況でございます。23万ヘクタールのうち、大体12万ヘクタールが経営計画が策定されていない人工林になります。

経営計画を策定していないということは、きちんと所有者が管理しているのかどうかかわからないわけです。それをこの事業で調査をやっていくということです。林野庁では、15年程度か

けて県内のものを全部調査することにしておりますので、新たなシステムによりまして、宮崎県の場合だと大体12万ヘクタールですけれども、15年程度かけて、全ての人工林について意向確認をとって、管理の有無を市町村が適正化することになっておりますので、最後までやり遂げる計画でございます。

○高橋委員 不可能な部分もあるんじゃないかなと思ったりするわけで。いわゆる不在地主がどこまで確認把握できるかということなんでしょうけれど、ひょっとしたら職権もあり得るのかなと思ったりするんですが、その辺はどこまで踏み込めるんですか。

○日高森林経営課長 委員の御指摘のとおり、所有者不明の森林、あるいは相続放棄等で、もうわからないといった森林がかなり見込まれます。

この新たなシステムは、かなり踏み込んでおりまして、一応市町村は、不明な場合に森林所有者の探索を行う予定になっております。どの親等まで行うかまで定められておりまして、それで探して見つからない場合は、さらに市町村は公告を出すこととなります。

公告を出しても見つからない場合には、市町村長は知事に裁定をお願いをして、森林によって市町村が管理しないといろんな問題があるといった森林については、知事の裁定を経た上で、市町村が森林経営管理権を設定して適正に管理するところまで踏み込んでいます。

そういった関係もございまして、恐らく法律的にいろんな諸問題が出てくると思いますので、県としましては市町村職員に対して法律の研修等を実施する予定としております。

○高橋委員 今の説明でもわかったんですけど、やっぱり経営管理権をしっかりと明確にする

ことを追及していくということですね。

だから、職権で最終的には処理することになるんだろうと私は受けとめたんです。

続けて、24ページのコンテナ苗について、お聞きします。コンテナ苗は、単価が結構高かったじゃないですか。

ただ、いわゆる作業量とか労力をトータルで考えると、どちらかといったらコンテナ苗を使ったほうが、経費的には下がると理解していいんでしょうか。

○日高森林経営課長 コンテナ苗以外の普通苗ですと、大体1本80円とか90円なんですけど、コンテナ苗になると130円ぐらいはします。

ただ、これを一貫作業システム——伐採した後、すぐ植える形になりますと、伐採した機械で地ごしらえができますので、人力作業を半分以下に軽減できますとともに、総コストは1割ほどダウンすることになりますので、一貫作業システムを使った場合は、コストは下がります。

ただ、一貫作業システムじゃない場合でも、植えつけ穴が小さくて済むということで、コスト以上に造林作業が効率化できるので、コストを上回る勢いで需要が今非常に高い状況でございます。

○高橋委員 恐らく活着も100%でしょうから、無駄がないと思うので、わかりました。

次に、26ページの事業内容の③です。

再造林推進普及啓発事業で、意見交換会を今までもやってこられたと思うんだけど、何が違うんでしょうか。

○日高森林経営課長 これにつきましては、川下の方々も再造林に支援をとというような形で、今までも各地区で、林業・木材関係の団体の方々が意見交換という形ではやってはおりまして、具体的には各地区に山会議を設置させていただ

きましたけれども、特にこの山会議でいろんな意見交換をやっています。

ただ、この事業につきましては、川下の方に具体的な再造林に対する支援といったものについて議論していただく形で、対象を素材生産、木材加工、あるいは木材流通に絞っておりますので、一步踏み込んだ議論が展開できると、していかななくてはいけないと考えて企画した事業でございます。

○高橋委員 わかりました。

30ページの事業についてちょっと聞きます。いわゆる違法伐採を防止するための事業なんだろうけれども、30ページの図では、原木市場の方が抜き打ちで現地確認をするとあるじゃないですか。これ、手間暇がかかりますよね。この辺の支援をするということですか。これ誰が現地を確認をするんですか。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 県で今想定していますのが、原木市場の職員の方に抜き打ちという形で、月5回程度行っていただくことを考えております。

○高橋委員 行けば経費がかかるわけだから、それを支援するということでいいですね。

○田原みやぎきスギ活用推進室長 はい、そうです。現場に出向く際の、いろんな活動にかかわる経費を支援することとしております。

○高橋委員 了解しました。

最後にします。歳出予算説明資料245ページの林業担い手総合対策基金事業費の説明欄の5、就労環境対策事業で社会保険の掛金の助成とおっしゃいました。これは、長期、短期の社会保険ですか。

○三重野山村・木材振興課長 補助対象といたしましては、健康保険分も、長期の厚生年金保険分も両方入っております。

○高橋委員 林業従事者の雇用条件があまりよくないと。退職金がなかったりとか、そういった対策も別の制度であるみたいですけど、零細のところは、社会保険というのはいないです。だから、対象者は絞られていますよね。何人ぐらい対象になっているものなのでしょう。

○三重野山村・木材振興課長 一般の企業でいう退職金相当の制度として、林退共、中退共といった制度もございます。そういった部分にも助成をしております、29年度の実績で申し上げますと935名、全体の林業従事者が約2,200名でございますので、約半数程度の方々の一部助成を行っているところでございます。

○高橋委員 多くが規模の小さい業界じゃないですか。この社会保険の掛金助成の対象者が、今935名とおっしゃいました。会社としては少ないんですね。

○三重野山村・木材振興課長 済みません、ちょっと会社レベルのデータはないのですが、今おっしゃられていた、どちらかという一人親方といった方々になるんですが、その方々向けには別途また制度をこの事業の中で設けておりまして、昨年度の実績で申し上げますと、一人親方退職金共済の掛金助成を行った方が39名おられます。

○高橋委員 いわゆるきついという部分があって、収入もそんなに割高じゃないと。そしてこういう福利厚生部分が貧弱だということが非常に難点であるわけで、こういったところの対象者が広がるように、今後もいろいろと努力してほしいと思います。

○三重野山村・木材振興課長 この事業は、平成5年ぐらいから非常に長期にわたって進めさせていただいているんですが、長年助成してきた結果、かなり浸透率も上がってきたところで

ございます。

今の状況で申し上げますと、特に素材生産、林業の現場の仕事が多くなっておりまして、収益状況もかなり改善してきているというふうに見ております。本来であれば、事業主がきちんと負担していくべきというところもありますので、事業がしっかり拡大するところをもって、その全体の利益が上がるように誘導していきたいと思っています。

○二見委員長 ほか、ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○日高森林経営課長 それでは、常任委員会資料の40ページをお開きください。

みやざき林業大学校の開講について御説明いたします。

まず、(1)の開講の目的についてであります。

将来にわたって持続的に林業の振興を図るためには、効果的な研修などの仕組みづくりが喫緊の課題となっております。

このため、みやざき林業青年アカデミー研修等の実績を踏まえ、充実強化を図り、実践的な人材育成を総合的に実施するみやざき林業大学校を県林業技術センターを拠点に開講するものであります。

次に、(2)の開講準備の状況についてありますが、①の募集活動につきましては、パンフレットやポスター作成のほか、高校への学校訪問やオープンキャンパスの開催、さらに、市町村の協力による広報やマスコミを通じた周知に取り組み、積極的な募集活動を展開したところでありまして、

それに対しまして、先ほど御説明いたしまし

たが、定員15名に対して、現在23名に対して合格を通知しているところでございます。

次に、②のカリキュラムの作成につきましては、特色としまして、本県林業への愛着や人間力の向上につながる研修、林業の基礎からICT等最新技術まで幅広い内容や林業就業に必要な16の資格取得、インターンシップの充実、一層の低コスト化や林業労働安全衛生など、本県林業の課題解決につながるカリキュラムを盛り込むことにしております。

次に、③のみやざき林業大学校運営サポートチームの結成についてであります。

下の図でお示ししておりますが、市町村を初め、民間企業や林業事業者が一体となり、受講前には受講生の募集及び確保を、また、受講期間中には、講師派遣や機材・実習フィールドの提供、インターンシップ受け入れや住宅提供などを、さらに、受講後には、林業分野への就職支援を行うなど、それぞれの場面において支援や指導協力などオールみやざきの支援体制を構築し、現在、82の団体や企業等がサポートチームに加入していただいているところです。

41ページをごらんください。

④のシンポジウムの開催についてであります。

林業大学校の開講に当たり、林業担い手の育成に向け、関係者の機運の醸成を図るため、先月の2月5日に、宮崎市民プラザにおいてシンポジウムを開催したところであります。

プログラムの内容としまして、第1部ではみやざき林業大学校の概要説明、第2部では宮崎大学農学部の藤掛一郎教授による基調講演、第3部では、「次代を担う人材の育成とみやざき林業大学校への期待」をテーマに、パネルディスカッションを行ったところであります。

次に、⑤の名誉校長の招聘についてでありま

す。

林業担い手を育成し、資源循環型林業を確立する上では、山村と都市との「人と木材の交流」が特に重要と考えましたことから、この分野に高い知見と見識を持ち、発信力のある大久保昇氏を名誉校長に迎え、大学校の教育内容への指導・助言、特別講義を行っていただく予定であります。

大久保昇氏は、本県と川崎市との協定によるスギ利活用検討委員会へ参画し、都市部での国産材利用を推進している株式会社内田洋行の代表でありますとともに、理科教育の充実に取り組む公益社団法人日本理科教育振興協会の会長でもあります。

また、社会人の養成塾である本県のこばやし熱中小学校で、地域の人材育成にも指導者として参画しておられます。

このように、大久保氏は自然科学教育に造詣が深く、地方創生の取り組みにも積極的に取り組まれている方ですが、今回、大学校の開講に当たり、特に、都市部の木材を利用する側からの林業振興への理解と連携、そして応援をいただくことが重要と考え、大久保氏に名誉校長就任をお願いしたところでございます。

なお、みやざき林業大学校の開講につきましては、(3)にありますとおり、開講日を平成31年4月15日にしております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○重松委員 定員15名に対して、23名が合格をされたということで、非常に素晴らしいことだと思いますが、これは、何名まで受け入れが可能なんですか。将来的なことも含めて教えてください。

○日高森林経営課長 当初設定で15名でございます。

23名ということで、非常にうれしい結果となったところでございますけれども、全国の林業大学校等の機関については、大体が20名ぐらいを上限として設定しているところでございます。

ことは、20名を超える募集でしたけれども、やはりもう二、三年程度見てみないことには、年によるばらつきもございますので、二、三年状況を見て、さらに募集が多いということであれば、それは規模拡大で受け入れる体制というのを考えないといけないのかなとは考えております。

○重松委員 基礎的な話ですけど、何年課程で、それから主にどんな資格を取れるようになっているんですか。

○日高森林経営課長 宮崎県の林業大学校については、長期課程と短期課程を設定しております。

長期課程は1年間ということにしておりまして、資格につきましては16の資格で、具体的には林業の生産活動を行うのに必要な機械、あるいは作業だとか、そういったものの資格になります。

○重松委員 わかりました。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時30分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。これから総括質疑を行います。

環境森林部全般についての質疑がありましたらお願いします。

○蕪循環社会推進課長 午前中、西村委員から御質問のございました熊本地震の影響による熊本からの災害ごみの搬入状況についてお答えいたします。

29年度実績で、地震由来の廃棄物の中で、産業廃棄物に限りますと、本県に承認を得て入って来ている県外産廃の総量は12万トンでございます。そのうちの約4割が熊本県からで、4万5,000トン余りが流入していることを確認しております。

例年約2万トンぐらいは入って来ていたので、それを除きますと約2万7,000トン程度が地震由来のものというふうに確認しているところでございます。

加えまして、直接市町村で処理しなければならない災害ごみについて、本県に入って来ている実情も確認しております。処分場の中で処理ができない、埋立処理するときには飛散防止対策を講じなければならない廃石綿、石綿の類を含んだ石こうボードが発生しておりまして、それにつきましては、処理できるのが管理型を有する特別管理の許可を得た処分場しかございませんけれども、それが本県に約2万トン入っていることを確認しております。

○富山環境管理課長 午前中の審議の中で、私の発言の訂正と公害苦情の件数をお知らせします。

訂正に関しましては、硫黄山関係で国土交通省がやっている県名として、栃木県と言ったんですけれども、群馬県の間違いでございます。草津温泉のことでした。申し訳ございませんで

した。

それと、2点目の公害苦情関係ですが、いわゆる典型7公害の苦情の件数です。

一番多いのが水質汚濁で153件、次に悪臭関係が149件、次に大気汚染が143件、次に騒音が85件、次に振動が13件、次に土壌汚染が5件で、地盤沈下はゼロになります。

私、午前中に悪臭が一番多いと言いましたけれども、平成29年度のデータでは、水質汚濁が一番多いということになります。

○二見委員長 それでは、質疑はありませんか。

○西村委員 これは部長、次長あたりに答えていただきたいんですけど、今回の事業を見ても、モデル事業が非常に多くて、その目的としては、木材の普及のために木材の魅力を県民とか県外の人に伝えていくというものが多くあります。それぞれ大事な事業ではあると思うんですけど、例えば、木材はいいけれども、非常に値段が高いから使用できない。先ほど説明もあつたとおりに、将来、木造住宅が減っていくから、ほかのものに変えていくというものがあつたときに、現実として、公共的な建物はともかく、一般の方々に普及していくには価格面の競争が、県内外や国内外でもあると思います。

そういった中でこういうモデル事業だけをやっていっても、なかなか成功しないと思います。その中でやっぱり市場調査であるとか、もちろんコストを下げる競争力の強化も必要だと思うのですが、そのあたりの観点というのは、事業にもよると思うのですが、そのあたりの考え方はどうでしょうか。

○甲斐環境森林部長 確かに今回、新たな制度等も始まるものですから、モデル事業という位置づけでスタートする部分はございます。

モデル事業をしたその先には、県内で普及さ

せると、これを一般化するということが当然なければいけないと思っております。その段階で裾野を広くしていきたいと。それだけにモデル事業はしっかり取り組んで、各市町村にしっかりフィードバックをしてというようなこともあろうかと思えます。

それと、御意見をいただきました中で、木材利用もそうです。コンテナ苗も需要はこれから広がるんだと。今コストは多少高いですが、その量をふやすことによってコストダウンを図っていきましょうという意味では、モデル事業からこれをさらなる裾野を広げた次の段階の本格的な普及の前の第2段階のモデル事業といえますか、段階的に進めていかなければいけないと思っております。これは木材利用であり、本日の事業の中では、災害廃棄物の市町村への反映でありますとか、もろもろあろうかと思えますけれども、そういうものをことし担当した者だけでなく組織として、今回の事業は来年どうなるんだ、その次どうなるんだということは、しっかり対応していかないといけないと思っております。

○高橋委員 素材生産者が心配しているのは、今は値がいいじゃないですか。だから、私の地元も新規参入が結構いらっしゃるんですよ。この方々が言うには、あと何年続くだろうと。今、オリンピックを控えていて、そんなのもあつていいんですかねと、あと二、三年でしようかとおっしゃる方もいらっしゃる。日南でも住宅が今結構建つんですよ。これも減るだろうと考えたときに、素材生産者は非常に不安を持っていらっしゃるんですよ。

だから、伐期の来ている原木がまだいっぱいあるわけです。山から出す原木はあるんだけど、問題は市場に出る値段が下がって採算がと

れないと撤退しますよね。その辺の見通しとかは今の段階でどんなことが言えるのか、教えていただければありがたいです。

○福満環境森林部次長（技術担当） 確かに委員御指摘のように、今、木材の需要が大幅にふえたところがありまして、活気を呈して、一時期ひどい価格だったのが、かなり下支えして1万1,000円ぐらいという状況で推移しております。やはり資源にも限界があるということで、宮崎の場合、かなり人工林資源を造成してきたんですけれども、このまま一辺倒で行くのは、ちょっと懸念しないといけない。そのために、今、宮崎大学とも協調しながら、資源の予測をしていこうとしておりまして、来年度ぐらいには見通しを出そうと思っております。

一方、需要の面で言いますと、今大型製材工場やバイオマス発電とかが出てきて、それで今の伐採量を保持しているという状況になっているわけですが、それがA材、B材、C材という、直材とか曲がり材とか、そういう仕分けでいきますと、どちらかという曲がり材の低質材といったものの需要が多くなっております。そのため、既存の直材を使う地元の製材工場等は、まだ需要がそこまで伸びていませんので、今後の課題としましては、やはりA材の需要を大きく伸ばす必要があると考えております。

その中で、住宅材が一番なわけですが、先ほど説明があったように、60万戸時代が来るというようなことがありますので、非住宅部門への木材需要、そういったところでのA材の活用、そして森林環境譲与税が都市部にも人口割で行きますので、そこは木材利用に大きく使われるとこちらとしては期待しております。そうなりますと、7号館のエントランスの木質化を図ったところですが、ああいったものは

A材を使うのがほとんどなので、そういったA材の使い方を見せながら、板材を使うとか、そういったところで需要をふやしていく、そういったことを一方でやっていくことが必要だと思っております。

いずれにしましても、川上・川下が一体となってやっていかなくてはいけないと思っております。モデル事業をしながら、本格事業に結びつけていくことをやっていく必要があると思っておりますので、今後とも努力していきたいと思っております。

○高橋委員 今、次長の話の中で思ったのは、住宅はもう間違いなく減るだろうと。ただ、もし展望があるとしたら大型建築物ですよ。こういったところは何とかならんかなと。CLTもいろいろと改良されてきたし、そこら辺で今後需要が見込めるのであればすごく喜ばしいことじゃないですか。新規で入ってきた方も生き残れますよね。その辺の展望が描けないかなと、素材生産者にそういう話をしたいじゃないですか。またいろいろと御意見をください。

○福満環境森林部次長（技術担当） やはり非住宅と言いますと、低層の建築物だけではなく、中高層のビルディングにも木材が多く使われるようにということで、委員御指摘のCLTは、欧米で中高層の建物を鉄骨等から木材に変えていこうと、環境の面とか、それから木材が資源としてあるということでCLTを使う工法ができたわけです。ただ、日本では、まだ始まったばかりで、単価的にまだまだ厳しいところがございます。想定の2倍ぐらいのコストがかかっている状況ですので、今後需要をつくることも大事ですし、コスト面での努力といったこともあわせてやっていかないと、そういう需要は取り込めないと思っておりますけれども、今後の需要と

しては、大きな期待が図れるとは思っておりません。

○二見委員長 ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、その他で何かありますか。

○濱砂委員 前から聞いたかったことがあるんですが、県有林が至るところの山の中にあるんですけれども、あのルーツは何なんですかね。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 県有林が点在している原因ということですか。

○濱砂委員 なぜ県有林があるのか。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 県有林につきましては、恩賜とか国から払い下げを受けたものが多くございまして、それが点在している一番大きな原因だと思います。

○濱砂委員 一般の市町村では、昔、固定資産税が払えなくて山を提供したとか。森林組合が預かって、それを運営できなくなって、村が買い取ったとかいう話は聞いていたんですが、県有林は、何で県が山を持っているのかなとちょっと疑問だったんです。国から払い下げを受けたのは、明治時代ぐらいの話なんですか。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 明治時代から始まっておりますし、先ほど委員がおっしゃられたように、椎葉県有林とかは、そもそも地元の方が手入れができなくて、椎葉村に寄贈したと。椎葉村も奥地で自分のところで手が回らないので、県にやったという事例もございます。

○濱砂委員 西都の山の中にもあるんです。杉がちゃんと植えてあるんです。何でこんなところに県有林があるのかと聞かれて、そこで返答に困ったんですが、そういう話も聞くものですから、ちょっと確認の意味で教えてもらいたい

など。

○甲斐環境森林部長 宮崎県林業史というのがあるんですけれども、私も全てを話せるわけはありませんが、やはり国から払い下げていただいた。その中には恩賜——皇室行事とか、時代時代を反映した、紀元2600年ですとか、恩賜何々県有林というものがあって、非常に歴史の深いものがあるんだなど見ているところです。

○濱砂委員 漠然とわかりました。

○二見委員長 ほかはありますか。

最後に一言いいですか。

その他にしたんですけれども、今回の組織改正案の中で大学校の話もあったんですが、宮崎県の行政庁の中で、担当課に「宮崎」という名称をつける必要があるのかなと思うんですけれども、こういった話はないんですか。もちろん、森づくりとか利活用というものは、本県のためのものであるので、別にその答えを求めるつもりはないんですけれども、二重になっているのは、ちょっとどうかなと考えたものですから。

○甲斐環境森林部長 組織の関係で言いますと、恐らく人事課などとの協議になるのかもしれませんが、おっしゃるように、ダブリ感もありますが、例えば、みやぎスギというのは、一つの固有名詞になるのかなとは思っておりません。

そういうところは、しっかり考えた上で使い分けなければいけないのかなと思っております。

○二見委員長 余談ですけれども、ちょっと思ったところでしたので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時48分休憩

午後 2 時50分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時再開、農政水産部の
当初予算に関する審査から行う予定です。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員
会を終了いたします。

午後 2 時51分散会

平成31年 3月 8日(金曜日)

午前 9 時59分再開

出席委員 (7人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	野崎 幸士
委員	濱砂 守
委員	西村 賢
委員	高橋 透
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	中田 哲朗
農政水産部次長 (総括)	野口 和彦
農政水産部次長 (農政担当)	坊 蘭 正恒
農政水産部次長 (水産担当)	毛 良 明夫
畜産新生推進局長	大久津 浩
農政企画課長	鈴木 豪
中山間農業振興室長	小倉 久典
農業連携推進課長	外山 直一
みやざきブランド 推進室長	日高 義幸
農業経営支援課長	牛谷 良夫
農業改良対策監	巢立 幸彦
農業担い手対策室長	徳留 英裕
農産園芸課長	菓子野 利浩
農村計画課長	浜田 真郎
畑かん営農推進室長	酒 匂 芳洋

農村整備課長	盛 永 美喜男
水産政策課長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	林 田 秀 一
漁村振興課長	外 山 秀 樹
漁港漁場整備室長	大 森 高 広
畜産振興課長	谷之木 精 悟
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工事検査監	中 山 俊 行
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	長 友 博 文
水産試験場長	田 中 宏 明
畜産試験場長	花 田 広

事務局職員出席者

議事課主幹	木 下 節 子
議事課主任主事	三 倉 潤 也

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成31年度当初予算関連議案等について部長の説明を求めます。

○中田農政水産部長 農政水産部でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、委員会資料の目次をごらんいただきたいと思ひます。

本日は、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号及び議案第12号について、またⅡの特別議案といたしまして、議案第21号以下5議案について御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

予算議案についてであります。

まず、平成31年度農政水産部予算案の基本的な考え方について御説明したいと思ひます。

(1) 農水産業の現状等にありまますように、本県の農水産業は、担い手の減少やT P P 11等の発効など大きな環境の変化に直面しておりま

す。

このような中、平成30年度は硫黄山の噴火や台風第24号などの危機事象への対応を初め、販売力の強化に向けた農畜産物の輸出拠点施設の整備や東京オリンピック・パラリンピックに向けたGAP等認証制度のさらなる推進など、国際競争に打ち勝つ産地づくりや担い手の育成に努めてまいりました。

平成31年度につきましては、(2)の農政水産部の予算編成における基本的な考え方にもありますように、本県農水産業の成長産業化を目指し、引き続き長期計画の着実な推進を図ることとし、特に、①人財の育成、販売力の強化、生産力の向上による産地づくり、②多様な地域特性・資源の活用による中山間地域農業の振興、③漁業の高収益化による担い手の確保や資源の利活用促進による漁業生産・販売力の強化の3つの視点を踏まえ、予算編成を行ったところであります。

具体的には、まず農業分野では、重点1、国際競争を勝ち抜くマーケットイン型の産地経営体育成プロジェクトといたしまして、人財の育成、販売力の強化、生産力の向上の観点から、経営資源を円滑に承継する新たな仕組みの構築や輸出拡大及びブランド対策の推進、さらには防災・減災対策や防疫体制の維持強化、生産基盤の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、重点2、多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクトといたしまして、観光資源やジビエなどの有用な食資源を所得向上につなげる取り組みや、中山間地域における作業受託組織の育成など、地域農業を支える営農体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

水産分野におきましては、重点3、漁業の担い手確保・魅力ある水産業構築プロジェクトといたしまして、経営資源を円滑に承継する新たな仕組みの構築や、早期種苗の生産による海面養殖の収益性向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料を1枚めくっていただき、3ページをごらんください。

まず、議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」についてでございます。

平成31年度農政水産部における一般会計の当初予算額は、歳出予算課別集計表の一般会計の合計の欄にございますように、412億2,228万8,000円をお願いしており、そのうち14億5,138万5,000円につきましては、防災・減災、国土強靱化対策となっております。

次に、議案第12号「平成31年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように2億4,676万4,000円をお願いしております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部全体の予算額は、一番下にありまして414億6,905万2,000円となり、対前年度当初予算と比較しますと103.6%となっております。

次に、右側の4ページをごらんいただきたいと思います。

債務負担行為についてであります。一覧表にあります事項につきまして、追加をお願いするものでございます。

次に、6ページをごらんください。

このページから28ページまでは、平成31年度当初予算案における新規・重点事業を掲載しております。

それから、29ページからは特別議案といたしまして、議案第21号「使用料及び手数料徴収条

例の一部を改正する条例」外4議案でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

○二見委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより3班に分けて議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。

歳出予算の説明については重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、初めに農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いします。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の295ページをお開きください。

農政企画課の平成31年度当初予算は、一般会計のみで15億3,521万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

298ページをお開きください。

1つ目の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄の1、新規事業「宮崎の魅力を活かす農泊地域総合支援事業」1,267万円でございます。

これは、農家民泊等の情報をオンライン旅行予約サイトを活用し効果的に発信するなど、農泊を総合的に推進することで交流人口の拡大等を図り、中山間地域の所得向上と活性化を目指すものでございます。

次に、説明欄の2、新規事業「未来につなぐ

中山間地域農業支援事業」1,000万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、2段下の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の説明欄の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業5億5,826万円でございます。

これは、依然として鳥獣による農林作物被害が多いため、引き続き集落ぐるみの対策を総合的に支援するとともに、多くが埋却処分されていた捕獲鳥獣、いわゆるジビエを新たな地域資源として利活用を図り、地域振興を目指すものでございます。

続いて、別冊の環境農林水産常任委員会資料をごらんください。

7ページでございます。

新規事業、未来につなぐ中山間地域農業支援事業でございます。

本事業は、作業受託組織の育成強化に向けた取り組み等を支援し、地域農業を支える営農体制を構築することで、中山間地域農業の維持・発展を図るものでございます。

事業内容等の詳細については、右側のポンチ絵で御説明させていただきます。

まず、上段左側1の中山間地域農業の現状・課題についてでございますが、右グラフの将来人口推計割合にございますとおり、2015年を1としたときの2045年の人口推計割合は、西米良村で0.52、日之影町で0.39と人口減少が平地より高い水準で進行すると予測されており、農業の継続に必要な労働力確保が、今後ますます難しくなるおそれがございます。

また、2つ目の黒丸に書いてございますが、平地に比べて耕地面積が小さく、例えば1筆当たりの面積が新富町で18アールに対して日之影町では3アールとなっており、規模拡大による

所得向上もなかなか困難な状況でございます。

このため、未来につなぐために必要な取り組みとしまして、本事業において、農作業受託組織への体制確立支援や機械化、省力化並びにスマート農業等の先進技術の導入に対する支援などに取り組むこととしております。

具体的には、2の事業内容(1)の作業受託体制強化事業におきまして、各種メディア等を活用した求人など、地域外から人を呼び込むための取り組みや、建設業や林業など他産業と連携した労働力の確保を行うなど、組織間の連携による取り組み、さらには省力化等に必要な機械の導入など、受託能力の向上のための取り組みを支援し、品目横断的な作業受託組織の育成強化を図ってまいります。

あわせて、(2)の中山間地域農業推進事業におきまして、スマート農業等先進技術導入のための検討会を実施するなど、中山間地域の特性に合った取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後に、左側のページの2、事業の概要をごらんください。

予算額は1,000万円、事業期間は平成33年度までの3年間を予定しております。

農政企画課からは、以上でございます。

○外山農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

再び歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、301ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で18億4,580万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

303ページをお開きください。

まず、下から2行目の(事項)新農業振興推

進費の1の改善事業「みやざき食の安全・食育連携強化推進事業」981万5,000円です。

これは、食品事業者や直売所に対し、食品表示の徹底及び監視指導体制を強化するとともに、地域や食育ティーチャー、学校・企業等との連携を強化して、幅広い世代の県民が参加する食育・地産地消活動を展開するものでございます。

次に、その2つ下の3、改善事業「宮崎農水産物おいしさ・機能性見える化事業」8,532万9,000円です。

これは、本県の強みである安全・安心、機能性、おいしさの評価技術を活用して、本県農産物等の機能性やおいしさを見える化をするとともに、これらを原料とした加工品を開発することで、科学的な根拠に基づく機能性成分の含有や、客観的においしさが評価された農水産物やその加工品を生産・販売する新たなビジネスモデルを構築するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして304ページが一番上の行(事項)新みやざきブランド推進対策事業費の2の改善事業「モノ・産地・心が動く!「みやざきブランド」マーケティング事業」については、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、上から3行目の(事項)農産物流通体制確立対策費の5のみやざき輸出対応力強化推進事業5,750万7,000円です。

これは、本県農水産物のさらなる輸出拡大を図るため、航空輸送の実証や輸出産地づくり、香港事務所を核としたプロモーション活動等を展開するものです。なお、香港事務所につきましては、これまでの郊外から中心部に移転して、さらなる機能強化を図ってまいります。

次に、305ページをお開きください。

下から4行目の(事項)農産物高品位生産指

導対策費の3の改善事業「農薬防除等生産技術高度化推進事業」1,774万7,000円です。

これは、健全な作物づくりによる品質と収量の向上を図るため、新たな登録農薬や防除資材による防除技術の確立や農薬の適正使用の推進に取り組むものでございます。

次に、常任委員会資料の9ページをごらんください。

モノ・産地・心が動く！「みやざきブランド」マーケティング事業について御説明いたします。

本事業は、県産農畜産物の取引拡大やみやざきブランドの認知度向上を図るため、重点取引先や消費者等との協力関係を強化し、攻めのみやざきブランド推進対策を展開するものでございます。

右の10ページをごらんください。

上段の産地をめぐる状況にありますように、本県農業は、農家数の減少等による産地力の低下や、産地でのブランド意識の希薄化、量販店など取引先の大型化や産地の囲い込み、販売形態の多様化など、さまざまな課題に直面しております。

こうした課題解決に向け、事業の視点にありますとおり、本事業において、重点取引先等との強い関係性の構築による取引づくり、産地に軸足を置いたブランドの推進による産地力の向上、消費者やメディアとの太い関係性の構築による戦略的かつ攻めのPR展開といった3つの視点で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、中央左側の「モノが動く」として、ブランド・バリューチェーンパートナー構築促進事業において、健康に着目した商品といった本県の強みを生かし、重点取引先との戦略的な取引づくりや消費動向に対応した新たな取引づくりを進めることとしております。

また、中ほどの「産地が動く」として、産地が築く強い・太い取引づくり事業において、生産者に対し、ブランド意識の向上を図ることにより、産地が主体となった取引づくりを推進するとともに、右側の「心が動く」として、戦略的ブランドプロモーション事業において、カラダグッドミヤザキのイメージを前面に出し、メディア関係との情報交換会、メディアアカデミーの開催やきんかんヌーボーといった消費者と産地が一体となった魅力発信プロモーションなど、攻めのPRによるファンづくりに取り組んでまいります。

左のページにお戻りください。

2の事業概要ですが、予算額は1,431万8,000円、事業期間は33年度までの3カ年であります。

農業連携推進課は、以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただき、309ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で52億5,837万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

311ページをお開きください。

下から3段目の(事項)農業会議・農業委員会費の3億3,463万9,000円です。これは、県農業会議や各市町村の農業委員会が実施する農地利用の最適化や法人化、その他農業経営の合理化などへの指導活動に対する農業委員手当及び農業会議業務費等でございます。

312ページをお開きください。

下から3段目の(事項)農業経営改善総合対策費のうち、1の改善事業「産地・人づくり強化事業」の2,898万9,000円です。

これは、産地の維持・発展及びもうかる農業の実現を目指し、産地の将来像と具体的取り組みを明らかにします産地ビジョンの策定・実現と、産地を担う農業経営者や産地を支える指導員などの人材育成を一体的に進めるものでございます。

次に、その下の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費です。

313ページをごらんください。

5の農業次世代人材サポート事業の8億5,498万1,000円です。これは、国の農業次世代人材投資事業において、準備型及び経営開始型で年間150万円を上限に交付を行うものでございます。

次に、ページ中段の、(事項)農業金融対策費の5億3,172万5,000円です。これは、農業近代化資金などの農業制度資金の借り入れに対する利子補給等に要する経費でございます。

314ページをお開きください。

上段の(事項)担い手育成総合対策事業費のうち、1の新規事業「みやざき農業の魅力アップ!農業経営資源承継モデル構築事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、2の改善事業「みやざきの農を支える担い手確保・育成体制整備事業」の2,155万7,000円です。これは、新規就農者の確保に向けた体制整備や農家の経営相談に対応した専門家の派遣、集落営農の組織化・法人化に対する支援などを行うものでございます。

次に、下から5段目の(事項)構造政策推進対策費のうち、1の農地中間管理機構等支援事業の7億7,162万7,000円です。これは、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を推進するために、農地地図情報の整備等によ

ります、優良農地の円滑な承継とその活用を図るものでございます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業、みやざき農業の魅力アップ!農業経営資源承継モデル構築事業について御説明いたします。

右のポンチ絵をごらんください。

上段の課題と対応に記載しておりますとおり、農業者の急速な高齢化に伴いまして、今後発生する耕作者不在の農地やハウス等の農業経営資源を有効に活用するとともに、就農希望者の初期投資の低減を図るため、これら農地や中古施設の円滑な承継を進めていくことが大変重要になってきております。

このため、この事業では農地やハウス・畜舎などの有形資源と、農作物の生産技術などの無形の資源を就農希望者が効率的に確保できるシステム、言い換えれば後継者がいない農業者の資源を第三者にスムーズに承継していく仕組みを構築するものでございます。

具体的には、ポンチ絵の中ほどにありますとおり、県の農業振興公社の農地中間管理機構としての機能を活用しまして、就農希望者が必要とする農地をあらかじめスタンバイ農地として確保するとともに、公社内に新たに農業承継コーディネーターを配置します。

スタンバイ農地につきましては、既定の農地中間管理機構等支援事業を活用し、市町村推進チームと連携して、農地の確保等に苦慮されている就農希望者への農地の利用権の移動をスムーズに行う仕組みとして取り組んでまいります。

農業承継コーディネーターは、農業分野の経

験や技術情報の蓄積等のある中小企業診断士などを想定しております。離農希望者の中古ハウスなどの農業資源の情報収集やデータベース化を行うとともに、農地とハウスなどをパッケージにし、市町村などの枠を超えて就農希望者とのマッチングを進めていくこととしております。この取り組みにより、新規就農者の増加と早期の経営安定、農業資源の有効活用と承継促進が図られるものと考えております。

また、篤農家の周辺に新規就農者を誘導することで、技術等の円滑な承継のみならず、団地化の促進にもつながるものと考えております。

離農希望者と就農希望者の多様な要望をマッチングさせることは容易ではありませんが、農業・農業資源の承継は本県農業の維持・発展を図る上で非常に重要でありますことから、市町村や関係団体としっかり連携しながら取り組んでまいります。

11ページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございますが、予算額は3,010万2,000円、事業期間は平成32年度までの2年間を予定しております。

続きまして、委員会資料の4ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

当課からは6件をお願いしております。表の一番上から3件及び6件目の事項につきましては、「みやざきの農を支えるひなた資金」の融資に対する31年度以降に必要な利子補給の債務負担をお願いするものでございます。

上から4件目の事項は、県の農業振興公社が農地取得を行うために必要な無利子資金を全国農地保有合理化協会から借り入れる際に、国の規定に基づき損失補償を行うためにお願いするものでございます。

また、上から5件目の事項は、平成30年度からの指定管理協定に伴い、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園管理運営委託費の予算計上を行っておりますが、平成31年10月改正予定の消費税増税に伴いお願いするものでございます。

続きまして、常任委員会資料の29ページをお願いいたします。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

1の今回改正する使用料の名称は、農業科学公園使用料、農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料、地域農業改良普及センター使用料でございます。

2の改正の理由につきましては、平成31年10月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴うものでございます。

3の改正の内容につきましては、表の右の欄の改正後使用料のとおりでございます。施行期日は平成31年10月1日でございます。

次に、委員会資料の37ページをお開きください。

議案第31号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由につきましては、現在指定管理者による利用料金制を採用しております宮崎県農業科学公園及び県立農業大学校の農業総合研修センターの宿泊室・研修室の利用料金に係る基準金額につきまして、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、表の右の欄の改正後基準金額のとおりでございます。施行期日は平成31年10月1日であります。

続きまして、決算特別委員会指摘要望事項の

対応状況について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の11ページをお願いいたします。

⑫の「農地中間管理機構支援事業について、新規就農者を含めた担い手との効果的なマッチングを進めること」についてでございます。

農地中間管理機構では、市町村や農業委員会と連携し、人・農地プランの話し合いや農地利用の意向等を踏まえた調整を初め、担い手同士の農地シャッフルの調整や農業参入フェアの機会等を通じて、マッチングに努めているところでございます。

また、平成31年度当初予算案において、新たな担い手が安心して就農できるように農地中間管理機構と市町村等が連携し、あらかじめ農地を確保しておく新たな仕組み——スタンバイ農地と呼んでおりますが——を設けるとともに、農地等の経営資源の情報収集と広域的なマッチングを行うコーディネーターを県の農業振興公社に配置し、新規就農者への支援を強化してまいります。

農業経営支援課は、以上でございます。

○二見委員長 議案に関する説明が終了いたしました。委員の皆さんからの質疑はありませんか。

○濱砂委員 常任委員会資料4ページの31年度農業近代化資金利子補給の7億2,000万円、この原資は幾らぐらいあるものなんですか。

○牛谷農業経営支援課長 融資枠につきましては、31年度は100億円を見込んでおります。

○濱砂委員 累積で幾らぐらいですか。

○牛谷農業経営支援課長 累積と申しますと。

○濱砂委員 今までの貸付金額の総額です。7億2,000万円という利子補給金ですから、相当な額かなと思うんですけど。

○牛谷農業経営支援課長 この7億2,000万円につきましては、31年度の融資枠100億に対する債務負担をお願いするものでございまして、これまで貸し付けているものについての債務負担をお願いするものではございません。

○濱砂委員 わかりました。それで、このいわゆる近代化資金の今の残高はどのくらいなんですか。

○牛谷農業経営支援課長 総額については資料を持ってきておりませんが、本年度につきましては90億ぐらいになる予定ですし、昨年度も大体それぐらいの融資枠を執行しているところでございます。

○濱砂委員 だから、年間で100億円ぐらい貸し付けていくと、償還期限が何年ぐらいなんですかね。概算でいいんですけど、どのくらい総額で貸し付けしているものかということなんですよ。

○牛谷農業経営支援課長 最長20年で計算しておりますので、単純に計算すれば、ずっと100億円では当然ないんですけどもその20年分で、債務負担についても同程度になります。

後ほど御報告させていただきます。

○濱砂委員 残高でいいです。お願いします。

○西村委員 委員会資料の7ページにある未来につなぐ中山間地域農業支援事業、もしくは次のページのマーケティング事業等々、全て本県の農業支援ということなんですけれども、特にこの中山間地域の農業をどうしていくかということは非常に重要なテーマで、これは今回知事も訴える人口減少にも大きく関係する重大なところなんですけど、この壮大なことをやろうとするのに、この予算でどうだろうかと思うんですけどね。

毎年のように、この議論が重ねられて一向に

改善傾向にならない、もしかしたら大分食いこめていっているのかもしれないけれども改善しないということは、やはり中山間地の農業では食べていけないということなんですよね。

この委員会でも延岡のシキミ部会等を見に行き、その後日向のシキミの方々と話をしたんですが、自分たちは年金をもらっているからやっていけるけれど、これで食べていけるほどではないよという話をされるんですね。それはシキミ以外の方もそうです。

唯一と言っていいのがブロイラーであったり子牛の生産であったり、畜産の分野では多少いいところもあります。施設園芸にも多少いいところはありますが、新規就農者、しっかりとした農家の手取り水準はどのぐらいなのか。子供を大学とかに行かせるときに下宿をさせないといけないのが中山間地域の悲しいところとか、そのときにやめられたりしていくわけですから、ぜひそのベースの部分の考え方として、事業をすることによって、例えば所得を5%、10%押し上げるとかそういったはっきりとした目標があってこの予算は使われているんでしょうか。

本来なら総括質疑で聞かないといけないことを一番最初に聞きますが、それがはっきりしないとこの後の議論も全てどうなのかなということになりますので。

○小倉中山間農業振興室長 西村委員のおっしゃられるとおり中山間については非常に厳しい状況で、今回の新規事業につきましては、いろんな課題がある中で労働力に焦点を当てて新規事業を組ませていただいております。

委員がおっしゃられました所得のアップにつきましては、本年度まで実施しております年収アップ事業におきまして、100万円の年収アップ

を目標に3年間事業を実施させていただいたところでございます。

成果については、非常に厳しい状況ということもございまして、目に見えてというのはなかなか難しいところもございましてけれども、いろいろ市町村の担当課長さんと話していると、人が減少していることが非常に大きな問題だということで、今回は担い手、人に焦点を当てた新規事業の予算をお願いしているところでございます。

○西村委員 答えにくいことを答えていただけて非常にありがたいんですが、人に焦点を当てるときに、農家の方々から新しい方が農業に参入するときにはいろんな手だてがあるけれど、農家のせがれが農家を継ぐときには何もないじゃないかということ非常に言われるんですね。

それはそのとおりだと思いますし、確かに新しく真っさらの状態から始める人とフェアじゃないなというのは当然あるわけなんですけれども、この中山間地域の将来人口推計も書いてあります。手助けできる人がその地域に住んでいるんだったらまだいいとしても、もう手助けする人をよその地域から連れてこないといけないというときに、これだけの予算で来てくれるのかなという疑問があったものですから質問をさせてもらいました。なかなか答弁は難しいかもしれませんが。

○鈴木農政企画課長 まず、予算額の部分は、確かにこれだけだと、この額だけかという見方もあると思うんですけども、この部分につきましては市町村もですけども国も、特に中山間地域の保全、そして今委員のおっしゃった人の確保の中でも産業施策とともに必要である地域施策の部分について、例えばさまざまな事業の中で中山間に特化した特別枠ですとか要件緩和

をしているところでございます。

その上で、今回は国で見れないところを県で別途措置するという事なので、トータルで見たとしは、それ相応に入れていると考えております。

その上で、これから今いる方にどれだけ続けていただけるか、そしてさらに人に入ってもらえるようにできるかは本当に今後の課題だと思っています。今回、事業承継の事業もつくらせていただきましたし、資金の活用等もありますが、それを使えていない人や知らない人もいますので、地域に普及員も含めてしっかり入り込んで、これからどうやって省力化できるのか、その取り組みを総合的にやっていく、中山間地域の事業については、これだけではなくて、複合的な農業の推進の中で重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○高橋委員 今の関連で、7ページの未来につなぐ中山間地域農業支援事業の①の必要な機械の導入等を支援するというのは、8ページのリモコン式草刈り機などですか。必要な機械とは具体的にどんなものですか。

○小倉中山間農業振興室長 中山間地域につきましては、平地と違いまして急傾斜地が多いと、特に棚田等につきましては、のり面が非常に急傾斜で面積もかなりになると。

これを、現在は手で草刈り機で刈っているわけですが、担い手もかなり高齢化しておりますので、草刈りが非常に負担になっているという話を地元からよく聞きますので、これらの草刈りを農作業の受託組合や組織なりが請け負ってくれるということであれば、今後も引き続き農業が継続できるということで、それぞれの地元の要望に応じて導入する機械は柔軟に対応していきたいとは考えておりますけれども、

想定されるものとしては今申し上げました急傾斜等に対応できるような草刈り機等を想定しているところでございます。

○高橋委員 スマート農業にしても、無人のトラクターとか今いろいろと宣伝されているけれど、平地だってそれを求めるわけですよ。だから、こういう中山間地域の農業支援をしていただくことは本当ありがたいことなんですけど、ただやっぱり平地とは対等にならないということですよ。

スマート農業が導入されてもそれは差は出てくるわけで、じゃあ何をすべきか、そこから先のことを考えてくださらないと、同じものをつくって値段が一緒だったら、中山間地域の人たちはコストがかかるわけだから単純に取り分は少ないですよ。だから、例えば価格上乘せとか、そういったものを考えないと中山間地域の農業は守れないんじゃないかなと思ったりしたんですよ。

今回の事業でそこまでは踏み込んでないんだけど、もちろんお金が必要になってくるわけだから、そこら辺の研究をしていく必要があるんじゃないんですか。

○鈴木農政企画課長 平場と競争をするということは、不可能だというのは大前提であると我々も認識しております。

その上で、先ほど西村委員からもシキミをつくっている方の話がありましたけれども、中山間地域に必要な農業というのは、山地型の大規模農業をどかっというのではなくて、例えばさまざまな業態を入れた多業で、米もつくり果樹もつくるというような、一つのものだけではなくて小面積であってもいろんなもので稼いでいく、そして地域をつくっていくことが重要だと思っています。

そして、そういう意味では先ほども申し上げましたが、いわゆる産業施策と地域施策の部分は必ずしも対等であるべきではなくて、それぞれ違った観点でやるべきだという認識で、今長期計画も進めておりますし、今後も進めていこうと考えております。

その上で、先ほど機械の話がありました、中山間地域では大規模なものは入れられないです、オーバースペックなものはそもそも要らないという考えに立っております。ただ、一方で小型の機械を入れるにはそれを開発してくれる人がなかなかいないのが現状でございます。

欧米の機械も当然入れられませんので、それならその地域に合った機械というのはまさに日本でしか、そしてこの地域でしかないもので、そこの開発・導入をお手伝いさせていただく。

その中で、例えば大きなところでは機械が1台だけあればいいものを、小さいのを2つ必要だったらそれが入れられるような、そういう中山間地域ならではの課題に対して対応できるように、この事業も含めて取り組んでいきたいと考えております。

○高橋委員 価格補填はなかなか厳しいでしょうから、あと技術力なのかなと思ったりするんですよ。中山間地域は昼夜の温度差が大きいとかその気候をうまく活用した、平坦地とはちょっと違うそういった何か適したものをしっかり技術指導していく。今も研究をさせていただいているわけですが、さらにまた重ねていただきたいというところでしょうか。

○鈴木農政企画課長 今おっしゃったように、例えばユズなどは主に山でしか育たないものなのでそういうものを加工してつくるとか、あとクリなどそこにしかないもの、そしてそれを出しやすくするという取り組みもしていますので、

そういう山なら山のものにまた別途しっかり取り組む、そういう方向で取り組んでいきたいと思っております。

○牛谷農業経営支援課長 先ほど濱砂委員からございました農業近代化資金の融資残高でございますが、12月末で締めておりまして、30年末はまだ締めておりませんので、平成29年12月末現在で申し上げますと183億円余りとなっております。

○濱砂委員 融資残高が138億円ですか。

○牛谷農業経営支援課長 183億円余りです。

○濱砂委員 毎年100億円程度の融資をされるということでしたよね。償還期間が20年で、残高がもう183億円しかないということですか。昨年度貸し付けた分が100億程度なんでしょう。

○牛谷農業経営支援課長 単年度で申し上げますと、先ほどのような融資枠で動いておりますけれども、例えば10年で借りても繰り上げ償還で、早く返される方がいらっしゃいますので、その部分が丸々残っているわけではないということでございます。

○濱砂委員 ちょっとわからないのですが、償還金期間が20年で毎年100億円ずつ貸し付けをしていっていると。昨年度も100億円貸し付けて、累積の残高が183億円しかないということなんですか。

○牛谷農業経営支援課長 説明が悪くて申しわけございません。昨年が90億円程度貸し出しておりますけれども、金額の内訳を申し上げますと、6割強が家畜の素牛導入になっておりますので、償還が非常に早いということで、委員がおっしゃっていますように、毎年100億円貸して180億円しかないのはおかしいんじゃないかという話になってしまうんですけども、先ほど申し上げました最長20年という償還期限はありま

すが、実際は家畜の素牛導入等がございますので、回転が速くなっているということでございます。

○濱砂委員 はい、わかりました。

○来住委員 委員会資料11ページの農業経営資源承継モデル構築事業は、ハウスをしていた方がおやめになって、そこに新規就農者が入る、そういうものをうまく利用していこうという内容かなと思っているんですけど。それでもう一つ、私が直接受けたもので、今、15キロとか20キロぐらい離れたところで営農されている人たちが結構いるんですよ。

この前、御池のところから私の家の近くに畑をつくって、息子は都城の町なかに住んでいて、おじさんと息子が一緒になって、僕の家で近くでキャベツをつくっていらっしゃったんですが、つまり僕の家なるべく近いところに農地を求めていらっしゃるわけですね。

それで、僕にここの畑を見てくれんかと、ここの畑は何年も耕作されていない、ここを借りたいんだと言われるものですから、私が法務局に行って調べたら都城の町なかに住んでいらっしゃる高齢の方でした。

その人のところに私が行って、こうやってキャベツをつくっている人がいる、知っている人でちゃんと小作料は払うから貸してくれんかというお話をした。土地代は年に1万円らしいんですけど、その方が酪農をされている人に貸していたんです。

その酪農をしている人が事実上、放棄されていて使っていない。その人に改めて連絡をして、こうやって借りにくる人がいるんだが、あなたはどうしますかと確認したら、つくると言ったということなんです。

それはそれでいいんですけど、いずれにし

ましても、僕が気になったのは、そうやって意欲に燃えて、息子も一生懸命頑張ってやっている、何とか私の地域に圃場を求めたいということで、僕もしょっちゅう畑を回るから、耕作放棄しているところを調べて、また連絡してあげると言ったんですけど。そこでお聞きしたいのは、農業委員会なり市町村が、そういうものを事前につかんで、そこに行けばここがあいてますよというような、そういうシステムがないのかなと。

毎回法務局に行って調べないといけないものですから、その辺を仲介してくれるような、それを行政がしてくれないといけない。農業委員会が一番いいのかなと思ったりするんですけど、そういうのは現実に今、県内で行われているのでしょうか。

○牛谷農業経営支援課長 委員御指摘のとおり、新規就農者が農地を確保する、規模拡大も含めてなかなか難しい状況にあるということで、それに関しまして、先ほどのお話の中にもございました遊休農地、耕作放棄地といった農地の利用状況につきましては、農業委員会で、農業委員の皆様が把握してくださるようになっております。毎年1回、全ての圃場を巡回していただいておりますので、その情報については、農業委員会で確認していただくことはできると思っております。

あと、中間管理機構は、機構が中間管理権を設定して農地を1回預かって担い手の方に再度貸し付けを行うという仕組みが基本なんですけれども、預かって借り受ける方がいらっしゃらないと、機構が管理するための経費がかかるので、やみくもに機構が借りることができていない状況でございます。そこで、貸したい農地があれば、それをデータベース化して、機構のホ

ームページ等で見えていただくようなシステムはつくっております。

ただ、つくってはいるんですが、市町村の方から言わせると、ホームページに載せられて、知らない人がその土地を目当てに来るのは困るということで、なかなか機構のホームページに載せるようなところまでは至っておりません。仕組みはつくってはおりますので、どういうふうにすれば、その仕組みをうまく生かせるのかということに関しては、今後また検討してまいりたいと思います。

○来住委員 それで、うちの近くに2枚あいている畑があったんですよ。その地主は、うちの近くの人だったものだから、その人のところに行って、こうやってつくりたい人がいるんだが貸してやってくれんかと言ったら、また難しいんですよ。全然農業をやる気はないんだけど、いや来住さんいってかわり合わないわけですよ。事実上、ほったらかしているわけですよ。貸すこともしない。

いずれにしても、何とかそうやって青年が頑張っているのを、それに応えてあげたいなと思って、まだ約束を果たしていないんですけど。僕の家のは月野原という台地ですけどかなり広いので、そこで実際はやりたいんだと思うんですよ。なるべく近くでやりたいんでしょうから。いずれにしても、何かもつとそこ辺を研究していただいて、そういう意欲のある農家に貸し付けができるようによろしくお願ひしたいと思います。

○牛谷農業経営支援課長 先ほど申し上げましたように、システムの検討と、あと本年度予算で新規事業としてお願ひしております承継の事業の中でも、そういうスタンバイ農地という制度について、市町村と連携して取り組むことに

しております。その中でどのような対応ができるかを、都城ということでございますので、都市市とできる対応をしてみたいと思っております。

○重松委員 1点だけ、歳出予算説明資料の農政企画課の298ページで、先ほど鳥獣被害防止対策事業費の説明をいただきました。集落での被害対策を行ったり、ジビエの利活用ということで、本議会で私もジビエのことを言わせていただきました。改めてその利活用についてですが、ことし2月にジビエフェアをやっていただいて、県内で三十数店舗のお店が参加されたということでありました。

私も2店舗行かせていただきましたけれど、他県では、スタンプラリーや抽選会をセットでやっているところが多かったので、また次回やる時はそれをやっていただきたい。それからまた他県なんですけども、フェアのときにジビエ料理も結構値段がしますので、仕入れ補助をすることによって料理の値段を下げて、フェアのときだけでもたくさんの方に挑戦していただくことで、ジビエの魅力をアピールしていただけないかなという要望もありまして質問をさせていただきました。あのとき、そこまでは話をしていなかったものですから、改めてお願ひをしておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小倉中山間農業振興室長 ジビエフェアにつきましては、2月いっぱい実施しましたが、テレビや新聞等でもいろいろ取り上げていただきまして、非常にPR効果はあったのかなと考えております。委員のおっしゃるとおり、他県におきましては、アンケートに答えた方に対して抽選で景品を差し上げたりとか、いろんな形で取り組みをされております。

本県では、ことし初めてこういったフェアに取り組んだんですけれども、お店の方やお客さんからアンケート等もとるようにしていただいたので、その結果なりを見させていただいて、また他県の状況等も調べさせていただいて、より効果のある取り組みについて、来年度以降、また取り組んでいきたいと思っております。

また、仕入れ等への補助につきましては、今年度も少量ではございましたけれども、お肉を各お店に送らせていただいて、メニューの検討に役立てていただいたという取り組みをしております。予算の都合等もございますので、どこまでできるかということもございますけれども、来年度に向けて検討、研究をさせていただきたいと思っております。

○重松委員 本当におしくいただきましたし、ほかの食肉よりもビタミンが高かったりとか、そういう機能の表示もされていきましたので、その魅力をしっかりまたアピールしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○二見委員長 ほかありますか。

○高橋委員 11ページの承継モデル構築事業は、経営資源を承継する仕組みづくりのための事業だと思うんですけれども、具体的に現場で承継する農家がいるとしますよね。例えば、農地とかハウスを引き受けるわけだから、農家の人がただでくださればいいけど、その辺の支援を具体的にするわけじゃないんですね。

○徳留農業担い手対策室長 この事業につきましては、例えばハウスでしたら、補修とかに関する支援を県で行うと。資料の事業内容の①のイの経営資源承継モデルの構築という部分で、3分の1以内の支援をしていきたいと思っております。

また、ハウスを移設したいという場合につき

ましても、その経費に関しては支援をしていきたいと思っております。しかしながら、本体につきましては、一応当事者同士でお願いしたいと考えているところです。

○高橋委員 ありがたい事業だなと思いました。移設だから、ハウスを移転することも想定しているわけですね。

となれば、これは県内全域で取り組むことができる事業と受けとめていいわけですね。いろんな情報を交換すれば、宮崎の農家のハウスを日南に持ってきたりとか、そういうことも可能なわけですね。

○徳留農業担い手対策室長 高橋委員のおっしゃるとおりでございます。地域によって、どうしても中古のハウスが少ないという地域もございますので、そういうところの情報を交換しまして、県内広域で展開していきたいと思っております。

○高橋委員 もう一点、右上の2つ目に中古施設等の承継とありますが、この「等」の中には農業機械が入っているのでしょうか。

○徳留農業担い手対策室長 当然、*その機械等も入っております。この承継事業につきましては、先ほどハウスと言いましたけれども、それ以外にも果樹園ですとか、また畜産の畜舎等も対象に考えているところでございます。

○高橋委員 わかりました。施設もそうだけれど、あと農業に必要な農業機械がいろいろネックになっているわけで。昔、農業機械銀行というものもあったけど、あれは兼業農家の方々向けですものね。やっぱり専業農家の方は自前の機械が必要なわけだから、この事業をぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

○濱砂委員 非常にいい取り組みで、前に一般

※112ページに訂正発言あり

質問でも取り上げたんですが、ここに欠けているのが指導者、人なんです。農地は農家の人たちからも相談を受けたりするんですけど、それぞれに環境の違いがあるんですよ。

そこで、経営移譲して承継していくとなると、新たに就農する人たちに何年間か教えないとわからないと。私の知り合いの果樹をやっている人も、かなりの高収入を上げている人なんですけれど、子供が後を継がないから、そろそろ譲らないといけないという話をしていたんですが、これを譲るには、新たに就農する人を一、二年は指導しないと維持できないと。

ハウスもそうなんですよ。ハウスも風向きも違えば、土の質も違いますから。だから、この事業では物と金は何とかなるけれども、人も含めて将来考えていくべきじゃないかなと思うんですが、そこはどうですかね。

○徳留農業担い手対策室長 濱砂委員のおっしゃるとおりでございまして、技術の承継には人が重要だと思っております。私どもは、この事業をやることによって、特に篤農家、レベルの高い農家の周辺にぜひ移設等をやっていたら、できれば産地をより強化していきたいなと考えているところでございます。

○濱砂委員 今は新規就農者の教育をしますよね。トレーニングを1年ぐらいやって、それから就農させる。指導員も1年なり2年のスパンを区切って、1年は最低でもサイクルがありますからやらせるとか何か方法はないものなんですか。ちょっと早目に離農させて、1年間は何かの手当を支払って指導員として指導させる。それは農地に反映させるとか、新たに買い受ける人が将来支払うとか、いろんな面を含めて、JAあたりと協議する必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

○徳留農業担い手対策室長 現在のところ、県内の各JAではトレーニングセンターを持っておりまして、1年ないし2年しっかり技術を学んでもらう取り組みをしております。この事業は、そういうものとしっかり連携し、ハードだけではなくてソフトを充実させていきたいと思っております。

ちなみに、先ほど委員がおっしゃいましたJA職員のレベル向上につきましては、県の普及センター等と一緒に研修等を行っておりまして、レベルアップを図っているところでございます。

○濱砂委員 ちょっとしつこいけれど、JAとか県は、技術的には優秀なんですよ。それよりも、例えば雨がこのくらい降ったときは増水してくる、冬になったらこっちからの風が強くなるとか、そういったものを同時に継承していかないと、自然が相手だから複雑だと思うんです。その辺の、承継者から受け継ぐ人に対しての指導が必要じゃないですかという話なんです。

○牛谷農業経営支援課長 この事業では移設もできますし、承継してくださる方がその場所ですそのまま譲るという場合には、その方に技術指導もいただきながら、その方の農地、ハウスで研修をしながら引き継いでいくことを想定しております。委員のおっしゃいますように、技術を承継させることは、非常に重要だと認識しておりますので、そういうことで取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、公社のアグリファミリー事業の中で、謝礼は大したお金ではないんですけども、新規就農をした方に技術指導を行っていただく篤農家の方を支援する仕組みも持っておりますので、そういうものも活用しながら進めてまいりたいと思っております。

○濱砂委員 よろしくお願ひいたします。

○高橋委員 今、濱砂委員のお話を聞きながらちょっと思ったんですけど、生産物にはいろんな等級をつけたりするじゃないですか。例えば太陽のタマゴとかです。それをつくっている農家には何かライセンスのようなものがあるんですか。宮崎県の農政としてそのような位置づけをされているかなと、そこをまず聞きます。

○日高みやぎきブランド推進室長 そういったライセンスのようなものは、制度的にはございません。

○高橋委員 そうであるならば、改良普及員の方々が指導することも大事なことなだけけれど、やっぱり一番は現場で実際つくっていらっしゃる農家の方に話を聞いて、その物を見るが一番いいと聞いたんですよ。県内の太陽のタマゴの生産者で一番のところに行ったという方に話を聞いたものですから。それは丁寧に話してくれて、もうハウスがすごいと。きれい。極端な話、雑巾がけしたぐらいの施設みたいです。そういうところにライセンスを与えて、気軽にじゃないけれども、ちゃんと事前に申し込んで、視察に行ける仕組みを。もちろんマンゴーだけに限らず、キュウリやピーマンとかいろいろあるでしょう。

学校にはスーパーティーチャーがいるじゃないですか。だから、そういう名前を考えていただいて。もちろんただではいけないから、視察料とか、そういった入り口のところでは皆さん方で何か支援をする。そういったシステムをつくると、この魅力アップ！農業経営資源承継モデル事業もすごくよくなるのかなと思ったものですから、聞いてみました。

○牛谷農業経営支援課長 委員御指摘のとおりに対応が必要だと考えておりまして、県では、県内の篤農家、先進的な技術を積極的に担い手

や新規就農者等に指導していただける方々を農業経営指導士として県知事が任命しておりまして、県内で先進的な農業者87名を任命させていただいております。その方々に新しく入ってこられた方であったり、いろんな悩みをお持ちの方々の相談役になっていただくと。あるいは、ハウスを見せてもらうとか、そういう役目を果たしていただいているところでございます。

○高橋委員 現実にあるわけですね。わかりました。

○二見委員長 ほか、ありませんか。

304ページの真ん中にある卸売市場対策費は説明がなかったんですけども、市場の円滑な運営促進に要する経費として、運営指導費と流通改革加速化事業となっているんですが、これはどういったことに取り組んでいかれるのか御説明いただけますか。

○外山農業連携推進課長 市場法の改正等をにらみながら、市場自体の機能強化を図るために、物流のいろんな一体的な乗り合わせをやったり、あとは、パレットの*パレチゼーションと申しませんが、パレット輸送にシフト化をしたりというようなことに取り組むこととしております。

○二見委員長 市場の現状を考えると、流通が大分変わってきたので非常に厳しいのかなと。宮崎市は、地方の中の核として維持されていくんでしょうけれども、それ以外の地方の市場の流通は、非常に難しくなっているのかなと。地元の都城を見てみますと、鹿児島から物が入ってきたりするんです。

だから、地元の胃袋を満たすために、地元がないものが日南から来るならまだわかるけれども、鹿児島から同じようなものを持ってこないといけないと。別に市場に持ってきているわけ

※111ページに訂正発言あり

ではなくて、向こうの業者が利用する人たちのところにも持ってきているというような、この物流の流れをもう一回考え直さないといけないんじゃないのかなと。今、宮崎としては、大消費地に物を届けていくことに一生懸命なのはわかるんですけども、じゃあ、地元の物の流れとして、本当に地元ちゃんと流通しているのかというようなところを見ていく必要性もあるんじゃないかなと思うんです。

それで、市場の運営の指導とかあるわけなんですけれども、そういったところも視点として含めなければならないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○外山農業連携推進課長 今、小売店のチェーン化、大型化でありましたり、地域の担い手の減少等によって供給量が減少したりということで、地方市場での取扱量が減少しているのは、そのとおりでございます。

この中で、経営体質をしっかり強化していくことが必要でありまして、今回、市場法の改正の要点としても、今までの規制を緩和して、直接取り引きができるような、自由化の方向で緩和をされております。それらをにらみながら、直接各市場が首都圏での商談をやったり、先ほど申しました物流の効率化を図ったりということで支援をしていきたいとも考えております。

○二見委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の審査を終ります。

次に、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の議案の審査を行います。農産園芸課から順次説明を求めます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

農産園芸課の当初予算は、一般会計のみで29億1,256万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

319ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業16億1,000万円でございます。これは、産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が取り組む生産・出荷コストの削減や高収益な作付体系への転換を図るため、園芸ハウスや集出荷貯蔵施設等の整備、農業機械のリース導入などを支援するものでございます。

その下の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業5億833万円でございます。これは、農産物の高品質化、高付加価値化など、産地活動の強化を図るため、国の強い農業づくり交付金を活用し、集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの整備を進めるものでございます。

次に、321ページをお開きください。

上段の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄の3、新規事業「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」1,756万6,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、322ページをお開きください。

2段目の(事項)花き園芸振興対策事業費の説明欄の2、新規事業「伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業」430万9,000円でございます。これは、スイートピーなどの主力品目の省力化による大規模化や、ラナンキュラスなどの振興

品目及びリンドウなどの新規品目における品質向上と新規栽培者や新規就農者を確保・育成しながら、花き産地の拡大と新産地の育成を図るものであります。

次の(事項)果樹農業振興対策事業費の説明欄の1、新規事業「次世代果樹ブランド産地育成支援事業」611万1,000円でございます。これは、新たな果樹ブランド品目を産地化するため、ライチの産地育成に引き続き取り組むとともに、ミカンと栽培時期の異なるレモンなどの有望なかんきつ品目の導入による、新たな果樹複合経営の推進を図るものでございます。

次の(事項)茶業奨励費の説明欄の2、新規事業「需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業」1,257万7,000円でございます。

これは、平野部を中心とした煎茶産地の省力・効率化と集団化の促進、中山間を中心とした釜炒り茶など、ブランド茶種の生産・製造に係る設備等の長寿命化や販促活動の強化を図り、需要の変化に的確に対応できるみやざき茶の生産基盤体制の強化を図るものであります。

それでは、常任委員会資料の13ページをお開きください。

需要に応える宮崎米生産体制整備事業でございます。

本事業は、1の事業の目的・背景にございまずとおり、本県の米需要に対応した新品種や新たな作型、先端技術を活用した高精度・超省力化技術の導入を図り、次世代まで持続可能な水田経営体系の構築を図るものであります。

具体的な事業内容は、右のページで御説明いたします。

上段の現状のとおり、水稻生産の担い手が減少する中、早期・普通期などの主食用米を初め、県内では焼酎原料用の加工用米の需要拡大など、

本県ならではの米需要に対して、これまで以上にその需要に対応した作付や生産性の向上が求められています。

このため、中ほどの取組概要にあります、1の宮崎米需要対応促進事業で、食味ランキング特Aの再取得や、加工・業務用米の供給拡大に向けて、加工用米専用の新品種「宮崎52号」等の導入や安定多収栽培技術の普及等の取り組みを推進します。

また、2の宮崎米生産性アップ事業では、①の次世代型高効率生産体制実証事業において、加工用米とWCS用稲を組み合わせた新たな作型や自動給水装置等の省力技術の実証を行うとともに、②の高効率機械化体系整備事業で、地域の担い手である生産集団等へ密苗システムなどの導入を推進し、省力・低コスト技術の普及を進めてまいります。

本事業の取り組みにより、宮崎米の効率的な生産による水稻生産の規模拡大や所得向上を図ってまいります。

左のページに戻っていただき、2の事業概要にありますとおり、予算額は1,756万6,000円、事業期間は平成33年度までの3年間を予定しております。

本事業の説明は以上でございます。

続きまして、議案第39号「宮崎県主要農作物等種子生産条例」について説明いたします。

条例文は、平成31年度当初分の提出議案書311ページから312ページに記載しておりますが、お手元の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

39ページをお開きください。

初めに、1、条例制定の目的及び背景についてです。

まず、(1)目的でございます。本条例は、主

要農作物等の将来にわたる優良かつ低廉な種子の生産及び安定的な供給を図り、本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を推進するものでございます。

次に、(2)背景でございます。昨年4月1日に主要農作物種子法が廃止されたことに伴い、主要農作物である稲・麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するための県の義務づけが廃止されたところでございます。

生産者及び農業団体等から、将来にわたって安定的な種子の生産体制が維持されるのか不安であるとの意見も伺っておりまして、この不安を解消し、安価で優良な種子を生産者へ安定的に供給することは、主要農作物の高品質・安定生産の観点からも極めて重要でありますことから、本県における主要農作物種子の安定生産・供給に必要な体制を整備するために条例を制定するものでございます。

続いて、2のこれまでの経緯及び今後のスケジュールについてでございます。

表中にございますとおり、昨年5月21日に農業団体等から県議会議長及び知事に対して、条例制定の要請がなされているところでございます。

次に、11月18日に環境農林水産常任委員会に、条例の骨子案を報告させていただいております。

その後、12月5日から1月7日までの約1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。詳細は後ほど御説明させていただきます。

現在、2月議会に議案を提出し、4月1日からの施行で、本常任委員会に御審議をお願いしているところでございます。

続きまして、3のパブリックコメントの概要及び結果でございます。

今回、条例案を検討するに当たりまして、県

民の皆様からの御意見を伺うために、パブリックコメントを実施いたしました。

(1)の実施期間につきましては、12月5日から1月7日までの約1カ月間で、(2)周知方法は、県のホームページ等に掲載し、新聞、テレビ、ラジオ等で周知いたしました。

その結果、(3)の①意見数としましては、21件の御意見を13名の方からいただいております。いずれも条例制定には肯定的な御意見であったと認識しております。

(3)意見の概要としましては、ごらんのとおり、目的の記述内容や追加に関するものなど、7つの分類でそれぞれ記載の件数の御意見がありまして、いただいた御意見への県の対応の考えにつきましては、ホームページ上で公開させていただいております。

次に、次ページの右上、(4)意見の反映状況でございます。

いただいたパブリックコメントの中で、条例案に2件反映させておりますので、御紹介いたします。

(1)目的の表の中央の意見にありますとおり、「県民に対してより公共性の高い目的としてはどうか」といった御意見につきましては、条文、下の4、条例案の(1)目的のとおり、その表現ぶりにつきまして反映させたところでございます。

また、表にお戻りいただき、(2)定義につきまして、「骨子案に使用した生産者という表現が、種子の生産者か、その種子を使用する側の主要農作物の生産者か、どちらかわかりにくい」といった御意見もございました。

表の右側、条例中では、それぞれが区別できるように定義したところでございます。

このほか、「従来どおりの種子生産体制を確保

するために、条例の制定は必要」といった御意見や、種子生産体制の強化などの種子生産に関連した要望など、種子生産の現場からの御意見もあったところでございます。

最後に、4の条例案の主な内容についてでございます。

(1)から(5)の5項目に整理いたしました。関連条項は括弧内に記載しております。

まず、(1)の目的及び定義です。

主要農作物である稲、麦類、大豆に、本県で従来から採種しておりますソバを加え、その品質確保及び安定生産を推進するため、優良な種子を安価で安定的に供給することを目的とします。

続きまして、(2)関係者の責務等についてです。

①の県の責務は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を、関係団体と連携しながら計画的な推進を図るとともに、必要な体制の整備を図ることを明らかにします。

②の採種団体及び指定種子生産者の役割につきましても、種子の生産・供給にかかわるそれぞれの立場で種子の重要性を認識し、その果たすべき役割について明らかにします。

③の生産者の役割です。実際に主要農作物等を栽培する生産者については、種子更新等の県の施策を理解していただき、優良な生産物の供給に努めることを明らかにします。

続きまして、(3)の優良な種子の計画的な生産についてです。

主要農作物等の優良な品種を選定するための試験のほか、種子生産計画の策定、原種・原原種生産、種子生産圃場の指定、審査など県が取り組む具体的な事項について定めます。

さらに、(4)指導等において(3)の内容を

実施するため、県は採種団体及び指定種子生産者に対して、必要な助言・指導等、その他必要な措置を講じることとしております。

最後に、(5)の財政上の措置です。

主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策に必要な財政上の措置について定めます。

以上が条例の主な内容です。

なお、条例附則で、平成31年4月1日に施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○浜田農村計画課長 農村計画課でございます。

歳出予算説明資料の325ページをお開きください。

農村計画課の当初予算額は、一般会計のみで34億2,533万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

327ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)公共工物品質確保強化対策費1,512万3,000円についてであります。

1の公共工物品質確保強化事業1,413万3,000円でありますけれども、これは、公共三部が発注する公共工事について、施工体制監視チームを編成し、工事現場における施工体制の点検などを通じ、公共工事の品質確保を図るものでありまして、宮崎県建設技術推進機構に委託して実施しますが、農政水産部が負担する委託料を計上しております。

次に、その下の(事項)公共農村総合整備対策費2億6,674万4,000円であります。

2の国営造成施設管理体制整備促進事業8,049万6,000円ありますが、これは、国が造成した施設を管理する土地改良区の管理体制の強化を図るため、一ツ瀬川地区ほか6地区へ助成する

ものであります。

3の基幹水利施設管理事業1億2,074万8,000円につきましては、市・町が管理するダムなどの大規模な国営造成施設の管理費の一部を補助し、農業用水の安定供給や農村地域の防災・環境保全等の機能強化を図るため、一ツ瀬川地区ほか3地区で実施するものであります。

次に、328ページをお開きください。

中ほどの(事項)国土調査費12億1,566万1,000円についてであります。これは、1の地籍調査事業により、一筆ごとの土地について、所有者や地番、地目、面積を明確にするものであり、宮崎市ほか16市町村等で実施するものであります。

次に、一番下の(事項)大規模土地改良計画調査費の2,218万円についてであります。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発、推進を行うものであります。

次の329ページ、3の改善事業「畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業」につきましては、後ほど常任委員会資料により説明いたします。

その下の(事項)土地改良事業負担金の11億4,551万3,000円についてであります。これは、都城盆地地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る負担金であります。

次に、(事項)県単土地改良事業費の5,593万円についてであります。これは、農業農村整備計画策定等に要する経費として計上しております。

続きまして、常任委員会資料の15ページをお開きください。

改善事業、畑かんフィールドで広がる！畑作産地育成事業について、御説明いたします。

1の事業の目的・背景にありますとおり、この事業は畑地かんがい施設を活用した大規模畑作の産地化を図るため、活用圃場を周囲に見せる等の展開により、畑かん営農の効果をPRし、超省力型の営農技術の開発・実証等とあわせて、畑作産地をつくり出すものであります。

16ページをごらんください。

具体的には、中段左側の①畑かんフィールド展開事業におきまして、まず、アの畑かんフィールドによる見せる活動の展開では、これまでの実証結果を広く普及させるため、事業実施中の関連事業地区を中心に、既に水を使っている圃場を畑かんフィールドと位置づけまして、散水や生育といった状況について周辺農家に見せる活動を展開してまいります。フィールドには水利用ののぼり旗と看板を設置しまして、周辺農家へ広く畑かん営農のPRをしてまいります。

その下のイ、畑かん効果のPR力の強化では、今年度、各地域で委嘱式を行いました第3期畑かんマイスターによります地域の受益農家への啓発活動を強化するとともに、マイスターの声や散水器具紹介等を記載したパンフレット等による営農情報のPRを強化してまいります。

あわせて、右側の②スマート畑かん営農実証事業において、国のスマート農業加速化実証プロジェクトを活用するものであります。実証グループである農業法人を中心としたコンソーシアムと連携しまして、アのICTとの組み合わせによる超省力型の散水技術の開発・実証やイのドローンセンシングによる営農実態把握を行いまして品目ゾーニングによる農地集積を図り、効率性の高い低コスト散水の推進を行ってまいります。

本事業を行うことにより、畑かんを活用した大規模畑作の産地化を図ってまいりたいと考え

ております。

15ページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございますが、予算額は556万円、事業期間は平成33年度までの3年間を予定しております。

最後に、常任委員会資料の41ページをお開きください。

議案第44号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

42ページをごらんください。

中ほどの表、農村計画課の欄にありますとおり、農業農村整備実施計画策定事業ほか2事業について、市町村負担を予定しておりまして、地方財政法第27条第2項の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

農村計画課は以上でございます。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の331ページをお開きください。

農村整備課の当初予算は、一般会計で144億154万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

333ページをお開きください。

上から5段目の(事項)農業農村振興対策事業費18億125万8,000円については、2の(1)の多面的機能支払交付金につきまして、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。

次に、その下の(事項)公共農村総合整備対策費5億1,837万4,000円については、2の中山間地域総合整備事業につきまして、農業の生産条件等が不利な中山間地域の農業生産基盤と生

活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、五ヶ瀬町の五ヶ瀬地区ほか5地区で、農業用排水路や営農飲雑用水施設などを整備するものであります。

次に、334ページをお開きください。

一番下の(事項)県単土地改良事業費1億9,030万9,000円については、1の県単土地改良事業につきまして、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものであります。

次に、335ページをごらんください。

(事項)公共土地改良事業費42億8,858万3,000円については、1の県営畑地帯総合整備事業につきまして、畑地帯の担い手の育成・強化とともに、多様な営農形態に対応できる力強い産地づくりを図るため、三股町高才第1地区ほか51地区で、畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

一番下の(事項)公共農道整備事業費9億8,721万円については、次の336ページにあります1の県営広域営農団地農道整備事業につきまして、農畜産物の効率的な輸送体系の確立を図るため、延岡市の沿海北部6期地区で広域農道を整備するものであります。

次の(事項)公共農地防災事業費29億1,854万9,000円については、農地や農業用施設の災害を未然に防止するものであります。詳細は後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、337ページをごらんください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費29億5,909万1,000円については、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

中ほどの農村整備課の欄の県営湛水防除事業においては、宮崎市の正蓮寺地区で平成33年度までの工期で排水機場の排水ポンプの製作・据えつけ工事を発注する予定であり、限度額として4億円をお願いしております。

続きまして、常任委員会資料の17ページをお開きください。

公共農地防災事業について御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますように、多発している集中豪雨、今後発生が懸念される南海トラフ地震による農地や農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び県土の保全を図るものです。

2の(5)の事業内容については、①から⑦の7つのメニューで構成しておりますが、そのうち、②のため池等整備事業と⑥の水質保全対策事業について説明します。

右側のページをごらんください。

まず、ため池等整備事業についてであります。

平成30年7月豪雨により、中国・四国地方を中心に32カ所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えております。

写真でお示ししておりますが、10年ほど前にため池が決壊により農地が埋没した事例以降、本県においてはため池が決壊する被害は発生しておりませんが、下流に家屋等があり、決壊した場合に被害が大きいため池を防災重点ため池と位置づけ改修工事を進めております。

なお、防災重点ため池については、現在、全国的に再選定を行っているところでございます。

また、平成30年度からの3カ年は、防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策として、さらに集中的に改修工事を実施することとしております。

次に、水質保全対策事業についてであります。

昨年4月に硫黄山が噴火し、現在でも依然として予断を許さない状況が継続している中、泥水が河川に流入し、長江川水系の河川の水質が悪化し、水稻作付ができない事態が生じている状況でございます。このため、平成30年度から本事業に取り組んでおり、現在、用水路の改修工事を実施しているところで、来年度以降も引き続き水稻作付が困難な地域の解消を図ることとしております。

具体的な事業内容は、長江川にかわる新たな恒久的な用水確保を目的に、①の湧水やため池の既存水源を最大限に活用するための農業用水施設の改修や、②の長江川以外の河川や③の浜川原湧水からの新たな用水確保に取り組むこととしております。

左側のページに戻っていただきまして、2の(1)の予算額は29億1,854万9,000円を計上しております。

最後に、常任委員会資料の41ページをお開きください。

議案第44号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

表の農村整備課の欄にありますとおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの農業農村整備事業において市町村負担を予定しておりまして、土地改良法第91条第6項等の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

農村整備課は以上でございます。

○二見委員長 議案に関する説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○高橋委員 需要に応える宮崎米生産体制整備事業ですけれど、食味ランキングの特Aです。今回は、残念ながらAだったんですけれど、こ

の点数が何点差でだめだったとか、いわゆる審査の内容や詳細はわかるんですか。

○菓子野農産園芸課長 点数について直接は伺っておりませんが、例年、審査結果後、例えば、ことしについては3月中・下旬に穀物検定協会へ訪問させていただきまして、当県の足りなかったところ——評価項目が6項目ほどございますので、どこが足りなかったのかとか、そういった内容について聞き取りをして、来年産に向けてどういった対応をすればよいかを情報収集しております。

○高橋委員 ある書き物を見ると、特AとAの差はほとんどないらしいです。私見ですが、食味というのは個人差があるから、審査員が変われば、ひょっとしたらえびのの米が特Aになっていたかもしれないということがあるんじゃないかと。特AとAの差はほとんどないということを書き物で見たものだから、あんまり悲観する必要がないなと私は思ったりして。ただ、これが全国的にひとり歩きしていて、これで判断しているものだから。一番がっかりされているのはえびのの農家の方々だと思うので、今回予算をしっかりつけられたようですから、ことしこそは頑張っていたいだきたいと思います。

○菓子野農産園芸課長 今回の結果をしっかりと分析しながら、来年産に向けて現場も含めて努力してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○重松委員 関連ですけれども、特Aをとられたところはやっぱり北国、雪国が多いんでしょうか。

○菓子野農産園芸課長 今、手元にエリア別のデータはないんですけれども、御指摘のとおり、米どころの産地が多いと理解しております。例えば、北海道ですと、以前はなかなか良食味の

ものがなかったんですけれども、品種改良で北海道についても特Aをとられております。

○重松委員 わかりました。

あと、特Aをとられたら、その後の取引価格は当然どんと上がるものなんですかね。

○菓子野農産園芸課長 価格がすぐ上がるかどうかより、どちらかというとな取りができるかどうか、特AをとっているほうがPRしやすいので、高く取引されやすいという傾向はあると、いわゆる取引上で有利になるというふうには伺っております。

○重松委員 わかりました。

○濱砂委員 委員会資料15ページの畑かんフィールドで拡がる！畑作産地育成事業は散水なんですけど、何かいい補助金はないものでしょうか。私の個人的な話をすると、畑かん事業でつくった散水施設があるんですけど、いわゆるスプリンクラーがついているんですけど、40年以上たっているからもう老朽化していて、重くてなかなか出ないんです。私のところだけではなく、ほかのところもそうなんですけど、こんなところの更新の助成とか。資料にICTとか低コスト散水とあるんですけど、こういったものを更新していくような手だてはないんですかね。

○酒匂畑かん営農推進室長 一ツ瀬川地区に関しましては、昭和60年に国営事業が完成して、平成8年度に県営事業が完成しているということで、施設自体がかなり古くなってきているというのは承知しております。地域の方々からは施設の更新という話も出ておりますので、国営事業等も更新等の準備等を今進めておりますし、県営事業等につきましては、これから更新等についてまた検討していかなければならないと思っています。

また、散水器具につきましては、いろいろな

補助事業等もあります関係で、共同利用ということで事業等もございますけれども、特に早い時期に実施しました地区につきましては、散水器具自体がセットと申しますか、立ち上がりのスプリンクラー等が恐らく導入されているかと思いますが、セットの組み立てや撤去に非常に手間がかかっている関係で、最近ではスマートレインなどのいわゆる自走式の散水器具なども各地域で導入が図られているということもありますので、その辺の補助事業等を活用して、また導入していただければいいのかなと思っております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。

○高橋委員 県南はあんまり畑かんと縁がないものだから教えていただきたいと思うんですけど、①の畑かんフィールド展開事業の見せる活動の展開というのは、52%という低い利用率だから、今から参加してくださいということなんですよね。実際にもう工事で管は入っていると理解していいんですか。

○酒匂畑かん営農推進室長 工事自体は順次進めてきているわけなんですけれども、給水栓を開いて、いわゆる水を使っていただいている方が少ないと。今、水利用率が県全体で52%程度なんですけれども、畑地帯ということで、いわゆる天水に頼って営農をされている関係で利用率が低いということでございます。

これまでは実施圃を設置しておりまして、スプリンクラーセット等が初期の段階では設置されておりますけれども、作物等がある程度大きくなってくると撤去したりして、いわゆる生育状況が判別しにくいということもあったので、最後まで生育の状況がはっきりわかるように、のぼり旗や看板等を設置して、看板については普及センター等の電話番号とか問い合わせ先を

書いて、農家の方々が疑問に思ったことに対して答えていきたいなと思っているところでございます。

○高橋委員 要するに、あしたから私も水を使いますというときに使えるということですか。あしたから使いますといっても、工事が進んでいないと使えないですよ。その確認なんですけれど。

○酒匂畑かん営農推進室長 工事が終わっている地域ですぐ使えるようになるということでございます。

○高橋委員 水を使えば使用料とかが多分要るんだらうと思うんですけど、そうしたら、今おっしゃたように、工事が完了しているところで利用率が52%という理解でいいですね。

○酒匂畑かん営農推進室長 そのとおりでございます。

○高橋委員 だから、せっかく工事しているんですけど、約半分は利用されていないですよ。これはもったいない話です。この事業でぜひ負担金をとってください。

○酒匂畑かん営農推進室長 水を利用するときには、管理する土地改良区に対して使用料というのが、いわゆる賦課金なんですけれども、そういったものがかかっております。その辺も含めて農家の方々に御理解いただいて、水の利用を促進していきたいと考えております。

○二見委員長 ほかにありませんか。

○高橋委員 39ページの主要農作物等種子生産条例がいよいよ施行になるようですが、宮崎を含めて5道県が、今条例制定の準備をされているようですけれど、中には要綱でつくろうというところがあると。例えば福岡県とかですよ。要綱でつくるところがどのくらいあるものか、もし御存じであれば教えてください。

○菓子野農産園芸課長 東京都だけは種子をつくっていないんですけれども、ほかの県は、廃止されて以降、条例を制定しなかったところについては基本的に要綱で対応しているというふうに伺っております。

○高橋委員 東京は除きますが、条例を制定しないところは全て要綱で対応しているということですね。

○菓子野農産園芸課長 そのように伺っております。

○高橋委員 私は、宮崎県がちゃんとした覚悟を持ってこの条例をつくってくださることを本当にありがたく思っているんですよ。要綱は議会にかける必要がないじゃないですか。行政内部のものですよね。だから、私が一番心配するのは、今、交付税措置はしますよということで附帯決議してあるんだけど、これがいつ交付税に盛り込まれないことになるのかわかりませんよね。でも、宮崎県としては、努力義務ですけど、財政上の措置を条例でしっかり書き込んで、これを議会にちゃんと見せているわけです。だから、覚悟を持って宮崎県の種子を守るんだということで、私は物すごく評価をしているんですよ。ぜひ誇りを持ってください。私も誇りに思います。

○二見委員長 ほかはありませんか。

○野崎副委員長 委員会資料18ページのため池の件なんですけど、形態として改修はわかるんですけど、堆積している土砂とか、災害のときの倒木が一気にたまるとか、そういったものも事業には入っているんですか。

○盛永農村整備課長 先ほど御説明しましたため池の整備に関しては、堤体や洪水吐、取水施設等の改修をする予定で御説明いたしました。水路等に堆積した土砂や災害等による倒木につ

いては、通常の維持管理の範疇に入るものについては地元でやっていただきますし、あと、多面とかの交付金事業で取り組んでおられるところは、そういった予算を使いながら実施していただいております。今御説明したものは、基本的にため池本体の改修等を実施するものになります。

○野崎副委員長 これも事業とは関係ないかもしれませんが、河川に受益者がいない昔つくった頭首工が残っていると思うんですけど、あれはずっとあのままなんですか。老朽化して河川にそのままあるんですけど。受益者がなくてそのままになっている頭首工の扱いはどうなるんですかね。

○盛永農村整備課長 農業用の施設として河川等に設置されている施設で、現に使用されていないものにつきましては、河川管理者から撤去なりをするように施工命令のようなものが出ることもございます。そのようなものを受けて補助事業を使って撤去することも可能ですので、地元や市町村の方と御相談しながら、その施設がどのようなものであるかというのを見きわめながら今後検討させていただければと思っております。

○外山農業連携推進課長 済みません。先ほどの委員長からの御質問の答弁を訂正させていただきたいと思っております。

歳出予算説明資料304ページのみやざき市場流通改革加速化事業でございますが、私、パレチゼーション等の支援を行うと申しましたけれども、これは、先日の補正の常任委員会で、それらの事業が国の直接採択事業に変更となったために減額をお願いしたところでございます。今回の90万1,000円は卸売市場等が行います販路開拓支援に限って取り扱うものでございます。

申しわけございません。

○二見委員長 効果を期待しています。

○徳留農業担い手対策室長 先ほど高橋委員から質問がございました点について訂正いたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業ですが、資料の右側のポンチ絵の丸の2つ目の中古施設等のところで、機械が対象になっていると答えたんですけれども、これにつきましては附帯施設、例えば、ハウスの暖房機などということで、トラクター等は対象に考えておりません。

○二見委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、農産園芸課、農村計画課、農村整備課の審査を終了いたします。

再開は午後1時5分とします。暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時4分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の議案の審査を行います。

水産政策課から順次説明を求めます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の339ページをお開きください。

水産政策課の当初予算額は、一般会計で17億7,013万6,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で2億4,676万4,000円、合計で20億1,690万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたしま

す。

342ページをお開きください。

上段の(事項)水産金融対策費の説明欄の1、漁業近代化資金利子補給金7,493万9,000円でございますが、これは漁船建造や機器整備など資金貸し付けにおける利子補給金でございます。

(1) 漁業近代化資金利子補給金が法定の利子補給分で融資枠が12億円であり、このうち8億円分につきましては経営転換等の条件に合致するものについて、(5)の未来みやざき漁業推進資金で県単の上乗せ利子補給を行うものであります。

(2) から(4)までの3つの資金は、過去の貸し付け分の利子補給でございます。

次に、下段の(事項)資源管理対策費の説明欄3の改善事業「水産多面的機能発揮対策事業」484万8,000円でございますが、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援し、水産資源の増大による漁業生産の増加、漁村の活性化を図ることとしております。

説明欄4のうなぎ資源持続的利用対策事業5,821万3,000円でございますが、近年のシラスウナギ採捕数量の減少や国際的な取引規制が懸念されるなど、厳しい状況が続く中、適正流通や密猟防止対策に取り組み、全国第3位という本県養鰻業の持続的な養殖体制を構築するものでございます。

次に、343ページをごらんください。

中段の(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄の1、新規事業「MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、説明欄の2、漁業経営安定対策資金3億円でございますが、これは燃油価格等の高騰

に備えた国の漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進を目的に、信漁連が実施する無利子貸付事業を支援するため、必要な原資の一部を貸し付けるものでございます。

次に、344ページをお開きください。

下段の(事項)水産業試験費2億8,573万円でございますが、これは水産試験場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の管理や漁場の予測、さらには水産物の品質向上の技術開発など、漁業・養殖業の収益性の向上に資する課題に取り組むこととしております。

次に、346ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計2億4,676万4,000円でございますが、これは経営改善や新規着業に必要な資金を無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は説明欄の1にありますとおり2億4,581万6,000円をお願いいたしております。

次に、新規・重点事業について御説明いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

MIYAZAKI CAVIAR世界ブランド確立支援事業でございます。

1の事業目的・背景にありますとおり、本事業では海外を中心とした販路拡大による宮崎キャビアのブランド確立を支援するとともに、優良種苗の安定供給や新魚種の量産化技術の開発を行い、本県キャビア産業の持続的な成長産業化を図ることとしております。

事業の内容につきましては、20ページで説明いたします。

上のこれまでの取組及び計画にありますように、これまでの生産少量期の第Ⅰステージでは、各取り組みごとに基盤となる体制整備を重点的に進めてきましたが、生産拡大期を第Ⅱステー

ジと位置づけ、今後、輸出拡大を推し進めることによって、世界ブランドの構築・確立を図りたいと考えております。

そこで、今後の課題として、販売体制では急増する生産量や低価格の中国産キャビアへの対応や海外における営業力強化、長期保存技術の確立が挙げられます。

次に、養殖体制につきましては、養殖リスク・コストの削減や生産工程管理の徹底が求められています。

さらに、種苗生産では、現在の主力となっているシロチョウザメは成熟期間が長くコストがかかるため、成熟期間の短い魚種やより世界的な評価が高い魚種へのシフトが必要と考えております。

このため、事業内容にありますとおり、世界ブランド確立事業では、世界での認知度向上や販売強化を図るため、世界3大展示会や国際品評会への出展、有力市場であるアメリカを中心に高級レストランへの販路開拓、拡大を行います。

また、養殖魚を傷つけない抱卵検査、簡易技術の実証等を行うことによってリスクやコスト削減を図り、養殖場の輸出体制の強化を図ります。

次に優良種苗安定供給事業では、種苗生産の効率化のために飼育水温を低下させる機器を整備するとともに、成熟の早いシベリアチョウザメや国際的に評価の高いロシアチョウザメの完全養殖技術を確立し、優良種苗の安定供給を行います。

これらの取り組みにより、世界におけるMIYAZAKI CAVIARのブランドを確立し、チョウザメ産業の持続的な成長産業化の促進を図りたいと考えております。

左の19ページにお戻りください。

2の事業の概要ですが、予算額は1,342万5,000円で、事業期間は平成33年度までの3カ年を予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

上から3番目の欄の水産政策課にありますとおり、平成31年度漁業近代化資金等、2つの資金に係る利子補給につきまして、期間及びその限度額を設定するものでございます。

次に、委員会資料の30ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の使用料の名称は、宮崎県水産試験場水産物加工指導センター使用料でございます。

2の改正の理由でございますが、平成31年10月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴うものであります。

3の改正の内容でございますが、表の右の欄の改正後使用料のとおりです。

4の施行期日は、平成31年10月1日としております。

水産政策課からは、以上でございます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の347ページをお開きください。

漁村振興課の平成31年度当初予算額につきましては、一般会計のみで42億7,392万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

349ページをお開きください。

下から2番目の(事項)内水面漁業振興対策

費、説明欄1の河川放流委託事業8,974万4,000円でございます。本事業では、アユやヤマメ等の稚魚の放流を実施し、河川の魚類資源維持を図るものであります。

次に、説明欄2の特定疾病対策事業1億3,813万9,000円でございますが、これはコイヘルペスウイルス病などの特定疾病発生時における死亡魚の回収等に要する経費でございます。

その下の(事項)栽培漁業定着化促進事業費でございますが、350ページをお開きください。

説明欄3の新規事業「みやぎきの養殖成長産業化プロジェクト」771万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、説明欄4の改善事業「優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業」723万4,000円でございますが、本事業ではカンパチ養殖の経営安定化のため、価格が安く成長等に優れた大型の人工種苗を生産し、県内養殖業者への安定的な供給体制を確立するため、種苗生産機関であります一般財団法人宮崎県水産振興協会が行う取り組みを支援するものであります。

その下の(事項)漁業生産担い手育成事業費、説明欄4の新規事業「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」348万4,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費3億9,398万4,000円でございます。これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、関係団体が実施する共同利用施設の整備に対して宇宙航空研究開発機構の負担金をもとに補助するものであります。

351ページをごらんください。

2番目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費3億1,500万円でございます。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復のために

実施する漁場整備に要する経費でございますが、平成31年度は日向灘海域において安定的な漁獲や燃油等のコスト削減を図るため、浮魚礁を用いた漁場整備を行うほか、水産環境整備マスタープランに基づき、基礎生産力の向上や資源回復を目的とした藻場や増殖場の整備等を行うこととしております。

352ページをお開きください。

一番下の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費24億2,877万7,000円でございます。これは、漁港の安全性を確保するとともに漁業生産基盤としての機能向上を図るために漁港整備を行う事業であります。説明欄2の水産物供給基盤機能保全事業では、野島漁港ほか6港において機能保全計画に基づく改良や補修等を実施し、漁港施設の長寿命化を図るものであります。

354ページをお開きください。

(事項)漁港災害復旧事業費1億7,422万8,000円、その下の(事項)水産施設災害復旧事業費6,859万4,000円でございますが、これらの事業費につきましては、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事に要する経費をそれぞれ計上しております。

続きまして、平成31年度の新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

新規事業、みやぎの養殖成長産業化プロジェクトでございます。

まず、事業の目的・背景ですが、本事業は成長産業化が見込まれる海面養殖業の収益性向上に向け、従来よりも早い時期に成長等に優れた人工種苗の生産に着手することで、生産コストの削減等による養殖経営の基盤強化を図るものでございます。

右のページをごらんください。

具体的には、資料中段の事業内容にありますとおり、マダイ及びカワハギの採卵時期を調整して、従来よりも早い時期に種苗を生産し養殖業者に供給するとともに、飼育試験を行い、成長や体形がすぐれているかといった種苗性の評価を行う取り組みへの支援などを実施してまいります。

見込まれる効果といたしまして、養殖期間が二、三カ月短縮されることで、例えばマダイにつきましては生産原価の16%削減、カワハギにつきましては生産原価の25%削減が見込まれます。

また、需要が高いサイズを品薄時期である夏前に出荷することで有利販売も見込まれます。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は771万円、事業期間は平成32年までの2年間でございます。

次に、23ページをお開きください。

新規事業、沿岸漁業経営資源承継円滑化事業でございます。

まず、事業の目的・背景ですが、本事業では沿岸漁業の担い手確保のために、中古漁船や漁具等を就業希望者に円滑に承継するための仕組みづくりを行います。

具体的な内容については右のページで御説明いたします。中段の沿岸漁業の担い手確保対策の取組をごらんください。

上段が「現在の取組」、下段が「新たな取組」になります。

上段に地域担い手協議会とありますが、これは本年度設置し、各地域の課題である就業希望者の掘り起こしやベテラン漁業者による新規就業者への漁労技術指導等のフォローアップを行っております。

本事業では、下段の新たな取組と記載してい

る太枠の部分になりますが、課題である漁船・漁具の円滑な承継の仕組みづくりと初期投資の軽減に対応するものです。

本県の漁業担い手対策の中心的役割を担う公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構に承継コーディネーターを設置し、中古漁船や漁具情報のデータベース化、新規就業者等とのマッチングを行います。加えて、漁船や漁具の導入経費の一部を助成し、本事業及び既定事業の取り組みによりまして、漁労技術等の無形資源と漁船・漁具等の有形資源の一体的な承継により、沿岸漁業の担い手確保・育成を円滑に推進してまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は348万4,000円、事業期間は平成33年度までの3年間でございます。

次に、31ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

1の使用料の名称は高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室等使用料でございます。

2の改正の理由であります、10月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴うものでございます。

3の改正内容であります、表の右側の改正後使用料のとおりでございます。

4の施行期日は、平成31年10月1日でございます。

35ページをお開きください。

議案第22号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由であります、宮崎県漁港管理条例に規定する使用料及び占用料の一部について、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い改正するものでございます。

2の改正の内容であります、表の右の欄の改正後のとおりでございます。

右のページをごらんください。

一番下の3の施行期日は、平成31年10月1日でございます。

最後に、41ページをお開きください。

議案第44号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

次の42ページをごらんください。

一番下の漁村振興課の欄で、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定等によりまして議会の議決に付するものであります。この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市や町の意見をお聞きし、その結果、異論がない旨の回答を得たものであります。なお、負担金の割合は事業費の*10分の10としております。

漁村振興課は、以上であります。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の355ページをお開きください。

当課の平成31年度当初予算は、一般会計で53億8,038万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして、御説明いたします。

358ページをお開きください。

下から2段目の(事項)畜産団地整備育成事業費の1、畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業30億円につきましては、TPP11等の発効に対応して畜産の収益性の向上と生産基盤を強化するために、地域の中心的な経営体が行う牛・豚・鶏の施設整備等を支援す

※120ページに訂正発言あり

るものであります。

次に、一番下の(事項)肉用牛改良対策費の1、宮崎県肉用牛改良総合対策事業1億7,490万7,000円についてであります。

この事業は、宮崎県家畜改良事業団で飼養し、県内の農家に和牛の精液ストローを供給している種雄牛につきまして、時代のニーズを捉えた能力の高い優秀な種雄牛の造成や、その種雄牛造成に必要な高能力雌牛の保留などの改良対策を総合的に実施するものであります。

次に、359ページをごらんください。

一番上から2行目、4の新規事業「2022全国和牛能力共進会対策事業」820万3,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、上から3段目の(事項)酪農振興対策費の4、改善事業「次代につなぐ宮崎型酪農強化支援事業」1,307万5,000円につきましては、県内の酪農家が後継牛の育成管理を宮崎県酪農公社に預託する際の預託料の一部助成や、牛群検定による乳用牛の能力向上のための支援を行うことにより、競争力の高い酪農経営体を育成し、本県酪農の振興を図るものであります。

次に、(事項)養豚振興対策費の2、改善事業「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業」588万8,000円につきましては、宮崎ブランドポークの肉質分析や官能評価でおいしさを数値化し、消費者の認知度向上とイベントや商談会等による県内外への販路拡大を図るものであります。

次に、360ページをごらんください。

上から3段目の(事項)食肉鶏卵流通対策費の1の改善事業「日本一宮崎牛」による販売促進総合対策事業」2,184万2,000円につきましては、よりよき宮崎牛づくり対策協議会等が実施

する日本一の宮崎牛を旗印にした国内でのPR活動や都市圏での集中プロモーションに加え、EUなど新規開拓国を初めとする輸出国での販売促進対策を実施することによりまして、宮崎牛のさらなる認知度向上と消費拡大を図るものであります。

それでは、別冊の常任委員会資料の25ページをお開きください。

2022全国和牛能力共進会対策事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、第12回全共は、2022年10月に鹿児島県で開催予定であり、生産農家や関係機関が「チーム宮崎」として一丸となり、改めて日本一を達成し、宮崎牛のさらなる発展を目指すものであります。

具体的な内容につきましては、右のページをごらんください。

まず、資料上段にありますとおり、全共につきましては、官民一体となった取り組みによりまして、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど大きな成果を上げてまいりました。

宮城県で開催された11回大会に比べまして、輸送の負担は軽減されますけれども、強敵ぞろいの九州での開催であること、また、出品区の変更や他県における出品技術や改良技術の向上などによりまして、これまでにない厳しい戦いが予想されております。

そこで、下のフロー図にありますとおり、鹿児島全共に向けては、計画的に準備を進めていく必要がありますので、今後、生産者を中心に、市町村や関係団体とも連携しながら、出品条件の変更等に的確に対応するために受精卵移植技術を活用するなどして、効率的に優れた出品候補牛を選定するための準備を進め、第12回大会においても、日本一のブランド宮崎牛のさらなる発展を目指して、積極的に取り組んでまいり

たいと考えております。

左のページにお戻りいただき、2の事業の概要であります。予算額は820万3,000円、事業期間は、34年度までの4年間を予定しております。

続きまして、債務負担行為についてであります。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

一番下ですけれども、畜産振興課は2点ございます。1つ目は、平成31年度に金融機関が宮崎県農業振興公社に畜産公共事業の資金を融通したことによって損害を受けた場合の損失補償、それから、2つ目は、平成31年度における畜産特別資金融通助成事業の利子補給につきまして、期間及びその限度額を設定するものであります。

次に、常任委員会資料の32ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回改正する手数料は、受精卵性判別手数料でございます。

これは、畜産試験場におきまして実施しておりました受精卵の性判別検査に係る手数料でございます。受精卵の性判別は、雌を生ませたい乳用牛で利用されており、判別した結果、雌であれば8,000円、雄であれば4,000円を徴収していたものでございますけれども、高精度で選別可能な性判別精液が平成19年ごろから普及したことによりまして、平成21年度以降、受精卵の性判別検査依頼の実績がなく、今後の需要も見込まれないことから削除するものでございます。

施行日は、平成31年4月1日となっております。

最後に、決算特別委員会指摘要望事項の対応状況についてであります。別冊の決算特別委員

会の指摘要望事項に係る対応状況の12ページをごらんください。

⑬の「宮崎ブランドポークについて、みやざきブランドの明確なイメージを確立し、丁寧な戦略を組み立てて各事業を展開すること」についてであります。

宮崎ブランドポークは、飼料や飼養方法等に特徴のある16の個別銘柄を含め、農場の管理基準や食肉処理場の衛生基準などの要件を満たした豚肉がブランドして認定されており、消費者や市場ニーズに対応できるバラエティ豊かな豚肉として販売されております。

しかしながら、この取り組みは、1銘柄1ブランドという一般的なブランドの概念とは異なることや銘柄ごとの生産量も異なることから、消費者までブランドのイメージがまだ十分に浸透していない状況にあります。

このため、安全・安心でおいしい豚肉という宮崎ブランドポークのブランドイメージと、それぞれの銘柄豚の特長を明確にした販売促進の取り組みなどにより、消費者への浸透を図り、販路拡大につなげていこうと考えております。そのため、来年度当初予算案におきまして、宮崎ブランドポーク普及促進協議会が行う、肉質分析や官能評価によって数値化し、宮崎ブランドポークのおいしさの見える化や、それぞれの銘柄の特長を生かした商談等による契約取引の推進、指定店の拡大、またターゲットを明確にした各種フェア開催やPR等によりまして、認知度向上や販路・消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

畜産振興課は、以上であります。

○三浦家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の363ページをお開

きください。

当課の平成31年度当初予算は、一般会計で4億1,902万6,000円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

365ページをお開きください。

まず、上から5行目の(事項)家畜防疫対策費の下の説明欄の3、家畜防疫体制整備事業についてであります。高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、迅速な防疫措置を実施するために必要な経費をあらかじめ措置するものであります。

次に、5、次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業であります。これは、農場巡回指導や動力噴霧器などの防疫資材の導入支援によりまして、農場防疫の強化に取り組むとともに、防疫対応の基礎となる農場情報につきまして、新規就農や廃業、あるいは飼養頭数の増減等のデータベースを毎年更新することで、万一の発生に対する備えを整備するものでございます。

6の改善事業「全国のモデルとなる家畜防疫対策事業」につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

一番下の(事項)家畜衛生技術指導事業費の4、畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業につきましては、家畜防疫や農場の衛生指導に従事する家畜保健衛生所等の県職員獣医師の安定的な確保のために、修学資金の貸与や大学の就職説明会での勧誘等を行うものでございます。

それでは、別冊の常任委員会資料の27ページをお開きください。

全国のモデルとなる家畜防疫対策事業についてであります。

この事業は、1、事業の目的・背景にありますとおり、口蹄疫を初めとする家畜伝染病を防

止するために、水際防疫と地域防疫のさらなる徹底を図るとともに、口蹄疫埋却地の利活用、口蹄疫を忘れないための情報発信等を行い、全国のモデルとなる防疫体制の維持・強化を図るものであります。

右側のポンチ絵をごらんください。

具体的には、上段に示しておりますような、近隣諸国での家畜伝染病の継続発生や、訪日外国人の増加に対しまして、資料下段にありますとおり、水際防疫や地域防疫体制の充実のために、多言語表示チラシによる啓発、あるいは水際施設等での靴底消毒、地域の自営防疫組織が取り組む農場巡回消毒等に対する支援等を引き続き行ってまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は2,192万6,000円、事業期間は33年度までの3カ年です。

次に、同じ資料の33ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の使用料の名称は、家畜検査手数料でございますが、これは、家畜伝染病予防法に基づき、県が実施する家畜の検査に係る手数料でございます。

中ほどの別表2の区分に示しております、その他の疾病の手数料につきましては、家畜共済診療点数表に基づき定めております。この診療点数表を規定した根拠法令が、農業災害補償法の施行規則から、農業保険法の施行規則になったことに伴う改正でございます。

施行期日は、公布の日からとなりますが、今回の改正で検査手数料の金額の変更はございません。

家畜防疫対策課は、以上でございます。

○二見委員長 議案に関する説明が終了しまし

た。委員の皆様からの質疑はありませんか。

○外山漁村振興課長 先ほどの議案第44号の負担金徴収の説明について誤りがありましたので訂正させていただきます。

42ページが一番下、漁村振興課の欄、市町村負担金の事業費の100分の10というところを、先ほど10分の10と説明しておりましたので訂正させていただきます。

○二見委員長 質疑はありませんか。

○高橋委員 予算説明資料349ページの内水面漁業振興対策費でちょっと教えてください。説明欄1の河川放流委託事業で、九州電力から10分の10出ているというのはどういうことですか、説明をお願いします。

○外山漁村振興課長 この九電補償費といいますが、昭和29年度に県と九州電力がダムを建設するに当たり、その補償として、県が魚類を放流するというので契約を結んだものであります。これを、5年ごとに改定しておりますけれども、今回、魚類の単価等が上昇したことによりまして増額しております。

○高橋委員 5年ごとに改定することになっているわけですね。

○外山漁村振興課長 そのとおりでございます。

○高橋委員 九州電力からいただけるお金というのは、県が事業をやめない限りずっと出してくださいということですか。

○外山漁村振興課長 この対象となる河川は、ダムがある河川ということで、県内では5大河川に限られております。

○高橋委員 351ページのロケットの打ち上げというのは、種子島のロケットのことですよね。延岡地区まで入るんだなと思ったんですけど。

○外山漁村振興課長 この種子島の事業につきましては、本県のマグロ船とかカツオ船とか一

本釣り船が、過去に種子島周辺で操業しておられて、ロケットの発射場ができました昭和43年以降に対象となっているものであります。

○高橋委員 所属が延岡ということですね。了解です。

○西村委員 350ページの漁業生産担い手育成事業費に、新規漁業就業者の確保・定着化のための事業が幾つかあって、新規で漁業に就業される方の支援は、ほかの事業でもあると思うんですけれども、今、漁業の現場も、特に遠洋なんかは外国人頼みのところが非常に強いと思うんですが、そういう外国人のリクルート対策がここにも含まれているのか。あと一方では、今の日本人の若い子たちが入ってもとても長続きしない職場環境に対して、どう指導をしていくかということもあると思います。どうしても、船主がいて、そこに新しい方が入っていくのが、なかなか難しいと。いい意味ではアットホームかもしれませんが、悪い意味では、そのルールに従わなければ長続きしないという現状も聞いているものですから、その2つの点を教えていただきたいと思います。

○外山漁村振興課長 まず、最初の外国人労働者に関してでございます。本県は、マグロ船を主体に、外国人の労働者がもう既に入っております。これとは別に、技能実習生が*240名程度、現在就業されております。技能実習生の方につきましては、カツオ船、マグロ船、巻き網、そして、定置網で就業されておまして、確かに、漁業現場では、従業員の方がなかなか入ってこないということで、外国人のリクルート関係につきましては、漁協が主体になり、技能実習生への移行ということで支援を行っている状況です。

※次ページに訂正発言あり

もう一点、漁業に入る若い方がなかなか少ないと。どう指導していけばいいかという点がありますけれども、その点につきましても、350ページの(事項)漁業生産担い手育成事業費の3に地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業という事業がありますけれども、この中で、本年度、各県内地域に漁業担い手協議会を設置しております。今、4地域設定しております、その中で漁業の指導の中心となる方を選定しております。その方が、漁業新規就業者を指導していく体制を今年度からつくっております。

○西村委員 その体制はわかりました。これから外国人の労働者がますます貴重な労働資源になっていくかもしれませんし、また、外国人がいるからもう日本人はいいかという風潮になっていくと、これはもう漁業全体が長続きしない産業になってしまいますので、外国人だけに頼っていくのもいかなものかなと思って質問させていただきました。

もう一点は、今の船主さんとか漁協さんが、昔ながらのという言い方は悪いんですが、自分の船ではこういうやり方だというのが非常に強過ぎて、言い方が適切かわかりませんが、現代風ではないような、罵声を浴びせるとか、船に乗ってしえは24時間休むのも仕事というぐらいの管理をされていると聞いているんです。それはもう漁業の宿命としてしょうがないと聞いているんですが、そういう働き方だと、なかなか後継者は育っていかないんじゃないかなと思ひまして。船主さんたちを集めて、言葉使いは気をつけましょうじゃないけれど、そういう指導であったり、これから、未来の漁業のためには、今の若い人たちをうまく育てていきましようとか、賃金もしっかりと支払っていきましようみたいな指導が同時に必要じゃないかなと

思って質問させていただきました。

そういう予算が、先ほどの3の事業の中に入っているのかどうかわかりませんが、それぞれの漁協でやっているのかもわからないものですから。何か漁業者の方というのは、荒っぽいイメージがどうしてもあるものですから、今の時代、そういうことを言っていたら、もうパワハラに当たりますみたいな、何かしらペナルティがありますよとか、そういうものがあるかどうか我々はわからないので、そういうことも行政が指導をしていくべきではないかなと。漁業を次の時代につなぐために必要じゃないかなと思います。その辺は、行政として指導をしているんでしょうか。

○外山漁村振興課長 漁業者の指導の現場で厳しい言葉があることは聞いております。確かに、これからはそういう形ではなかなか就業者の方もついてくれないと考えております。

そのために、地域協議会として、漁協を中心として市町村、県と関係者の方々の組織を今年度立ち上げておりますので、その中で、そういう厳しい指導では、今後は難しいんだというようなことも含めて、会議の中で協議をしてまいりたいと思います。

もう1点、賃金関係のことなんですけれども、外国人の技能実習生につきましては、国と海員組合と技能実習生との最低賃金の協定書ができておりまして、それを遵守するようという指導がなされておりますので、今後は賃金面での改善も進んでいくものと考えております。

また、先ほど、技能実習生の人数を240名と申し上げましたけれども、現在260名ということで訂正させていただきます。

○二見委員長 ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時53分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了しました。

これから総括質疑を行います。農政水産部全般について、質疑はありませんか。

○西村委員 先ほど質問したような水産分野、もちろん農業分野、当然林業もなんですけれども、今、過疎地域を支えてきた一次産業が非常に厳しい状態にあって、それが人口減少、人口流出につながっていると思いますが、毎年これだけの予算をかけていて、その成果はなかなか見えづらいというか、もしかしたら、この予算がなければもっとひどい状態になっているかもしれないと思うんですけれども。

今回もそれぞれの分野で担い手対策があるんですが、これで何人入ったと喜んでいても、実は定着していなかったりとか、実は補助金がなくなると同時に生活できないような状態になるとか、そういうことがないようにしっかりフォローしていく、事業の効果としてとっていくことが重要であると思います。

先ほど言ったように、外国人労働者にいい意味で助けてもらいながら、かといって頼り過ぎないようなやり方を見つけていかないと、ただでさえ労働力不足の中で、さらに輪をかけて一次産業離れというものに対して厳しいものがあるなど。ほかの産業でさえ人が足りないのに、一次産業は技能も必要だし、その技能に対する見返りもそんなに高くない現状でありますから、

ぜひ、たくさんの担い手への支援というものがありましたので、今回、それがしっかりと定着できるようなフォロー、支援をお願いしたいと思いますが、部長のお気持ちをお伺いしたいと思います。

○中田農政水産部長 本当に西村委員のおっしゃるとおりだと思います。今、本格的な人口減少社会になって、こんなに急激に人手不足、労働力不足が顕在化してくるとは、多分誰も想像していなかったのではないかなと思っております。本県の場合、特に中山間地域を中心に人手不足が非常に顕在化してきていると考えています。

中山間地域を守っていくというのは、口で言うのは簡単なんですけれども、なかなか難しい。一つは、要するに雇用の場をいかにつくっていくか、それぞれ所得をいかに確保していくかということに尽きるんだと思います。そういう中で、新規の就業者の確保はもちろん大事なんですけれども、きょう、中山間地域の事業の中でありましたけれど、今いる人たちも高齢化が進んできて人数が減ってきている。そういう中で、地域なり産業をどうやって守っていくかを考えていかないといけないと思っています。

そのためには、分業化というか、受託組織の育成もそうですし、あと、作業の効率化、これがスマート農業につながってくるのかもしれないかもしれませんが、そういう取り組みをいかにいち早く取り込んでいくかが非常に大事なのかなと思っています。

所得向上という観点で言えば、重松委員からジビエの話が出ましたけれど、最近、西米良村にも新しい加工施設ができて、今度、美郷町にもできます。そういった取り組みが所得向上対策として大事でありますし、あと畜産です。

畜産は比較的中山間地域でも取り組みやすい産業です。もちろん畜産だけでは難しいのかもしれませんが、複合経営でやっていくというような取り組みをやっていかないといけないだろうなと思っています。

あと、県全体の問題としては、農業と水産業の事業承継のための事業を出しておりますけれども、商工分野でも今、事業承継の問題が大きな課題になっています。だから、後継者であったり、第三者というのものもあるかもしれません。そういう人に引き継ぐような仕組みを早くつくっていかないと、なかなか今の農業というのは維持できないのかなということで、今回提案をさせていただいております。そういう仕組みづくりを、県だけではなくて、JAや市町村、農業委員会もそうですけれども、一緒になって取り組んでいくことが、これからの取り組みとして、私は非常に大事なのかなと考えています。

人口減少は、なかなかとめられないことだと思いますけれども、できるだけ減少幅を少なくして、その中でいかに産業を維持していくかを、いろんな方策を取り入れながら取り組んでいく必要があると思います。

それは外国人の活用というのももちろんありますけれども、まずは今いる人たちをいかに活用するか、いかに残ってもらうかという取り組みをやった上で、外国人の活用というのも避けて通れませんけれども、そのあたりの受入体制も、農業だけではなく、県全体としてしっかりと考えていく必要があるのかなと考えております。

○西村委員 もう1点、こういう事業があつて、一次産業はかなり手厚く事業が組まれていて、細かなサービスがやられていると思うんです。

先ほど農政企画課長が言ったとおり、そのサ

ービスを知らない農家の方にいかにアプローチしていくかも重要だと思いますし、知っている農家がうまくいって、知らない農家がだめになっていくことがないような周知のやり方についても、地域の農協であったり、農業組織と一緒にやっていただきたいと思います。

これは要望ですけれども、せっかく大きな事業費を組んでやっていますから、これを生かさない手はないと思います。この使い道に関しては、今後決算等でしっかり使われたかどうか、我々もしっかり目を光らせていかなければならないと思いますが、しっかり使ってもらって、事業費を使ったことで、さらなる発展につながるような、効果的なやり方というのをお願いをしたいと思います。

○高橋委員 後継者というところで。私、山間部を回っていて、繁殖農家をやめるといふ人に出会ったんです。今いいじゃないですか。今いいから頑張ったらどうですかと言ったら、きついとおっしゃいます。高齢で後継者がいないと。

今朝の日経でしたけれど、全部読んでいないから詳しくは御説明できませんが、発情とか、そういったものをコンピューターでわかるようなシステムを一度説明していただきました。

それがどこまで今、現場に来ているのか。もし、それが動いているのであれば、急いで現場にしっかりとノウハウを伝えないと、生き物だから、ある意味24時間対応です。休みがない。だから、きついとおっしゃっていました。その辺の現状はどうでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 畜産、特に繁殖の作業の中で一番重要なことは、繁殖であれば妊娠をさせて子牛を産ませる。それで収入を得られるわけですので、妊娠をさせないことには収益が上がらないということで、そこが一番重要であ

ります。

それについては、牛の歩数が発情のときが多くなるということで、そういうのを万歩計みたいな形で発信したものを受信して、それを農家さんに知らせる牛歩システムというものもありますし、あと牛温恵とか、いろいろ商品が出ております。

補助事業等もありますので、そういったものを活用していただいて、しっかり生産効率を上げる。要は牛舎にずっといなくても発情がわかるとか、そういったものについてはいろいろ事例などもありますので、そういうものをいろいろ紹介しながら進めております。

また、今、畜産試験場でも画像の技術を使って、例えば分娩を予測したりとか、要は分娩の際に事故があつて子牛が死んでしまえば収益が上がらないわけですので、夜中の分娩の際にずっとついていなくても、分娩が近づいたというのを携帯に知らせてくれるような仕組みもあります。そういったものをいろいろ周知しながら効率を上げていきたいと思っていますところ。

○高橋委員 繁殖農家が減っていけば、いわゆる供給が少なくなって、結局、子牛の値段が上がってしまって、肥育農家にまた負担がいくという悪循環になってしまうわけだから。

だから、今説明いただいたように、農家の負担を軽減する、そういった手だてをしっかりと今からやっていただくと、私が会った人も何とかまだあと数年はできると思います。まだ70歳そこそこなので。

○谷之木畜産振興課長 今、委員のおっしゃったように、後継者のいない方もいらっしゃいますけれども、そういった農家さんに1年でも長く養っていただくために、これは楽だなということ認識していただけるような研修の場とか、

そういったものを含めて周知して、広めていきたいと思っております。

○大久津畜産新生推進局長 ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、先ほどのICTとかスマート畜産といった形での効率的な生産も大事だと思いますが、現状では、牛飼いとありますと365日生活を拘束されるということで、その中で一番大事なことは、今、農協さんたちもやっておりますキャトルセンターやマザーファームといったところで分業化をして、農家さんの育成期間も短くしてやって、収入をしっかり押さえてあげる。

そういった形の中で、拘束時間なり、1年間の労働時間、こういった自分の分業を分けてあげるシステムを、今農協がやられていますので、こういったことが大事かなと思っています。

それともう一つは、餌をつくるが大変だとお聞きしておりますので、これも分業化すると。特に山間部は餌づくりのための条件が悪いので、こういったものについては平場で生産する。牛飼いだけだったら80歳、90歳までやれるという人たちもいらっしゃいますので、そういった方たちに餌を供給して、牛飼いはやっていただくような、そういった形のシステムもいろいろ検討はされていますが、まだまだ確立できていませんので、今後、山間部の畜産を盛り上げていくためには、そういったことをしていくことが大事だろうと思っています。こういったところについては、今後も一生懸命やっていきたいと思っております。

○高橋委員 分業化ですね、わかりました。

○濱砂委員 今、こういう時期ですから、私もよくハウスの中に入ったりするんです。すると、特にピーマンのハウスは、見ただけで通路にピーマンがなっているのがわかるようなきれいな

ところと、草が生えているところ、水がたまっているところとかさまざまなんですけれど、後継者や承継をする人たちも含めて、もっと農業のイメージアップはできないものかなと思って。昔の野良仕事というよりも、中に入ったら人それぞれなんですけれど、服装もしっかりとしていて、いい農家ほどそういう感じです。

所得倍増計画じゃないんだけど、所得を上げましょうと、ピーマンだったら反当15トンぐらいは上げましょうというような啓発をして、そして、所得を2割、3割上げていく。やり方で全然個人によって違うんです。18トンとる人もいる。中には10トン弱の人もいるということで、人によって違うものですから、頻繁に、まじめに入る人たちがたくさんとれるんですけれど。

それと、やっぱり見た目。野良着みたいのを着ていると。汚れますし、農薬をまくときもかかったりするからわかるんですが、ただ、若い人たちから見たら、やっぱり、きれいな圃場で、ある程度いい服装をして作業するところを見せないと、本当に、親の姿を見て、子供が跡を継ぎたがるのかなという感じがします。

所得だってそうです。泣き言ばかり言う人たちも結構いるんですが、堂々として、結構所得を上げている人たちはそんなことは言わないです。だから、全体のレベルを上げるような運動です。産地パワーアップとかはありますけど、これはユニフォームみたいなものをつくって着せるのもいいのかなという気もするんですけれど。もっと前向きに、明るい農業というのをつくれるといいかなという気がしますが、どうでしょう。

○牛谷農業経営支援課長 委員の御指摘のところ非常に大きいと思っております、普及セ

ンターを初め、県では農家の方々の発展段階に応じた研修会を現在やっております。新規就農者で入ってきた方々が、新規の段階、経営がある程度発展していく段階、法人化する段階、雇用の経営になっていく段階ということで、それぞれに、最初は自分が経営者で労働者だったのが、先は経営者となっていくということで、経営者としてしっかりとマネジメントできる。当然、ハウス内でもしっかりと作業をしていただく、そういうスキルを習得していただくような研修をしておりますので、委員がおっしゃったような方向では進めていきたいと思っております。

また、もうかる農業につきましては、いろいろ方法はあると思うんですけれども、今一番注目を浴びておりますのは、スマート農業で収量を上げていこうと。県内での事例もございまして、ピーマンの農家で収量の見える化、ICTの機器や二酸化炭素の供給装置とかを入れた結果、平均収量が12トンから14トンに上がって、10アール当たりで100万円ぐらい収入がふえたという事例もありました。

これを今後しっかりとデータとして蓄積して、横展開を図っていこうという事業に現在取り組んでおりますので、そういうモデル的な取り組みを確認して横に広げていって、おっしゃるようなもうかる農業の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員長 よろしいですか。

○濱砂委員 はい。

○二見委員長 そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 済みません。1点いいですか。

この間の補正であったえびのの硫黄山の対応です。今度、堂本頭首工から取水して稲作をで

きる地域があるということだったと思うんですけども、それでも、やっぱり稲作ができない地域もあるんですよね。そこ辺は、今どれくらいできるようになったのか、あと、堂本頭首工だけじゃなくて、ほかの水源から水路を引っ張ってやるという検討もされていたと思うんですけども、そこ辺がどのようになったのかを教えてくださいたいんですが。

○盛永農村整備課長 先ほど申されました堂本頭首工以外に既存の水源等を回しまして、稲作可能とした部分もございまして、それが約51ヘクタールあります。堂本頭首工からの取水を可能とした場合に約87ヘクタールで来年の稲作が可能と判断しております。

それ以外につきましても、今後ため池等の水を活用するような工事をしながら拡大させていく方針であります。

○二見委員長 あと、できない面積はどれくらいになるんですか。

○盛永農村整備課長 現在、さっき申し上げた50ヘクタールと87ヘクタールがありますが、それ以外につきましては、浜川原というところの湧水を活用するための工事をこしやっております。

○菓子野農産園芸課長 今、湧水の活用も検討されておりますけれども、昨年の影響地域が463ヘクタールでございましたので、今、農村整備課から説明があった分を単純に差し引くと、約170ヘクタールが最大で水が来ない。

ただ、水稻をつくっていない、飼料作とかをもともとつくっていらっしゃる場所もありますので、営農ベースでいきますと、それを下回る水田で水が困難となることが予想される状況でございます。

○二見委員長 それに対して、昨年に関しては、

国や県からの支援等もあったと思うけれども、今度は県は特に検討していないような状態で、市で対応をされるということだったと思うんですけども、そういうことで間違いなかったですか。

○菓子野農産園芸課長 緊急的な作付転換につきましては、現在、えびの市でも議会で今検討中と伺っております。新聞にも載っていたとおりでございます。

営農関係の支援につきましては、もともと国の直接支払いの経営安定の交付金がございます。例えば、飼料作物ですと10アール当たり3万5,000円が交付され、さらに、飼料作、飼料作等の二作付をすれば、1万2,000円が追加されるという国の制度がございますので、我々も事前にえびの市さんといろいろ相談する中で、そういうなるべく交付が受けられるような作付体系への誘導をしていこうという話をしています。

それと、歳出予算説明資料の321ページに主要農作物生産対策事業費がございます。この2項目の水田高度利用産地育成支援事業はもともと水田で高収益の作物体系を実証していく、検討していく事業でございますが、昨年と比べて増額させていただきまして、特にえびの市においては、従来から水稻作からの転換を進める上で、こしもち麦、ハウレンソウ、タマネギを1ヘクタールほど実証をしております。

農家の方からは、機械がないとか、つくったことがないというような意見も伺っておりますので、えびの市、あるいはJAさん等とも協議しながら、そういう機械の受託作業といったものを導入した上で、高収益を上げられる作付転換ができないかということで、県としては、えびの市、地元JAさん等と協力しながら、支援に当たりたいと考えております。

○二見委員長 わかりました。

○外山農業連携推進課長 同じくえびの市への支援としまして、歳出予算説明資料305ページの下から3行目の説明欄の1の硫黄山噴火に伴う安全・安心営農環境調査事業では、本年度に引き続き水質、土壌、作物の検査についてえびの市を支援することにしております。

○二見委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、農政水産部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時22分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、12日に採決を行うこととし、再開時刻を13時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時22分散会

平成31年 3月12日(火曜日)

午後1時1分再開

出席委員(7人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	野崎	幸士
委員		濱砂	守
委員		西村	賢
委員		高橋	透
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	木下	節子
議事課主任主事	三倉	潤也

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見がありましたらお願いいたします。

○来住委員 今から採決をされる議案の中で、議案第1号、第22号、第31号の3つの議案について同意できませんので、態度を先に明らかにしておきたいと思っております。

○二見委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ほかにないようですので議案の採決を行います。

それでは、御意見がありましたので、まず、議案第1号、第22号、第31号について採決を行います。各号議案について賛成の方の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 賛成多数。よって、議案第1号、第22号、第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号から第8号、第12号、第21号、第39号、第43号、第44号、第49号、第54号から第56号及び第60号についてお諮りいたします。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成31年 3月12日(火)

○二見委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後1時4分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 二 見 康 之